

318

415

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

始



H-3H-4 318-415

□ 軍 事 教 育 會 編 □

教育總監 陸軍大將 一戶兵衛閣下題字

陸軍次官 陸軍中將 山梨半造閣下序文

□ □ □
準 入
備 營

軍 事 教 育 講 話

陸軍少將 竹島音次郎閣下序文

陸軍少將 長堀均閣下監修



正 實

8 2 0 1 4

內 交

□ 東 京 中 央 館 發 兌 □

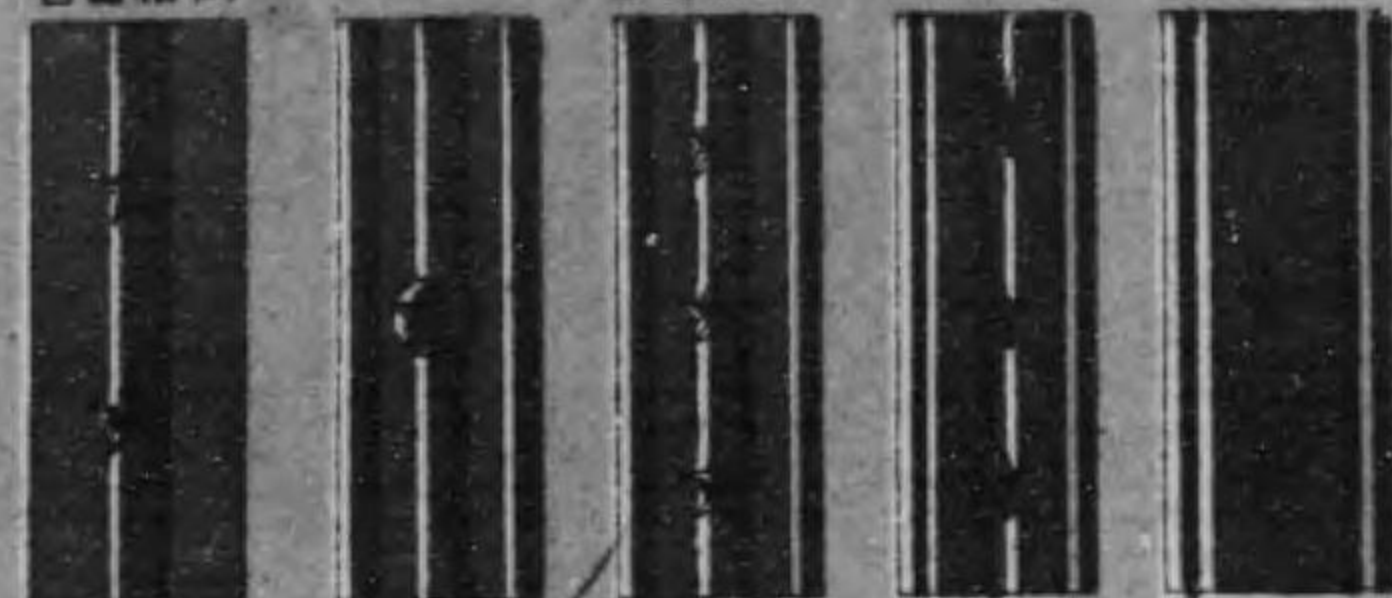
邦國脊髓

六衛題

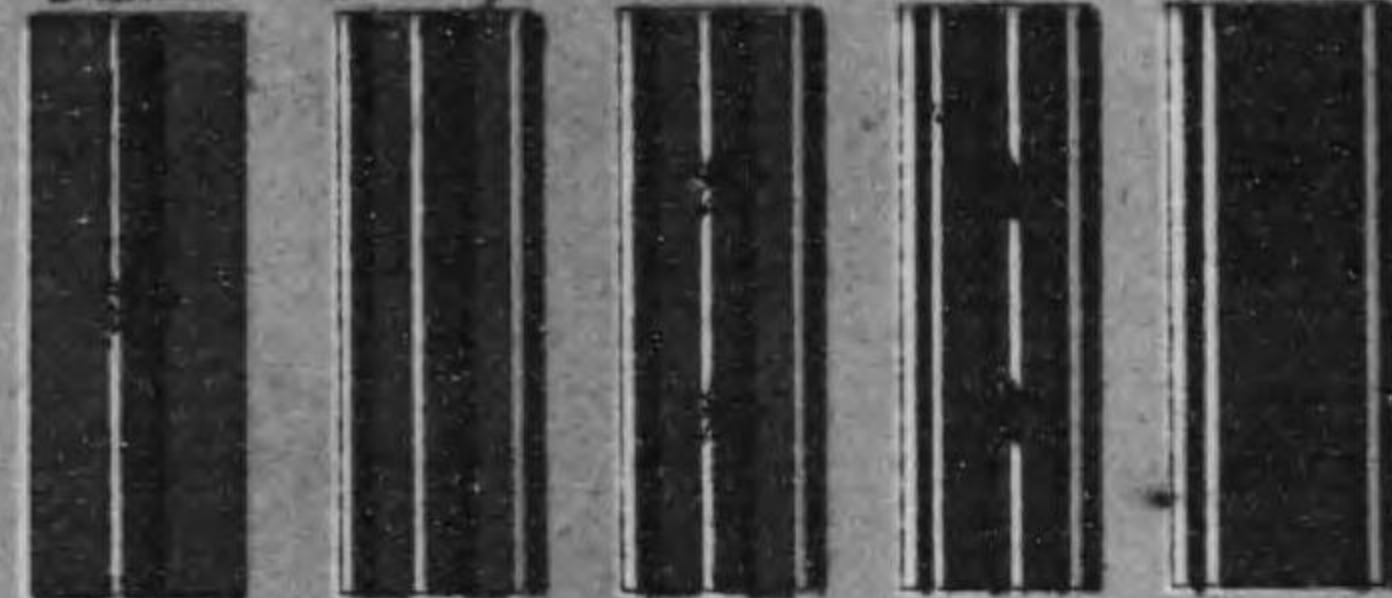


肩章

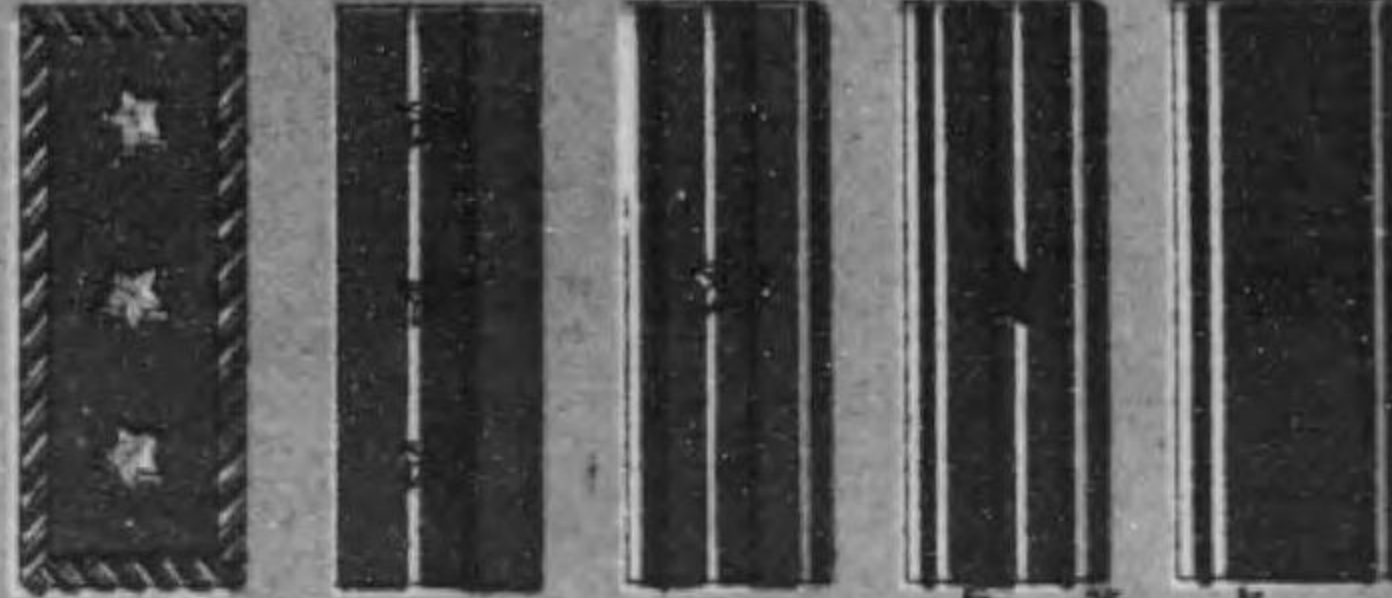
大將 大佐 大尉 准尉 軍曹 官當相同



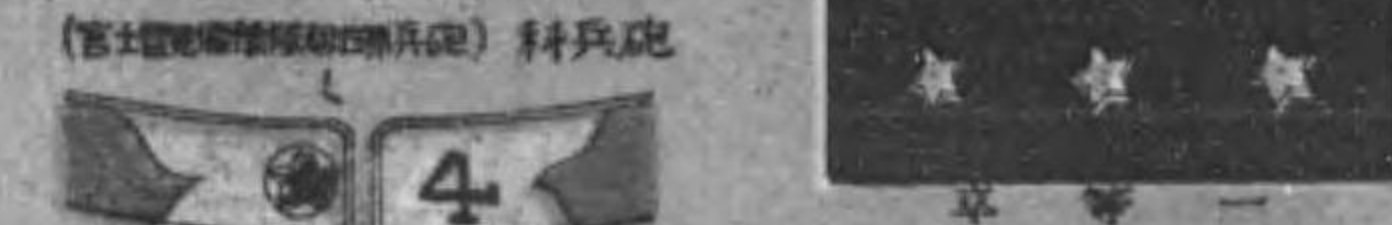
中將 中佐 中尉 特務長 伍長 官當相同



少將 少佐 少尉 少尉 兵頭 官當相同



上等兵 兵頭



備考 本圖中金色ハ相當官ニ在リテハ總テ銀色トス

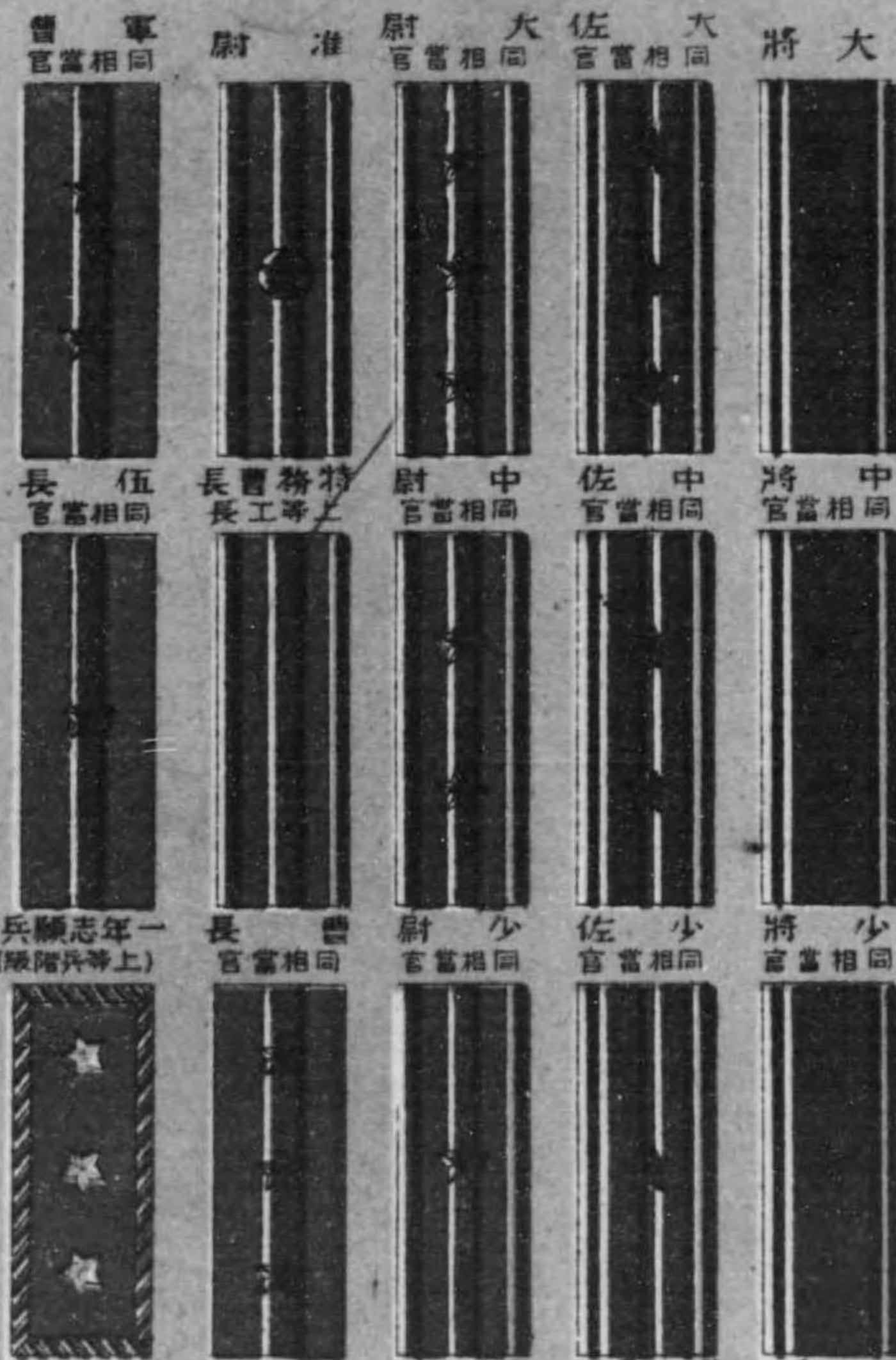
同看護卒

陸軍監獄看守

上等兵頭

陸軍監獄看守
上等兵頭

肩章



備考 本圖中ノ金色ハ相當官ニ在リテハ總テ銀色トス



臂章



近衛將以下星章



星章



元師徽章



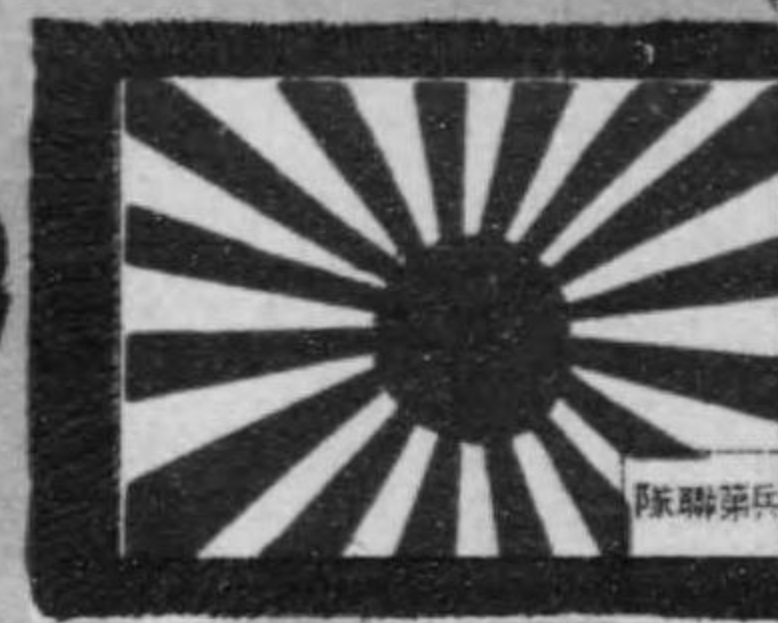
侍從武官徽章



章徽章褒



軍旗

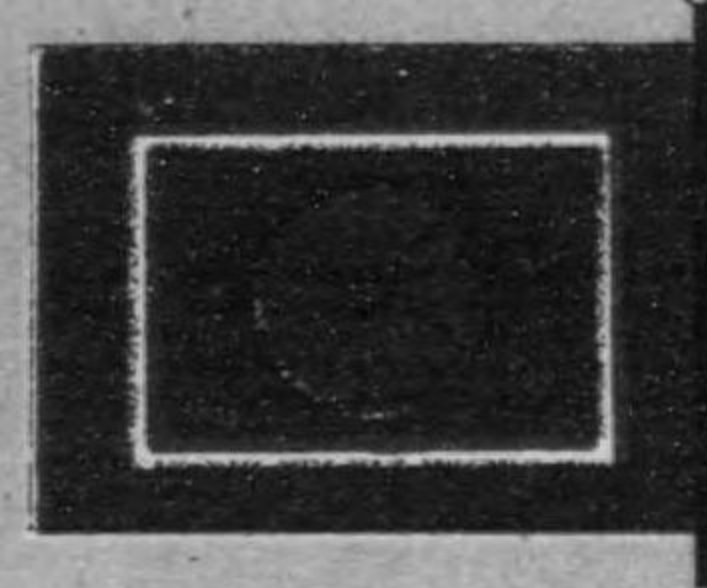


軍艦旗

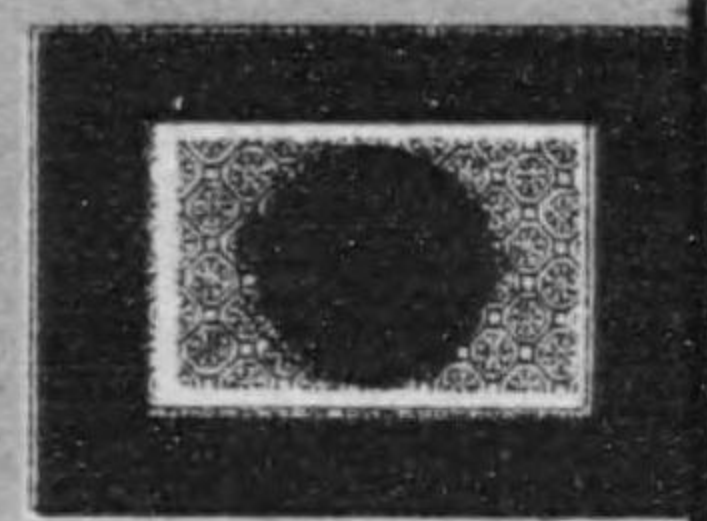


旗章

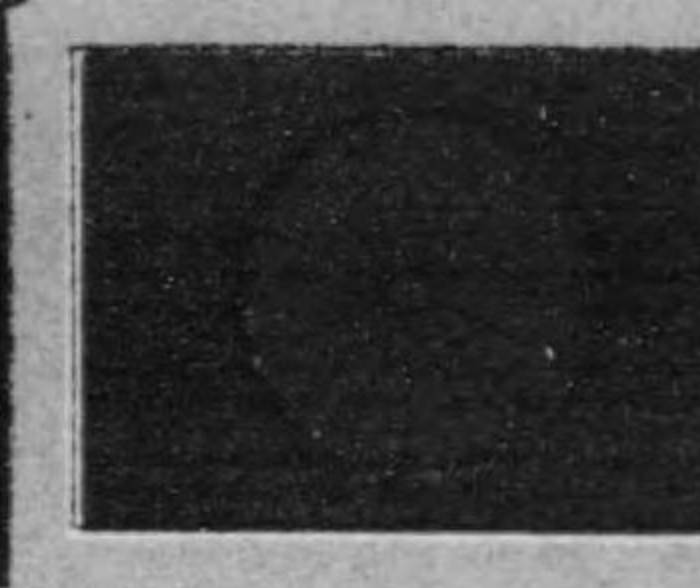
天皇皇子太子皇妃旗



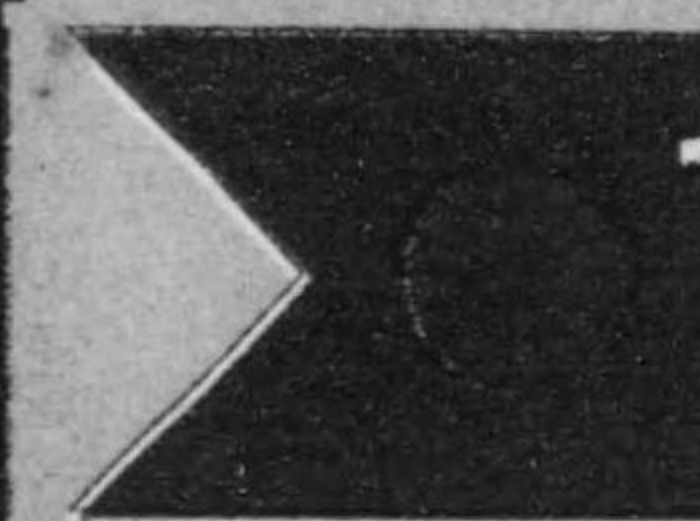
親王親王妃皇妃旗



天皇皇后太皇太后旗



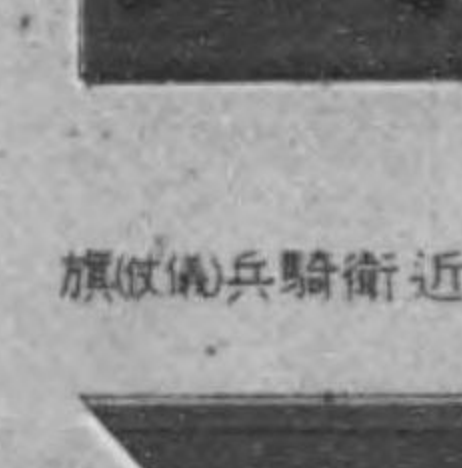
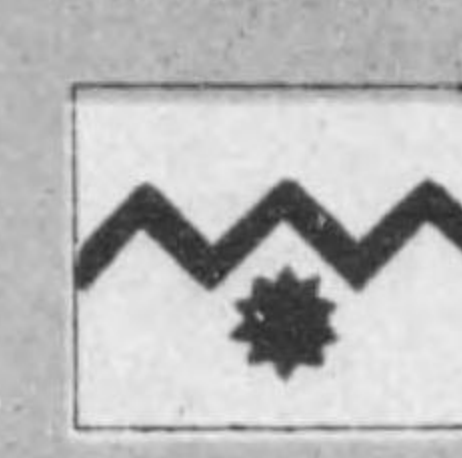
皇后太皇太后太皇太后旗



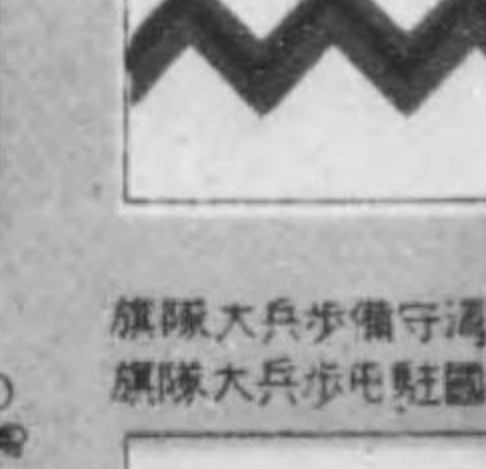
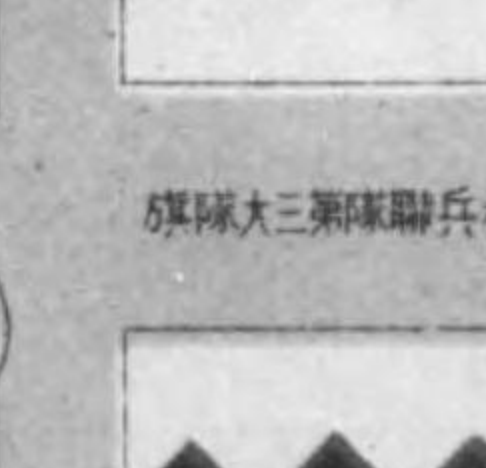
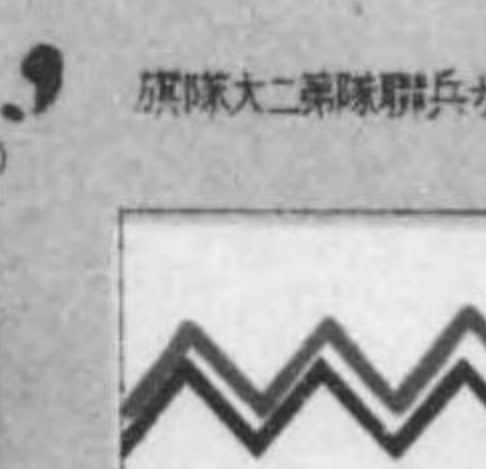
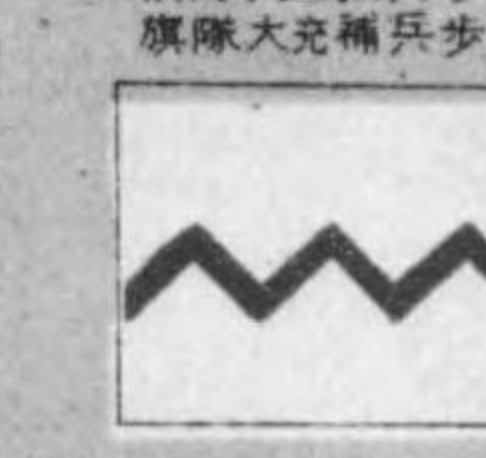
襟部徽章



步兵隊第一隊旗



步兵隊獨立隊旗



『邦國脊髓』の解

教育總監陸軍大將 一戸兵衛述

『邦國脊髓』とは、國の脊骨と云ふことである。

明治の初年、故鳥尾中將が洋行する際、故福澤諭吉翁を尋ねると、翁は男に伊太利の諺に『國の脊骨』と云ふ言葉がある、それは何う云ふ意義か詳しく調べて来て欲しいと云はれたと云ふ話を、不圖思ひ浮べて、斯くは本書に題した次第である。予は實は『國の脊骨』といふ語が、伊太利の國で如何なる意義に用ひられてゐるかを知らな
いが、我が日本に於ては『日本魂』である、これが我が國の脊髓である。此の國民精神が國家の根幹である。

日本魂は即ち武士道であり。武士道は即ち今日の軍人精神である。

予が軍人精神と云ふは、軍人のみが持つてゐる精神、軍人として必要な精神——さう云ふ狭い意味ではない、忠節・禮儀・武勇・信義・質素は勅諭の中にも

『此五箇條ハ天地ノ公道、人倫ノ常徑ナリ』

と仰せ宣へられてあるやうに軍人精神も國民精神も、何等異なる所はない。唯だ全國民を代表して國家擁護の任に在る軍人に於て、特に此の精神が必要であると云ふに過ぎない、此の精神即ち『國の脊骨』である。

壯丁の入營準備として編纂せられたる本書を一覽するに、最も力を軍人精神の涵養に傾倒したる跡歴然たり、是れ頗る予の意を得たるもの、喜んで『邦國脊髓』の四字を題し、本書を讀む者、亦特に是に留意せんことを希望す。

大正八年七月十日於東京市外上澁谷邸

序

入營兵及び補充兵役ニ在ル者ニ對シ、軍事豫備教育ヲ施スコトハ喜ブベキ所ナリトス。唯、從來世ニ行ハルル講義録ノ類、期スル所嘉スベクシテ、其ノ實之ニ件ハズ、或ハ粗漏、或ハ冗漫、却ツテ學ブ者ヲ誤ルコトアリト聞クハ遺憾ナリ。

本書ハ多年軍隊教育ノ任ニ在リタル長堀陸軍少將閣下ノ監輯ニ係ルモノ、一覽スルニ、科目ノ選定概ネ適良、叙述平易ニシテ、繁簡宜ニカナヘルノミナラズ、特ニ精神教育ニ重キヲ置キタル如キハ、最モ予ノ意ヲ得タリ。

諸子冀クハ、熱心誠實ニ、各科目ニ就キ識得セヨ、小冊子ト雖、

能ク軍人ノ本領ヲ了得スルニ遺憾ナキヲ得ン。

大正八年七月

陸軍次官 陸軍中將 山梨 半造

序

壯丁が是丈のこと(本書の内)
容を指すを辨へて入營するならば、軍隊は單り其教育の繁を免るゝのみならず、入營兵自身の進歩亦迅速にして短期教育の缺を補ひ、直接國軍の實力に、至大の影響を及ぼすべきものと謂ふべし。
之を序とす。

大正八年七月

陸軍少將 竹島 音次郎

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所に在る。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ゐる中國のまつろはぬものごもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき、古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは、兵制は整ひたれども、打續ける昇平に狂れて、朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのつから二に分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの

棟梁たるものに歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯くなれるは、人力もて挽回すへきにあらすとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間し、次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ、剩外國の事とも起りて、其侮をも受けぬへき勢に迫りければ、朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ、忝くも亦憶けれ。然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり、朕世祖宗の専養生を懐み給ひし御遺澤なめどいへとも併、我臣民の其心に順逆の理を辨へ、大義の重きを知れるが故にこそあれ。されは此時に於て兵制を更め、我國の光を耀さんと思ひ、此十五年か程に、陸海

軍の制をば今の様に建定めぬ。夫兵馬の大權は、朕が統ふる所なれば其可々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親ら之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存し、再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の太元帥なるそ。されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき。朕が國家を保護して上天の惠に應じ、祖宗の恩に報いまらざる事を得るも得ざるも、汝等軍人か其職を盡すと盡さざるに由るをかし。我國の稜威振はさることあらは、汝等能く朕と其愛を共にせよ。我武維揚りて其榮を耀さば、朕汝等と其譽を偕にすべし。汝等其職を守り、朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは、我國の蒼生は永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光尊ともなりぬへし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すへき事こそあれ、

いてや之を左に述べし。

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし

凡生を我國に稟くる者、誰かは國に報ゆ

るの心なかるへき、況して軍人たらん者は、此心の固からては物の用に立ち得

へしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは、如何程技藝に熟し學

術に長ずるも猶偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ節制も正くとも、忠節を

存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし。抑國家を保護し國權を維持

するは兵力に在れば、兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑は

す政治に拘らず、只々一途に己か自分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死

は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。其操を破りて不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一軍人は禮儀を正くすへし。凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで、其間に官

職の階級ありて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば、新任

の者は舊任のものに服従すへきものぞ。下級のものには上官の命を承るべし、

實は直に朕か命を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらすとも、上級

の者は勿論、停年の己より舊き者に對しては總へて敬禮を盡すへし。又上級の

者は下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務の爲に威嚴を

主とする時は格別なれども、其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を専一と心掛け、

上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして禮儀を紊り、上を敬はす

下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには、常に軍隊の蠱毒たるのみかは、

國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし。

一軍人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば、

我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし、況して軍人は戰に臨み敵に當る

の職なれば、片時も武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ武勇には大勇あり小

勇ありて同からず、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは常に能く義理を辨へ、能く膽力を練り、思慮を殫して事を謀るべし。小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ。されば武勇を尚ふものは、常々人に交るには溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて猛威を振ひたらは、果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ、心すべきことにこそ。

一軍人は信義を重んずべし。凡信義を守ること常の道にはあれと、わきて軍人は信義なくしては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信とは己か言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されば信義を盡さむと思はは、始めより其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし。臆氣なる事を假初に諾ひて、よしなき關係を結び、後に至りて信義を立てんとすれば、進退

谷りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆども其詮なし、始に能事の順逆を辨へ、是非を考へ、其言は所詮踐むべからずと知り、其義はとて守るべからずと悟りなは、速に止るこそよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の是非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ともか、禍に遇ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること、其例少からぬものを、深く警めてやはあるべき。

一軍人は質素を旨とすべし。凡質素を旨とせされは、文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華美の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるる迄に至りぬべし。其身生涯の不幸なりといふも中忍なり、此風一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり。朕深く之を懼れて、嚴に免黜條例を

施行し、略此事を誠め置きつれど、猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からね
は、故に又之を訓ふる所かし。汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑に思ひそ。
右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず。さて之を行はんには、一の
誠心こそ大切なれ。抑此五ヶ條は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ條の
精神なり。心誠ならざれば、如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて、何の
用にかは立つへき。心たに誠あれば何事も成るものそかし。況してや此五箇條は
天地の公道人倫の常徑なり、行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此
道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さは、日本國の蒼生譽りて之を悦びなん。朕
一人の澤のみならんや。

明治四十五年一月四日

御名 御璽

勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛ス
ル陸海軍人ニ告ク惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之
ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘシ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣
揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍際ハ即
チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ
皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ
汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏ク
シ思索ヲ選ラ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時勢ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭シ

朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名御璽

讀法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カルモノナレハ此兵員ニ加
ハル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違犯スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チ之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙ヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサル事

ルヘカラサル事

入營 準備 軍事教育講話 目次

勅諭 (明治十五年一月四日) 一
 勅諭 (大正元年七月三十一日) 九
 讀法 一一

- (1) 次 目
- 一 軍人勅諭に就て是丈は心得おくべし 一
 - 二 皇室と軍隊との關係に就て是丈は心得おくべし 一七
 - 三 軍旗に就て是丈は心得おくべし 二五
 - 四 軍備と兵役に就て是丈は心得おくべし 二九
 - 五 軍人の種類階級及限制に就て是丈は心得おくべし 三七

第六條

道徳ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ル等ノ所爲アルヘカラサル事

第七條

名譽ヲ尙ヒ廉恥ヲ重シ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺シ獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ經テ對等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ於テヤ名譽ヲ尙トシ廉恥ヲ重ニスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ殊ニ設ケラルハモノタルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ管ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飭シ決シテ違犯スヘカラサルモノ也

六 團隊の編制に就て是丈は心得おくべし……………五〇

七 陸軍禮式に就て是丈は心得おくべし……………六〇

八 軍隊内務に就て是丈は心得おくべし……………七〇

九 陣中要務に就て是丈は心得おくべし……………九四

一〇 軍人の恩賞に就て是丈は心得おくべし……………一〇四

一一 軍人の刑罰に就て是丈は心得おくべし……………一二〇

一二 歩兵となる者は特に是丈は心得おくべし……………一二八

一三 騎兵となる者は是丈は心得おくべし……………一四一

一四 砲兵となる者は是丈は心得おくべし……………一五一

一五 工兵となる者は是丈は心得おくべし……………一六六

一六 輜重兵となる者は是丈は心得おくべし……………一七七一

一七 軍馬に就て是丈は心得おくべし……………一七九

一八 被服着裝に就て是丈は心得おくべし……………一八八

一九 軍隊用語に就て是丈は心得おくべし……………一九五

二〇 距離測量に就て是丈は心得おくべし……………二〇五

二一 入營前後の心得……………二二二

二二 下士志願心得……………二三二

二三 憲兵志願心得……………二四〇

二四 工長志願心得……………二四七

二五 入營前後の式辭演説に就て是丈は心得おくべし……………二五三

二六 手紙の書き方に就て是丈は心得おくべし……………二六〇

目次終

入營準備 軍事教育講話

陸軍少將 長堀 均 監輯
通俗軍事教育會編輯部編

一 軍人勅諭に就て是文は心得おくべし

明治十五年一月四日明治天皇より陸海軍人に下しおかれたる勅諭を軍隊では「軍人勅諭」と呼んでゐる。それは軍人に下し置かれたる勅諭は此一つに止まらない、明治二十八年即ち日清戦役の終つた時、明治三十四年即ち北清事變の終つた時、明治三十八年日露戦役の終つた時、又大正元年七月三十一日、今上天皇陛下御踐祚の際等、數次陸海軍人に對して優渥なる勅諭の下しおかれてあるので、それ等と區別する爲に

明治十五年に下された勅諭をば、特に軍人勅諭と稱してゐるのである。それは此の勅諭は軍人の精神とすべき大綱五箇條を御説き示しになつた最も大切な勅諭であるからである、故に又一名を「五箇條の勅諭」とも云つてゐる。軍人勅諭は軍人の聖典である。軍隊の教育は、凡て此の軍人勅諭を基本として行はれるのである。軍人勅諭を離れて、軍隊教育は無いのである。斯う云ふたら、諸君は、軍隊でやる「氣を付け！」の姿勢と軍人勅諭とドンナ關係があるか、「氣を付け」が忠節でもなからう、禮儀でも武勇とも云へなからう、無論信義や質素であらう筈がない、して見れば何も關係はないではないか。工兵が圓匙で土を掘る、彼れだつて五箇條の何れにも當て嵌まりはしないではないかと云ふかも知れぬ。然しそれが大變な間違ひである。「氣を付け」の姿勢とは、即ち不動の姿勢である。足を六十度の角度に開き、兩手を兩脚側につけて下げ、頤を引き、全身を真直に立て、下腹に力を込めて、ジツと正面を見つめてゐる、これが不動の姿勢の要領である。こんなことは小學校でもやるから、

どんな子供でも知つてゐるが、小學校や中學校で教へる不動の姿勢と、軍隊で教へる不動の姿勢とは、不動の姿勢が違ふ。形は同じことだが其の精神が異つてゐる。不動の姿勢とは即ち動かざる姿である、彈丸が飛んでも槍が降つても動かぬ姿勢である。泥んや蚊が喰つた、蜂が螫した位で脚を動かしたり、手を上げたりするやうでは、眞の不動の姿勢とは云へぬのである。斯くの如くにして、忠節も武勇も、悉く此の不動の姿勢の間に養はれるのである。贅澤をし度いけれども、それは良くない事だから止める。質素にしよう、さういふ氣分も矢張り此不動の姿勢から生れてくるのである。そこで更に云ふ。

『軍人勅諭は、軍隊教育の聖典である。軍人の精神である』と。

夫て軍人たる者は、軍人勅諭位は暗誦して居なければならぬ。又軍隊に入ると實際にそれを行らせられる。随分長いものであるから、可なり骨が折れるが、十遍、二十遍、三十遍、五十遍、百遍、二百遍、三百遍、五百遍、千遍と繰返し繰返し奉讀する

うちには、どんな記憶の悪い者でも必ず暗で覚えられるに相違ない。然しながら軍人勅諭は徒に暗誦するのが趣旨ではない。「論語讀みの論語知らず」と云ふことがある、勅諭を暗誦したからとて、それを實行しなければ何の効がある。勅諭の文章を暗誦すると同時に、その全文を己れの五体内に取入れて、日常の一舉一動が悉く勅諭五ヶ條の出現であるかの如くに、これを日々實行しなければならぬ。戦争の時に功績を顯はすことばかりを忠節と云ふのではないのである。然らば諸君が、

入營後 勅諭五箇條を實行するには奈何すればよいか

と云ふに、それは凡そ左の如く實行して行けばよろしい、これは近衛歩兵第四聯隊で士卒一般に教育して居るところであるが、實に其の當を得てゐる。

其一 忠節

忠節とは 天皇陛下の御洪恩に報ゆる爲には、死を鴻毛よりも輕しと覺悟して最善

を盡し、斃れて後已むことをいふ。否斃れても尚ほ己まず、七生報國の概あるをいふのである。之を平易なる言葉で以て言はば、骨身を惜まず忠實に働く事になるのである。更に之を解釋すれば一生懸命にやるといふ事になる。

されば諸氏が在營間に忠節を盡すには、何事も骨身を惜まず一生懸命に勉強すれば宜しいのである。惰けたり、づるけたり、不真面目な事をしては、忠節ではないのである。須らく教へられた事は勿論命ぜられた事は、骨身を惜まず履行し服従すべきである。然るに動々もすると、お前達の内には、最初の間は如何にも真面目に働くが、だんくとその志操が變り遂に素質を現はして、終には處分まで受けると云ふ様な薄志弱行の者がある。彼の精勤章などを附與せられた者で、がらりと變つて悪くなる様な者がある。こんな表裏のある二た心のある者は、屹度大事な場合や戰場等に於ては卑怯未練な振舞をするものである。今左に日常の爲すべき事柄を列記せん。

一、教練、演習、學科等に熱心に従事すること。

- 二、射撃、劍術、體操等兵卒一人前の技術は、他人に秀で、優る如く習熟すること。
 - 三、諸勤務に従事するときは、骨身を惜ますまめに働くこと。
 - 四、哨兵、衛兵等の職務は、身を以て其責に任じ、嚴正確實に服行すること。
 - 五、身體の攝生に注意し、自ら疾病を招くが如き事あるべからず。一日の缺勤は一日の不忠なりと考ふべし。
 - 六、過失ありて處分を受け、一時名譽を損ずる如き事ありとも、悔悟し、今後一層注意して奮勵し、之れが恢復を圖るべし。決して自暴自棄に陥り逃亡自殺等を企て、不忠の上塗りを爲し汚名を受くること勿れ。
- 之を要するに眞面目に誠實に何事をも爲す事が必要である。

其二 禮儀

禮儀は、上下の秩序を保ち、且つ其一致和偕を圖る爲に、軍隊軍人間に最も必要なものである。故に勅諭にも禮儀を紊る者は「軍隊の蠱毒」にして、「國家の爲めゆるし

難き罪人なり」とまで深く御戒めなされてある。さればお前達日常概ね次の如き行ひを爲して、勅諭に違背せぬ様にすべきである。

- 一、先づ毎朝、伊勢大廟、皇居、郷里の方に向ひ禮拜するのが、敬禮の最大なるものである。
- 二、にこ／＼して氣をゆつたり持ち、心を廣く持つ。
- 三、はい／＼とこいふて、誰にも調和する。
- 四、下級者新參者に對して、無理を言はぬ。
- 五、下級者新參者に私用を命ぜぬ。自分の事は自分で爲す。
- 六、食事に先を争はぬ。飯や菜は公平に取る。
- 七、同級者か若しくは同停年の者でも、互に敬禮を交換して、人に遅るゝを恥とする。
- 八、言葉遣ひを慎しむ、野卑な話をせぬ。

九、不作法をせぬ。
十、身體を清潔にして、さつぱりした著装を爲せ。
要するに、鳥や獸と異つた萬物の靈長たる人間らしき行ひを爲し、他と一致調和するのを禮儀の本とすべきである。

其三 武勇

忠愛の至誠より發する犠牲的行爲、義侠的動作を眞の武勇といふ。雞の可愛さに親鶏が犬猫に向つて突進する、君の爲め國のため、雲霞の如き大軍に向つて突進する、共に忠愛の至情のほとばしる所である。斯く身を顧みず慾を離れてこそ、大勇猛心が發揮せらるゝのである。此身が大事、生命が欲しいといふ考では、眞の武勇は出來ぬ。さればお前達は日常から、

- 一、言語動作共に元氣能く活潑に、きび／＼と威勢能くやる。
- 二、教練、演習、技藝等満身の力の限りを出して練習する。

- 三、同僚は勿論、下級者を愛撫し、粗暴な言動を戒む。
- 四、骨惜み。飲みたい。食べたい。惜しい。欲しい。遊びたい。樂をしたい。といふ様な慾情を、極端に自制し、克己心を養成する。
- 五、暑さ寒さに閉口せず、我慢して之に打克つ。
- 六、困苦缺乏の攻め來る度に「限りある身の力ためさん」といふ氣概を以て之れと奮闘する。

其四 信義

之を要するに何事にも勝つ、決して負けない、といふ元氣が、我が尙武國民たる軍人の最も大切なところである。
人から信用を受けるには、嘘やベタンがあつてはならぬ。又義理を缺いては駄目であると同じく、軍人に「うそ」「いつはり」があり、又義務を履行せざる様では、軍隊から除け者とせられる。勅諭には「信義なくては一日も、隊伍の中に交りてあらんこと

惜しい。欲しい。遊びたい。

難かるべし」と仰せられてある。されば信義の道を盡さんは、

- 一、嘘は最大禁物。
- 二、ごまかし、言ひぬけ、ペテンは一切無用。
- 三、腹の底、心の中、さつぱりとして、虚心坦懐、青竹を割つて見た様であれ。
- 四、時刻に遅るゝな。
- 五、約束は死んでも違へるな。
- 六、命せられた事は勿論自己の爲すべき事は、必ず速に達成する様に努力せよ。
- 七、ごんな相談にても、先づ前後の成行を熟慮してから應ぜよ。
- 八、いやなら、いやと、きつぱり断るの勇氣が必要。
- 九、附和雷同、首鼠兩端、内股膏藥は恥づべきものぞ。
- 十、貸すな。借りるな。呉れてやれ。
- 十一、必ず返せ。恩を忘るゝな。

其五 質素

軍隊程質素な生活を爲す所は無い。無駄なもの、贅澤なものは、一品として兵卒に給與されて居ない。其譯は軍人は戦が本職である。戦場に出ては著のみ著の儘、天幕の家に藁の蒲團と外套の夜具、梅干一つで麥の飯といふのが常である。こんな困苦缺乏に打克つて、其上敵と勝負するのであるから、平時から其豫習を爲し、習慣をつけ置くべきである。然るに若しも軍人がそれを爲さずに、贅澤三昧驕奢に流れ、華美に陥れば、勅諭に深く戒められた通り、「節操も武勇も其甲斐なく世の人に爪弾きせらるゝまでに」至り、軍人の「士風も兵氣も頓に衰へ」負け戦の因となる。深く戒めねばならぬ。其質素を守らんには、

- 一、官物 私物共に同じ様に、大切に取扱ひ壊さぬこと。
- 一、汚れたもの破れたるものは、手入修理して保存を長くすること。
- 一、銃布、銃油、手入油の類を無駄に消費せず、節約して、支給せられたる量にて

満足すること。
一、買喰、間食、飲酒、喫烟共に戦場には之れ無きものと心得、大いに節約するが絶對に止めること。

一、日用品は、實用に適し、丈夫で長く持つものを選ぶべし。(酒保の品にて十分なり)

一、廢物利用の世の中、何でも塵捨場に放棄せざること。

一、給料は皆消費せず、貯金する。

一、郷里から送金を受くるは不敬(御上に對し)と不幸(親に對し)。

一、湯水をシャワー使用せず。

一、無駄に炭火(瓦斯)を起さず。

一、電氣も無用に點けるな。

一、米、麥、飯を流さずに。

一、魚菜の切端も少くし。
一、自分許りを考へず、人の爲めにも節約す。
要するに常に「戦場に在り」と云ふ考を以て、質素の道を守ることが大切である。
以上列記する事項は、日常行動の標準たるに過ぎぬ。此外まだ、澤山あるのであるが、各自皆能く其の精神のあるところを了解し、之れに合ふ様に言動を律すればよろしいのである。

大正勅諭に就て

之も判り易く、今上天皇陛下が大正元年七月三十一日御即位の初に當りて陸海軍人に對して下しおかれたる勅諭を、斯く稱してゐるので、その勅諭の全文は巻頭に掲げてある。辭句の六ヶしくて意味のわからぬ所は、學校の先生にでも問ひ質すがよろしい。御即位の初に當りて特に軍人に對して此の勅諭を下し置かれたのは、實に恐れ

多い申分ではあるが、明治天皇崩御遊ばされて、今上陛下代つて帝國の陸海軍を御統率遊ばさるゝ事となつたに就て、親しくお言葉を下しおかれたものにて、軍人を以て陛下の股肱と思召されるればこそである。殊には、

忠勇なる汝等軍人の働きに信頼して、明治天皇の御遺業を繼承し、今後益々我が皇御國の光威を世界に輝かし、國家を富強にし、又人民の幸福を増進せんことを、期して居るぞよ。

と仰せらるゝに至つては、餘りの有難さに涙がこぼるゝ次第である。然れば右勅諭を下しおかれたる當時、時の陸軍大臣上原大將は陸軍々人一同に代つて、御聖旨を奉體して今後益々忠節を勵むで御座りませうとお答へ申上げると共に、部下一同に對して左の如き訓示を下した。これも少し辭句が六かしいと思ふけれども、茲に掲げておくから、解らぬ所があつたら、同じく學校の先生か郷軍人分會長にても問ひ質すがよい。

訓示

我帝國ハ、先帝ノ御稜威ニ依リ、累次ノ征戰ヲ經テ、大ニ國運ヲ宣揚シ、坤輿上ノ一大勢力タルニ至リシト雖モ、方今宇内ノ大勢ハ、國際競争ノ輪贏ヲ、武力ノ優劣ニ待ツノ跡歴然タリ。乃チ將來益々國運ヲ發展セシムル爲ニハ、精銳ナル武力ノ後援ヲ要スルコト、愈々切ナリトス。此ノ秋ニ當リ、頭首ト仰ギ奉リシ先帝ノ御登遐ニ遭フ。股肱トシテノ御信頼ヲ忝ウシ、特殊ノ優遇ヲ蒙レル、帝國軍人ノ感動如何ハ、復本官ノ言ヲ待タザル所ナリ。然レドモ、此際悲傷哀痛ノ極、苟クモ士氣ヲ沮撓スルが如キコト有ルベカラズ。今ヤ今上陛下御登極ノ初ニ於テ、畏クモ特ニ陸海軍人ニ、優渥ナル勅諭ヲ下シ給ヘリ。聖旨ノ存スル所、宏遠無量、感激ノ至リニ堪ヘズ。身ヲ軍籍ニ置ク者ハ、其旗下ニ在ルト、郷閭ニ在ルトヲ問ハズ、厚ク聖諭ヲ奉體シ、一層堅實ナル思想、勇邁ナル志氣ヲ發揮シテ、粉骨碎身、以テ有形無形ノ鍛練ヲ積ミ、克ク國家ノ干城、國民ノ儀表タルノ本分ヲ完ウシ、誓テ皇基ヲ

無窮ニ擁護スルト同時ニ、鴻大ナル聖徳ノ發揚ニ、貢獻セザルベカラズ。是レ先帝ノ殊遇ニ酬イ、陛下ノ教旨ニ副ヒ、報効ノ實ヲ擧グル所以ナリトス。諸君もよろしく、陸軍大臣の心を以て、其の心と爲なければならぬ。

讀法に就て

勅諭の外に、陸軍には讀法といふものがある。之もその全文を巻頭に掲げて置いた内容は七箇條から成り立つてゐるが、要するに五箇條の勅諭を敷衍したもので、諸君は入隊の當日、これを中隊長から讀み聽かせられた上、今般御讀聞相成候讀法ノ條々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事と記せる誓文の後に自分の姓名を記入して判を捺し、こゝに始めて軍人となるのである。即ち讀法といふのは誓文の前書である。これも幾度も繰返して讀んで暗誦する位にしておくと、入營してから大層樂て

ある。此の方は軍人勅諭に比べると餘程短いから雜作はない。

二 皇室と軍隊との關係に就き是丈は心得おくべし

天壤無窮の皇室

明治天皇御製

橿原のどほつみおやの宮ばしらたてそめしより國はうごかず。

明治天皇御製

神代よりうけし寶をまもりにてをさめ來にけり日の本の國。

我が大日本帝國は、萬世一系の皇室を以て中心とせる一大家族から成立ち、皇祖の遺詔によりて、其の直系に當らせらるゝ萬世一系の天皇が統治し給ふ所の世界に比類なき國體である。世界の諸國では、數次革命があつて、其の都度國王が更つた。諸

君の中には或は、最近に支那や露西亞や獨逸の王室が亡びたのを見て、不思議に思ふ者があるかも知れないが、かういふ事は、外國では少しも珍らしくない、夫れ等の王室は何れも、前に在つた王家を滅ぼして、其の權力に由つて自分で皇帝の位に即いたのであるから、他から夫れよりも大きな力が現れて來れば、其の爲に又亡ぼされてしまふのは、寧ろ當然のことである。然るに我帝國は、天照大神が、皇孫瓊々杵尊に三種の神器を授け、

夫の豊葦原の瑞穂の國は、吾が子孫の王たるべき地なり。爾宜しく就きて治せ。寶祚の隆えまさんこと、天壤と共に窮り無かるべし。

と宣はせられて此の國土に降し給ひたるより、三代の間は日向の國に在らせられ、第四代神日本磐余彥命の時に至りて、中つ國(今の近畿地方)のまつろはぬ(服従せぬ)者共を撃ち平げて、大和の橿原に宮柱太しき建て、始めて天皇の御位に即かせられたる年を以て紀元とし、大正八年の今日に至るまで二千五百七十八年皇統連綿一百

二十二代に及ぶ。外國とは國の起原からが異つてゐる。然らば何故に我國のみが、斯かる立派な、世界無比の國體を形づくるに至つたかと云ふに、それには大に理由がある。

皇室の尊嚴及國民との關係

つらく我國太古の歴史を按ずるに、伊弉諾、伊弉册二柱の御神が、實に我々日本民族の御祖先であつて、此の二神が我が國土と人民とを生まれたのである。それより其の子孫が段々と増殖して、茲に一大民族を成し、數多の年數を経て、それが、諸方に分布せられ、分布せられた者共が各地に割據するやうになつた爲め、神武天皇の御時に御躬づから海内を一統して、建國の大業を成就せられたのである。して見ると我國民は、悉く其の源を、恐れ多くも皇室に發し、何れも正しく立派な由緒を持つてゐる者ばかりである。

言換ふれば皇室は大日本帝國の眞柱である、大黒柱である。皇室は國民の宗家（御本家）であつて、天皇は臣民の君父に在しますのである。乃ち我々五千餘萬の日本民族は、畏れ多くも皇室と共に、其の始祖を同じくする血族團體である。皇室は其の中に於て、最も純正潔白なる直系の御正統であり、我々臣民は其の傍系から漸次多葉に廣まつて行つた支統の又支族である。故に我が日本民族が千古の昔から、唯一の皇室を中心として、其の下に堅固なる團結を維持してゐる所以のものは、恰も兒や孫が父母の膝下に團欒して、一家をなすのと同じことである。皇室と國民との關係は、人の爲の約束ではない、又強い者と弱い者、征服者と被征服者といふ權力の關係でもない。此の密接なる關係は、實に天理に出てゐる。外國が形ばかり「皇室と臣民」といふ風に眞似をしても、それが長續きする理由がない。例へば茶碗とその蓋のやうなものである。揃つてなければ體裁をなさぬけれども、元來が別々のものである。一寸蓋を持上げれば、すぐに離れてしまふのである。いか程外國人が羨しがつても、口惜しがつ

ても、我が日本の皇室と臣民とのやうな關係が、さう百年や二百年で速成的に出来るものではない。否今後は、よし千年経つても萬年経つても、出来るものではないのである。

皇室と國民との關係は、斯の如く密接であつて、國民は皇室を敬ひ尊び、天皇に忠節を盡すを以て、其の本分となし、又無上の光榮と心得てゐる。同時に歴代の天皇亦仁愛の政治を以て萬民を安んじ給ひ、其の情恰も慈父の赤子に對することさものである。諸君もよく知つて居る如く、昔仁徳天皇は、

民の貧しきは 朕の貧しきなり 民の富めるは 朕の富めるなり。

と宣ひ、又 明治天皇は

天下億兆一人も其所を得ざるときは皆 朕が罪なれば、

と仰せ下された。畏きかな帝徳昭々として日月と其光を同じくし、皇統連綿として、天壤と與に窮る所を知らざる所以である。本章の冒頭に掲げた 明治天皇の御製の

中に「神代よりうけし寶をまもりにて」と仰せられた寶とは、一般に「三種の神器」のこと、解せられてゐるやうであるが、編者は三種の神器以外に、恐れ多き推量かも知れないが「臣民」といふ意味をも御含ませになつてゐるのではないかと、拜察するのである。上古人民を指して於保美多訶良と曰うた、於保は大、美は御、多訶良は寶である。即ち人民を以て大御寶、國家の寶であるといふ意である。右一首の御製のみを拜誦したのでは、さう云ふ意味をも御含め遊ばしてゐると斷言は出来ないが、他の多くの御製に現れてゐる大御心より推察し奉ると、さういふ意味もあるのではないかと推せられるのである。實に難有く又畏れ多き次第ではないか。

皇室と軍隊との關係

次に皇室と軍隊との關係であるが、上古の武夫と、中古の武士と、今の軍人とは皆同じ様なものである。軍人勅諭の冒頭の方にも「大伴、物部の兵どもを率ゐて」とあ

る如く、大伴、物部の二氏が軍職の家柄であつた「ものゝふ」とは物部から轉訛した言葉で、此の二氏は累代武を修め、志を磨き、一族子弟擧つて王事に勤勞した。

海ゆかば水つく屍、山ゆかば草むすかばね、

大君の邊にこそ死なめ、かへり見はせじ。

之は大伴家持が子孫を訓戒した歌である。歌の意味は海戦に出たらば、海の藻屑となつて果てよ、野戦に従事したならば、屍を草叢の裡に捨てよ。大君の爲に御楯となれよ、大君の御馬前に深く討死せよ。ゆめ卑怯な振舞をするなど云ふのであつて、今日の軍人精神も亦全く此通りである。

我國軍隊の沿革を茲に説くことは紙数が許さぬ。又左程の必要もない。皇室と軍隊との關係は、諸君が心を留めて「軍人勅諭」を拜誦すれば直に分かることである。即ち眞先に何と仰せられてあるか。

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある。

神武天皇以來此の一事に變りはない。次で何と仰せられてあるか。

朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。

即ち軍隊は、天皇陛下の御親率あらせらるゝ所のものであつて、帝國憲法にも「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス（第十一條）」といふ明文がある。皇室と臣民との關係が、外國とは違ふやうに、皇室と軍隊との關係も、外國とは大に違ふのである。更に又勅諭の中には、

朕は汝等を股肱と頼み汝等は、朕を頭首と仰ぎてぞ其親しみは特に深かるべき

と仰せ下されてある。何と勿體ない事ではないか。我等如きはしたない者が、天皇陛下と御一心同體、頭首と手足との干繋であるぞと仰せられてあるのである。日本臣民は、陛下の赤子であり、日本の寶であるぞと難有き御沙汰を受けてゐる上に、國民の中でも特に軍人は、陛下の御手足であるぞと宣はせられ、其の御軍服の如きは、諸君も知れる通り一兵卒の軍服と同じものを、玉體に着けさせられてゐるのである。誰か感

奮興起せざらんやである。

「我は日本の軍人なり」と云ふことは、直ちに「我は、陛下の股肱なり」といふことである。深く肝に銘じて、其の志操、品行、行儀を何處までも氣高くして、飽くまで股肱たるの實を擧ぐるやうに心がけねばならぬ。

右の外軍人が、陛下の股肱として、種々の御優遇を辱うする種々の點に就ては、入營後又いろ／＼と説き聞かされるであらうから、茲には唯其の大要を説示すに止め置く。

三 軍旗に就て是丈は心得わくべし

軍旗といふのは俗にいふ「聯隊旗」のことで、歩兵聯隊と騎兵聯隊とは、各隊一旗づゝ下し置かるゝもので、左の如き優渥なる勅語と共に下附される。

歩(騎)兵第 聯隊ノ爲軍旗一旗ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ以

テ我帝國ヲ保護セヨ

(軍旗授與の際の勅語には、多少の差異がある。乃ち近衛歩兵各聯隊及歩兵第一聯隊より同第二十四聯隊に下されたる勅語は左の通りである)

歩(騎)兵第 聯隊編制成ルヲ告グ仍テ今軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ以テ國家ヲ保護セヨ

大元帥陛下御手づから聯隊長に授けられ、聯隊長は部下聯隊を率ゐて式場に参列し、恭しく拜受すると共に、勅語に對して左の如く奉答するのが例である。但し遠隔地其他の事情で、御親授のかなはない時は、陸軍大臣に授けられ、陸軍大臣より所屬師團長に送附せられ、師團長より聯隊長の手に授與せられる。

奉答

敬テ明勅ヲ奉ス 臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン

軍旗は竿頭に菊花の御紋章を附したる旭日の旗であつて、菊花は皇室の尊影にして

旭日は我帝國の影像とも見るべきか。

恭しく惟みるに、軍旗を授與せらるゝは、大元帥陛下直接軍隊を御統率あらせらるる所以にして、或る意味に於て、御臨隊を代表せらるゝものと解釋することが出来る。故に軍旗は聯隊の精神、名譽を顯彰する唯一無二の標章にて、破損も補理する能はず朽敗も改修するを得ず、創設より未來に垂れ、御授與より無窮に亙り、萬世不易、神聖にして冒すべからざる所以茲に存す。然れば吾人の軍旗を視ること猶ほ、至尊の御名代と同一の觀念を以てすべく、軍旗の下に功名するは、大蠶の下に功名するに等しく、軍旗の下に戦死するは、恰も、天皇陛下の御馬前に討死すると一般である。故に我々は、天皇陛下に捧ぐる所の身命及び赤誠は、舉げて之を軍旗に捧げ、軍旗の下に生死を共にするを以て無上の光榮となし、此を以て絶対的安心立命の地としなければならぬ。

明治天皇の御製に曰く、

ますらをに旗をさつけて思ふかな。

日のもとの名をかややかすべく。

軍旗授與の勅語と併せて、我々軍人の須臾も忘るべからざる所、而して此御製に對する諸君の覺悟は、彼の軍旗に對して奏する『足曳の歌』に能く悉されてある。その歌に曰く、

あしびきの、山邊どよもす、砲の火の、

煙の中に著じるく、きはへる旗は、かしこしや。

我が大君の御手づから、授け給へる御軍の、印の旗ぞ、

我が輩の、軍の神ぞ我が輩の、軍の神と仰ぎつゝ。

進めや進め丈夫の輩。

軍旗は古色蒼然として、古びたる程貴いといふ。軍旗に貴きと貴からざると二様ある理由がない。たゞ古いのが貴い譯でなく、硝煙の爲にくすばり、風雨の爲めに色褪

せ、彈丸の爲に破れ裂けるに至つた、其の軍旗の名譽ある歴史が貴いのである。その軍旗の下に於て、幾多の忠勇義烈の將卒が、君國の爲めに其の身を捨て、皇威を發揚し國家を保護せる歴史を持つてゐるからである。中には敵の砲彈の爲に旗竿を折られ、聯隊長、旗手等が戦死して其の鮮血を浴びた「血染の軍旗」もある。古い聯隊の中には、旗章悉く裂け散つて、殆んど御紋章と旗竿とばかりになつたものもある。それは同一聯隊には、再び軍旗を賜はることなく、又濫りに修繕することを許されないからである。過去の戦争に於て、我軍はしばしば敵の軍旗を奪つたが、我が軍旗は未だ曾て外國人の手に觸れたことはない。激しい戦闘の爲に、聯隊は殆んど全滅に陥つたことはあるが、軍旗だけは常に安全に保護せられたのである。

四 軍備と兵役に就て是丈に心得おくべし

〔軍備の必要〕 一體何の爲に國家には軍隊が設けられてあるのか。夫は丁度諸君の

家の周囲に垣根があり、家には戸締りがしてあるやうなものである。泥棒が這入つても、強盗が押込んでも關はない。何でも欲しい物を遣るから持つて行き給へといふ家には、戸締りの必要も垣根の必要もない。戦争は御免だ、戦争をする位なら國が無くなつてもよい、と云ふ國なら軍隊は要らない。然し諸君は、若し「お前の命と、お前の財産とを俺によこせ」といふ者が出て來たら、諸君は「馬鹿を言へ」と一喝するに相違ない。それでも遣せと云つて、無理にも奪らうとすれば、結局殿り合ひ、斬り合ひにならなければならぬ。「日本の國土を我に差出せ」と云ふ敵が現れたら、結局戦争である。若し我が力が強ければ、反對に敵を撃ち懲らして、時誼に依つては亡ぼしてしまふことも出来るが。此方が負ければ財産も國土も奪はれて了ふのである。

『そんな無法な者はあるまいぢやないか』と云ふ者があるかも知れぬが、實際有るのだから仕方がない。過去に於ける數次の戦争、何れも露骨にお前の國をよこせとは言は

ぬが、放擲つておけば結局はさう云ふ事になる、と云つて口先で詰つて見ても、對手は一向お構ひなしで、ドシ／＼侵略してくる。已むを得ず武力に依つて其を阻止する爲に、總て戦争は起つたのである。

實に軍備の強弱は、國家の安危榮辱に關するものである。然し文明國の軍備は國家の存立を確實にし、世界の平和を護る爲めに設けらるゝもので、古の英雄豪傑が、兵力を弄びて、濫りに他の領土を侵し、其の土地財産を増加する爲に、備ふるものは違ふ。軍備は平和を保持する爲に必要なのである。物は力が平均して居れば決して動かない、風が吹くのは低氣壓と云つて、特別に軽い空氣が生ずるから起るのである。國と國との間に於ても相互の國力の平均が破れると、得て戦争が起るのである。兵備は、國家を護る爲に絶対に必要である。然らば誰が國家を守護するのか、豈夫外國人を頼んで護つて貰ふ譯には行くまい。自分の國は自分で護らなければならぬ。と云つて女子に武裝させて國を護らせる譯にも行くまい。護國は男子の役目である。そ

こで男子には兵役の義務といふものが生じてくるのである。
「兵役の義務」 東洋といふ廣い地域の平和を維持する者は、日本帝國を措て外にな
い。帝國の安寧を完全に維持する爲には、先づ東洋全般の安寧を維持してゆかなけれ
ばならぬ。従つて我が日本帝國は、頗る強大なる軍備を要するが故に、國民はみな兵
役に就きて、献身公に奉ずるの義務がある。と云つたからとて、國民皆兵の制度は、
近年に至つて始めて起つたものではない。日本は抑も建國の始めより、國民皆兵の主
義を採つてゐた國柄である。それが軍人勅諭にもある通り、中頃一時武家といふもの
が現れ出て、軍職を世襲となし、兵と農とが分れたこともあるが、これは我國本來の
制度ではない。我國は昔から兵農一致、國民皆兵である。此の御趣旨は明治五年十一
月二十八日、皇政を復古し、更めて徴兵令を敷かるゝに際して下された詔諭に依つて
も明かである。

詔 諭

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ壯丁ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農
ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實
ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカ
ラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基
ヲ立テント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ
而して帝國憲法には「兵役」と「納税」とを以て、國民の二大義務と定めてある。國民は
憲法、法律には絶對に服従するの義務がある、納税は怠るべからず、兵役は果さる
べからずである。即ち男子十七歳に滿つれば、國民兵役に就き、滿四十歳に至るまで
の間之に服すべきものである。而して滿二十歳に至れば、徴兵適齡者として、検査を
受け、之に合格したる者即ち健康にして善良なる國民は、選ばれて陸海軍の現役兵及
び補充兵となるのであるが、斯様なことは已に諸君の熟知しあるべき事であるから、
敢て喋々するの必要はあるまい。

【参考】 として、左に「徴兵令」の第一章を掲げて置く。

第一章 總 則

- 第一條 日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス
- 第二條 兵役ハ分テ常備兵役後備兵役補充兵役及國民兵役トス
- 第三條 常備兵役ハ分テ現役及豫備役トス
現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者ハ之ニ服シ豫備兵役ハ陸軍ハ四箇年四箇月海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス
- 第四條 後備兵役ハ陸軍ハ十箇年海軍ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス
- 第五條 補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二箇年四箇月海軍ニ在リテハ一箇年ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス
- 第六條 國民兵役ハ分テ第一國民兵役第二國民兵役トス
第一國民兵役ハ陸軍ニ在リテハ後備兵役又ハ召集セラレタル補充兵ニシテ其ノ役ヲ終リタル者海軍ニ在リテハ後備兵役ヲ終リタル者之ニ服シ第二國民兵役ハ常備兵役後備兵役補充兵役及第一國民兵役ニ在ラサル者之ニ服ス
- 第七條 各兵役ノ期限既ニ滿ルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ學アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期ヲ延スコトアル可シ

第八條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第十二條 二十歳ニ至ラズト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ由リ現役ニ服スルコトヲ得

【兵役の名譽】 兵役が國民の義務であることは、世人多く之を説くが、兵役が國民の名譽であることを説く者の少いのは、甚だ遺憾である。何故に兵役に服するは國民として、名譽である乎。

凡そ兵役は、不具の者は服するを得ない。癡疾の者も服するを得ない。癡癩白痴は勿論病弱の者も服するを得ない。身體頑健にして人間一人前の能力あるも、重罪の刑に處せられたる者は服するを得ない。即ち凡そ兵役に服し得る者は、體格に於ても、精神状態に於ても、完全無缺の人であつて始めて服役する權利を與へられるのである。徴兵せられることは、人として「完全」であることを證明せられる譯である。此の一事既に大なる名譽である。兵役に服する者は、日本國民の人口に比例すると、千五百人に就て一人の割合となつてゐるが、此の點に於て、諸君は千五百人の同胞を代表して

上は 天皇陛下の御爲め、下は國民一般の爲めに、國家擁護の重大なる任務に就くのであるから、其の名譽も亦大なりと謂はなければならぬ。且夫れ草莽の臣、畏れ多くも 天皇陛下より最も厚き御信任を忝うするの名譽は、兵役に服するにあらざれば到底得がたき所のものである。昔高山彦九郎といふ有名な勤王の士は、破格を以て 天皇に拜謁を賜はつたとき、

われを臣と思召すかや、天皇の玉の御聲のかゝる嬉しさ。

とて、我は端たなき蟲けら同様な者と思つてゐるのに、臣と思召せばこそ、斯く御目通りを許され、有難きお言葉をも下しおかれるのであらうと、感激したといふことである。然るに今日の軍人は、畏れ多くも軍人は、朕の手足なるぞといふ、御言葉を賜つてゐるのである。而して大演習の際に一兵卒の身を以て、玉體近くお召しの上、いろ／＼と難有い御下問を賜つたやうな前例もあるのである。又諸君が入營中は勿論退營後も在郷軍人として着ることを許さるゝ軍服は、これ亦畏れ多くも 大元帥陛下

の御服と制式を同うし、而も軍人たる名譽なき者は、如何に國家に功勞ある人と雖も、着用することの出来ないものである。これを名譽と謂はずして、又何をか名譽と云はむやである。尙ほ又兵役に服し、現役を終りたる者には、選舉權を與へよと云ふやうな説も、近年識者の間に追々勢力を占めて來てゐるやうである。これも或は遠からず事實となりて現れ、光榮ある諸君の前途に、尙ほ一の名譽を増加する事にならうかと思ふ。

五 軍人の種類、階級及服制に就て是丈は心得置くべし

陸軍々人の種類

軍人は大別して陸軍と海軍の二つに分たれることは誰も知つてゐる所であるが、其陸軍の軍人にもなかく種類がある、然し種類と云ふのは、大將とか、少將とか、上

等兵とか云ふのとは違ふ、それは軍人の階級であつて、種類ではない。陸軍には六兵科四部がある。六兵科と云ふのは

憲兵科、歩兵科、騎兵科、砲兵科、工兵科、輜重兵科。

四部と云ふのは、

經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部。

であつて、以上六科四部に属するものは、凡て軍人と稱せられるが、科部が異なるに従つて、其任務も異つてゐる。何ういふ風に違ふかと云ふに、

【憲兵】は軍隊の警察官のやうな役目で、平時は軍人及び軍事に關係ある犯罪あるものを逮捕し、戦時には、野戦軍に附屬して出征し、戦地に於て不正の行爲を爲す者を取締り、軍用の建造物を保護し、又は我軍に敵意を有する人民及び敵の間諜を搜索して、軍の行動を援けるものである。

【歩兵】は徒歩にて小銃及び機關銃を使用して戦闘し、諸兵種中人員も効用も、共

に最も多數を占め、戦闘の主兵である。

【騎兵】は馬の速力を利用して敵の所在及び地形等を搜索し、傳令の勤務に従事し又刀及び騎銃、機關銃を以て戦闘も行ふ。

【砲兵】に野砲兵、山砲兵、騎砲兵、重砲兵の四種あり。野砲兵は野砲を、山砲兵は山砲を使用して戦闘し、重砲兵は重砲、機關銃及小銃を使用して戦闘を行ふ。又騎砲兵は野砲を使用して専ら敵情の搜索に従事するものである。

【工兵】は堡壘を築き、軍橋を架け、道路を開き、又は修繕を爲し、敵に属する之れ等のものを破壊するを以て、其本務とするが、又歩兵と同様戦闘にも従事する。此の兵種中には鐵道聯隊、電信大隊等がある。鐵道聯隊は専ら鐵道を架設運轉し、電信大隊は、電信、電話を架け又各々之が運搬破壊等に従事するものである。

【輜重兵】は彈藥、糧食其他軍用物品を駄馬或は車輛にて運搬するものである。右六兵科の何れにも屬せざるものに航空隊がある。航空隊には航空大隊及び氣球中隊

があつて、飛行機或は飛行船を使用して、専ら敵情の偵察に従事するものである。

【經理部】は經理事務を掌り、軍隊給養上の事を取扱ふ所である。

【衛生部】は衛生事務を掌り、傷者、病者等を治療する。

【獸醫部】は馬の衛生事務を掌り、馬の治療を爲し、又軍隊に於て食用とする生獸の良否を検査するものである。

【軍樂隊】は軍樂を吹奏する。

右の外に軍屬と稱するものがある、これは陸軍に奉職する文官、及び宣誓若くは讀法の式を行ひたるものを指すので、法官部の理事、録事を始め、其他の雇員、小使、看病人、代用馬卒等は皆な此の中に含まれる。

各兵科各部の見分け方

各兵科及び各部の識別は、帽子の徽章や上衣の鈕や上衣前襟の色等に依つて行ふの

で、

【帽の徽章及び上衣の鈕】は各兵科に於ては金色、各部に屬するものは銀色である。

但し近衛師團に屬するものは、帽子の星章が他と異つてゐる。(巻頭着色圖参照)

【上衣前襟の色】は左の如くである。

憲兵は黒、歩兵は緋、騎兵は萌黄、砲兵は黄、工兵は鶯、輜重兵は藍。經理部は銀茶、衛生部は深緑、獸醫部は紫、軍樂部は紺青。

陸軍軍人の階級

陸軍軍人の階級は、將官、佐官、尉官、準士官、下士及び兵卒の六種に分たれてゐる。將官と云ふものは大將、中將、少將を云ひ、佐官とは大佐、中佐、少佐を言ひ、尉官とは大尉、中尉、少尉、准尉を言ひ、佐官は一名上長官、尉官は一名士官とも言ふ。而して其官は大將は親任官、中少將は勅任官、大佐以下少尉準尉以上は奏任官

隊附將校、下士、兵卒の所屬隊は、其襟に附けたる番號に依つて知る。其の區別は、隊附將校以下は金色、同相當官は銀色にして、聯(大)隊番號を表示する亞刺比亞數字の徽章を襟の左右に附ける。又豫後備に在りては羅馬數字を用ひ、國民軍に在りては又夫れ規定がある。

見習士官や士官候補生等を知るには左の區別に依る。

見習士官は、曹長と同一の服装をなし、襟に金色の星章を附けてゐる、但豫後備役後備見習士官は星章の下に同じ色の圓い座が附いてゐる。

士官候補生は、階級相當の服装をなし、襟に金色の星章が附いてゐる。

一年志願兵は階級相當の服を着し肩章に赤と白の燃り合せた縁を取つてゐる。

伍長勤務上等兵(看護長勤務上等看護卒)は左肩に山形の赤と金色の臂章を附けてゐる。

將校、同相當官及び準士官が正装した場合は帽子と袖章等に依つて區別する。將官、及び同相當官の第一種帽は、何れも金色の縦線三條にして、横線は大將は大線一條、少將は大線一條、中將は大線一條、少將は大線一條、佐官及び同相當官の第一種帽は何れも縦線二條にして、大佐は横線六條、中佐は同五條、少佐は同四條、尉官及び同相當官は、何れも縦線一條にして、横線は大尉三條、中尉二條、少尉、准尉一條、準士官には横線がない。

以上の内相當官は帽子頂の寶結が銀色である。

將官及び同相當官の袖章は、何れも龜甲形金色の大横線一條と大將は金色の縦線七條、中將は同六條、少將は同五條、佐官及び同相當官は何れも袖端に各兵科各部の定色を表はし、大佐は金色の縦線六條、中佐は同五條、少佐は同四條、尉官及び同相當官は、佐官に同じくして、大尉は三條、中尉は二條、少尉、准尉は一條。

以上縦線は何れも一卷にして、相當官は銀色より一條毎に、金色を交へてゐる。

准士官は尉官に同じくして、山形の金色（相當官は銀色）平横線一條。かうなると階級は分るが、所屬兵科及び部が判然しなくなるやうだが、心配は要ない。袴（ツボン）の側章と袖先に、平時の服の襟章と同じ色が現はしてあるから直ぐにわかる。

それから將官が正装のとき及び平素でも參謀の職にあるものは飾緒と云つて、金色の繩のやうなものを、右肩の邊から下げてゐる。銀色の飾緒を着けてゐるものは、皇族附武官のしるしである。

副官 肩章は、黄と白との少し巾の廣い手櫛のやうなもので、旅團司令部、師團司令部を始め、高等官衙の副官が、右肩から左脇に懸けてゐる。

週番肩章は赤と白との手櫛で、之は週番又は巡察の將校及び特務曹長、見習士官の佩ぶるものである。所屬隊の番號の外に徽章を附ける場合には、右襟に徽章を附けて、左襟に數字を附

ける、その徽章は「ドンナ」種類かといふに、（卷頭着色圖參照）

士官候補生、見習士官……星章（金色）。主計候補生、見習藥劑官、見習獸醫官……星章（銀色）。

電信大隊附將校以下……電池の様な形。重砲兵隊附將校以下……重砲の砲身。

山砲兵隊附將校以下……輕砲の交はつた形。航空隊附將校以下……プロペラ形。

獨立守備隊附將校以下……鐵道軌道の斷面に小銃を交叉した形。

臺灣歩兵聯隊附將校以下……櫻花。台灣山砲兵將校以下……輕砲の交叉に櫻花。

歩兵學校教導大隊附將校以下……二重星章。鐵道聯隊附將校以下……鐵道軌道の斷面に斧。自働車隊附將校以下……自働車の形。

臨時清國派遣隊附將校以下……旭日章。朝鮮人にて朝鮮在勤の將校……三菱形。軍

樂部將校以下……樂器の形。

猶此外に軍人であつて、特別の職務を有つてゐるものは、左の腕に緋羅紗で作つた

徽章(臂章と云ふ)を着けてゐるのである。(巻頭着色圖参照)

藥劑官、看護長……コップを倒にした形。喇叭長、喇叭手……ラツバの形。火工掛

下士……火の燃えてゐる形。銃工長……小銃の銃口断面の形。

鍛工長……斜方形で中空の形。縫工長、縫工卒……鉄の形。

砲臺監守以下……五角形の内に大砲。鞍工長……馬の鞍を上から見た形。

木工長……鋸の形。靴工長……短靴を腹合せにした形。

蹄鐵工長……蹄鐵の形。

是れだけを心得て居れば、何兵科の軍人で、如何なる階級に屬し、何隊に屬し、又如何なる職務を持つてゐる人であるか、一見して分かるのである。但し戦時に於ては別である。

六 團隊の編制に就て是丈に心得おくべし

團隊の編制といふのは、軍隊の「組立て方」のことで、其編制は平時と戦時とによつて異つてゐる。

平時編制

平時に於ては最も小さな單位が「中隊」で、最も大きな單位が「師團」である。現時我國には近衛師團と第一から第二十迄の普通師團と、併せて二十一箇師團が常備せられ、此の外に臺灣、樺太、北支那、南滿洲、山東省にはそれ／＼守備隊がある。此の守備隊中には、北支那及び山東省の如く内地師團から臨時特派されてゐるものと、臺灣守備隊の如く、特別の方法で編成常備されてゐるものがある。

師團は「獨立作戰の能力」と云つて、單獨で戦争をするだけの能力を持つてゐる團體である。戦争、殊に今日の如く戦争方法が複雑となつた時代には、歩兵或は騎兵、砲兵など各兵科單獨では戦争が出来ない。戦争の主力は歩兵であるけれども、歩兵が完全に戦争をするには騎兵、砲兵、工兵及び輜重兵の援助を借らなければできぬ、此外に

軍醫も必要だし、獸醫も必要だし、會計官も必要だし、憲兵及び裁判官のやうなものも必要である。それらの諸兵科諸機關を完全に備へてゐるのが「師團」である。そこで平時師團の編制は左の如くである。

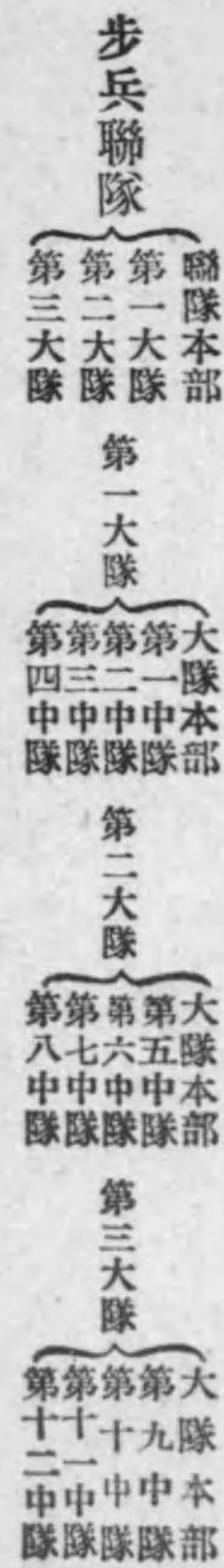
師團司令部。歩兵二旅團。騎兵一聯隊。野砲兵一聯隊。工兵一大隊。輜重兵一大隊。

(經理部。軍醫部。法官部。憲兵隊)。

師團長は陸軍中將(親補)である。

歩兵一旅團は歩兵二聯隊より成り、旅團長は陸軍少將である。

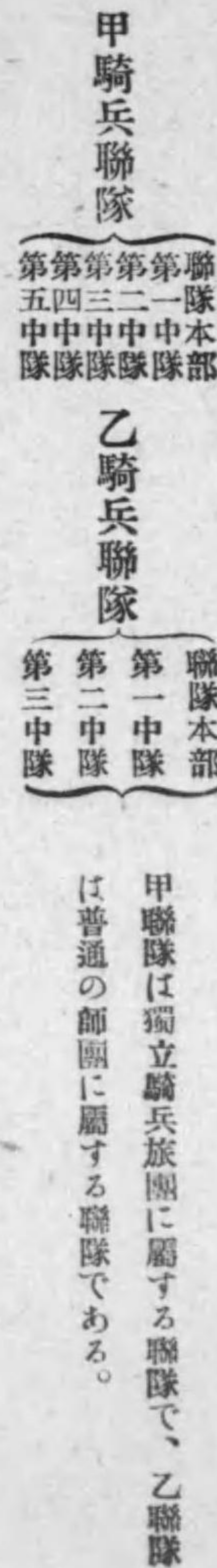
歩兵一聯隊の編制は左の如くにて、聯隊長は歩兵大佐(又は中佐)である。



大隊長は歩兵少佐。中隊長は歩兵大尉である。

歩兵一中隊は中隊長の外中隊附將校(中、少、准尉)特務曹長、曹長、軍曹、伍長、上等兵、一、二等卒、喇叭手及び看護卒を以て編成せられ、その人員は百三十名ほどである。

騎兵聯隊には甲聯隊と乙聯隊との二種あつて、その編制は左の如くなつてゐる。



甲聯隊は獨立騎兵旅團に屬する聯隊で、乙聯隊は普通の師團に屬する聯隊である。

野砲兵一聯隊は本部及び二大隊より成り一大隊は本部及び三中隊より成る。
重砲兵一聯隊は本部及び三大隊より成り、一大隊は本部及び三中隊より成る。
山砲兵一聯隊は本部及び二大隊より成り、一大隊は本部及び三中隊より成る。
工兵一大隊は本部及び三中隊より成り、輜重兵一大隊は本部及び二中隊より成る。
警備隊は島嶼を警備するもので、司令部及び歩兵一大隊より成り、現時は對馬にホ

(京 東)		衛		近		團師	
		野砲兵第一(東京)		騎兵第一(習志野)		旅	
				近衛歩兵第一(東京)		團	
				近衛歩兵第二(東京)		聯	
				近衛歩兵第三		(大)	
				近衛歩兵第四		隊	
				近衛歩兵第五		團師	
				近衛歩兵第六		旅	
				近衛歩兵第七		團	
				近衛歩兵第八		聯	
				近衛歩兵第九		(大)	
				近衛歩兵第十		隊	
				近衛歩兵第十一		團師	
				近衛歩兵第十二		旅	
				近衛歩兵第十三		團	
				近衛歩兵第十四		聯	
				近衛歩兵第十五		(大)	
				近衛歩兵第十六		隊	
				近衛歩兵第十七		團師	
				近衛歩兵第十八		旅	
				近衛歩兵第十九		團	
				近衛歩兵第二十		聯	
				近衛歩兵第二十一		(大)	
				近衛歩兵第二十二		隊	
				近衛歩兵第二十三		團師	
				近衛歩兵第二十四		旅	
				近衛歩兵第二十五		團	
				近衛歩兵第二十六		聯	
				近衛歩兵第二十七		(大)	
				近衛歩兵第二十八		隊	
				近衛歩兵第二十九		團師	
				近衛歩兵第三十		旅	
				近衛歩兵第三十一		團	
				近衛歩兵第三十二		聯	
				近衛歩兵第三十三		(大)	
				近衛歩兵第三十四		隊	
				近衛歩兵第三十五		團師	
				近衛歩兵第三十六		旅	
				近衛歩兵第三十七		團	
				近衛歩兵第三十八		聯	
				近衛歩兵第三十九		(大)	
				近衛歩兵第四十		隊	
				近衛歩兵第四十一		團師	
				近衛歩兵第四十二		旅	
				近衛歩兵第四十三		團	
				近衛歩兵第四十四		聯	
				近衛歩兵第四十五		(大)	
				近衛歩兵第四十六		隊	
				近衛歩兵第四十七		團師	
				近衛歩兵第四十八		旅	
				近衛歩兵第四十九		團	
				近衛歩兵第五十		聯	
				近衛歩兵第五十一		(大)	
				近衛歩兵第五十二		隊	
				近衛歩兵第五十三		團師	
				近衛歩兵第五十四		旅	
				近衛歩兵第五十五		團	
				近衛歩兵第五十六		聯	
				近衛歩兵第五十七		(大)	
				近衛歩兵第五十八		隊	
				近衛歩兵第五十九		團師	
				近衛歩兵第六十		旅	
				近衛歩兵第六十一		團	
				近衛歩兵第六十二		聯	
				近衛歩兵第六十三		(大)	
				近衛歩兵第六十四		隊	
				近衛歩兵第六十五		團師	
				近衛歩兵第六十六		旅	
				近衛歩兵第六十七		團	
				近衛歩兵第六十八		聯	
				近衛歩兵第六十九		(大)	
				近衛歩兵第七十		隊	
				近衛歩兵第七十一		團師	
				近衛歩兵第七十二		旅	
				近衛歩兵第七十三		團	
				近衛歩兵第七十四		聯	
				近衛歩兵第七十五		(大)	
				近衛歩兵第七十六		隊	
				近衛歩兵第七十七		團師	
				近衛歩兵第七十八		旅	
				近衛歩兵第七十九		團	
				近衛歩兵第八十		聯	
				近衛歩兵第八十一		(大)	
				近衛歩兵第八十二		隊	
				近衛歩兵第八十三		團師	
				近衛歩兵第八十四		旅	
				近衛歩兵第八十五		團	
				近衛歩兵第八十六		聯	
				近衛歩兵第八十七		(大)	
				近衛歩兵第八十八		隊	
				近衛歩兵第八十九		團師	
				近衛歩兵第九十		旅	
				近衛歩兵第九十一		團	
				近衛歩兵第九十二		聯	
				近衛歩兵第九十三		(大)	
				近衛歩兵第九十四		隊	
				近衛歩兵第九十五		團師	
				近衛歩兵第九十六		旅	
				近衛歩兵第九十七		團	
				近衛歩兵第九十八		聯	
				近衛歩兵第九十九		(大)	
				近衛歩兵第一百		隊	
				近衛歩兵第一百零一		團師	
				近衛歩兵第一百零二		旅	
				近衛歩兵第一百零三		團	
				近衛歩兵第一百零四		聯	
				近衛歩兵第一百零五		(大)	
				近衛歩兵第一百零六		隊	
				近衛歩兵第一百零七		團師	
				近衛歩兵第一百零八		旅	
				近衛歩兵第一百零九		團	
				近衛歩兵第一百一十		聯	
				近衛歩兵第一百一十一		(大)	
				近衛歩兵第一百一十二		隊	
				近衛歩兵第一百一十三		團師	
				近衛歩兵第一百一十四		旅	
				近衛歩兵第一百一十五		團	
				近衛歩兵第一百一十六		聯	
				近衛歩兵第一百一十七		(大)	
				近衛歩兵第一百一十八		隊	
				近衛歩兵第一百一十九		團師	
				近衛歩兵第一百二十		旅	
				近衛歩兵第一百二十一		團	
				近衛歩兵第一百二十二		聯	
				近衛歩兵第一百二十三		(大)	
				近衛歩兵第一百二十四		隊	
				近衛歩兵第一百二十五		團師	
				近衛歩兵第一百二十六		旅	
				近衛歩兵第一百二十七		團	
				近衛歩兵第一百二十八		聯	
				近衛歩兵第一百二十九		(大)	
				近衛歩兵第一百三十		隊	
				近衛歩兵第一百三十一		團師	
				近衛歩兵第一百三十二		旅	
				近衛歩兵第一百三十三		團	
				近衛歩兵第一百三十四		聯	
				近衛歩兵第一百三十五		(大)	
				近衛歩兵第一百三十六		隊	
				近衛歩兵第一百三十七		團師	
				近衛歩兵第一百三十八		旅	
				近衛歩兵第一百三十九		團	
				近衛歩兵第一百四十		聯	
				近衛歩兵第一百四十一		(大)	
				近衛歩兵第一百四十二		隊	
				近衛歩兵第一百四十三		團師	
				近衛歩兵第一百四十四		旅	
				近衛歩兵第一百四十五		團	
				近衛歩兵第一百四十六		聯	
				近衛歩兵第一百四十七		(大)	
				近衛歩兵第一百四十八		隊	
				近衛歩兵第一百四十九		團師	
				近衛歩兵第一百五十		旅	
				近衛歩兵第一百五十一		團	
				近衛歩兵第一百五十二		聯	
				近衛歩兵第一百五十三		(大)	
				近衛歩兵第一百五十四		隊	
				近衛歩兵第一百五十五		團師	
				近衛歩兵第一百五十六		旅	
				近衛歩兵第一百五十七		團	
				近衛歩兵第一百五十八		聯	
				近衛歩兵第一百五十九		(大)	
				近衛歩兵第一百六十		隊	
				近衛歩兵第一百六十一		團師	
				近衛歩兵第一百六十二		旅	
				近衛歩兵第一百六十三		團	
				近衛歩兵第一百六十四		聯	
				近衛歩兵第一百六十五		(大)	
				近衛歩兵第一百六十六		隊	
				近衛歩兵第一百六十七		團師	
				近衛歩兵第一百六十八		旅	
				近衛歩兵第一百六十九		團	
				近衛歩兵第一百七十		聯	
				近衛歩兵第一百七十一		(大)	
				近衛歩兵第一百七十二		隊	
				近衛歩兵第一百七十三		團師	
				近衛歩兵第一百七十四		旅	
				近衛歩兵第一百七十五		團	
				近衛歩兵第一百七十六		聯	
				近衛歩兵第一百七十七		(大)	
				近衛歩兵第一百七十八		隊	
				近衛歩兵第一百七十九		團師	
				近衛歩兵第一百八十		旅	
				近衛歩兵第一百八十一		團	
				近衛歩兵第一百八十二		聯	
				近衛歩兵第一百八十三		(大)	
				近衛歩兵第一百八十四		隊	
				近衛歩兵第一百八十五		團師	
				近衛歩兵第一百八十六		旅	
				近衛歩兵第一百八十七		團	
				近衛歩兵第一百八十八		聯	
				近衛歩兵第一百八十九		(大)	
				近衛歩兵第一百九十		隊	
				近衛歩兵第一百九十一		團師	
				近衛歩兵第一百九十二		旅	
				近衛歩兵第一百九十三		團	
				近衛歩兵第一百九十四		聯	
				近衛歩兵第一百九十五		(大)	
				近衛歩兵第一百九十六		隊	
				近衛歩兵第一百九十七		團師	
				近衛歩兵第一百九十八		旅	
				近衛歩兵第一百九十九		團	
				近衛歩兵第二百		聯	
				近衛歩兵第二百零一		(大)	
				近衛歩兵第二百零二		隊	
				近衛歩兵第二百零三		團師	
				近衛歩兵第二百零四		旅	
				近衛歩兵第二百零五		團	
				近衛歩兵第二百零六		聯	
				近衛歩兵第二百零七		(大)	
				近衛歩兵第二百零八		隊	
				近衛歩兵第二百零九		團師	
				近衛歩兵第二百一十		旅	
				近衛歩兵第二百一十一		團	
				近衛歩兵第二百一十二		聯	
				近衛歩兵第二百一十三		(大)	
				近衛歩兵第二百一十四		隊	
				近衛歩兵第二百一十五		團師	
				近衛歩兵第二百一十六		旅	
				近衛歩兵第二百一十七		團	
				近衛歩兵第二百一十八		聯	
				近衛歩兵第二百一十九		(大)	
				近衛歩兵第二百二十		隊	
				近衛歩兵第二百二十一		團師	
				近衛歩兵第二百二十二		旅	
				近衛歩兵第二百二十三		團	
				近衛歩兵第二百二十四		聯	
				近衛歩兵第二百二十五		(大)	
				近衛歩兵第二百二十六		隊	
				近衛歩兵第二百二十七		團師	
				近衛歩兵第二百二十八		旅	
				近衛歩兵第二百二十九		團	
				近衛歩兵第二百三十		聯	
				近衛歩兵第二百三十一		(大)	
				近衛歩兵第二百三十二		隊	
				近衛歩兵第二百三十三		團師	
				近衛歩兵第二百三十四		旅	
				近衛歩兵第二百三十五		團	
				近衛歩兵第二百三十六		聯	
				近衛歩兵第二百三十七		(大)	
				近衛歩兵第二百三十八		隊	
				近衛歩兵第二百三十九		團師	
				近衛歩兵第二百四十		旅	
				近衛歩兵第二百四十一		團	
				近衛歩兵第二百四十二		聯	
				近衛歩兵第二百四十三		(大)	
				近衛歩兵第二百四十四		隊	
				近衛歩兵第二百四十五		團師	
				近衛歩兵第二百四十六		旅	
				近衛歩兵第二百四十七		團	
				近衛歩兵第二百四十八		聯	
				近衛歩兵第二百四十九		(大)	
				近衛歩兵第二百五十		隊	
				近衛歩兵第二百五十一		團師	
				近衛歩兵第二百五十二		旅	

八 第		(川旭) 七 第			(本熊) 六 第			
步兵第十六(秋田)	步兵第四(弘前)		步兵第十三(旭川)	步兵第十四(旭川)		步兵第十一(熊本)	步兵第十六(鹿兒島)	
步兵第五十二	步兵第三十一	重砲兵函館大隊	輜重兵第七大隊	野砲兵第七	騎兵第二十七	步兵第二十五	步兵第二十六	
弘秋	弘青	函	旭	札	熊	鹿兒島	熊本	
前田	前森	館	川	幌	本	城	本	
(路姬) 十 第		(澤金) 九 第			(前弘) 騎兵 第三(盛岡)			
	步兵第八(姫路)		步兵第三十一(富山)					
重砲兵舞鶴大隊	輜重兵第十大隊	野砲兵第十	步兵第三十	步兵第二十九	步兵第二十八	步兵第二十七	步兵第二十六	
舞鶴	姫路	福知山	鳥取	金澤	富山	金澤	弘前	
		路	取	澤	山	江	前	

(屋古名) 三 第		(臺仙) 二 第			(京 東)		
	步兵第五(名古屋)		步兵第三(仙臺)			重砲兵第一(横須賀)	
工兵第三大隊	野砲兵第三	騎兵第三	步兵第三十二	步兵第三十一	步兵第三十	重砲兵第一	輜重兵第一
名古屋	津	名古屋	仙臺	仙臺	若松	横須賀	東京
			臺	形	松	賀	京
(島廣) 五 第		(阪大) 四 第					
	步兵第九(廣島)					步兵第七(大阪)	
工兵第五大隊	野砲兵第五	騎兵第五	步兵第四十一	步兵第四十二	步兵第四十三	步兵第四十四	步兵第四十五
廣島			山	松	廣	大	阪
			口	島	阪	阪	阪

八十第		七十第 (山岡)		六十第 (都京)	
步兵第二十三(大村) 步兵第廿四(久留米)		步兵第三十三(岡山) 步兵第三十四(松江)		步兵第十八(敦賀) 步兵第十九(京都)	
騎兵第二十二	步兵第四十六	步兵第四十七	步兵第四十八	步兵第四十九	步兵第五十
久留米	佐賀	大村	岡山	松江	岡山
十二第 (鮮朝)		九十第 (鮮朝)		米留久	
步兵第卅九(平壤) 步兵第四十(龍山)		步兵第卅七(羅南) 步兵第卅八(會寧)		步兵第廿七(豐橋) 步兵第廿九(靜岡) 騎兵第四(豐橋)	
重砲兵大	步兵第七十八	步兵第七十九	步兵第八十	步兵第八十一	步兵第八十二
鎮海	平壤	平壤	平壤	龍山	平壤
野砲兵第二十四		工兵第十八大隊		山砲兵第三	
久留米		佐世保		久留米	

第	二十第 (倉小)		一十第 (寺通善)	
步兵第十五(新發田)	重砲兵第二(下關)		步兵第十二(小倉) 步兵第三十五(福岡)	
步兵第三十六	步兵第四十二	步兵第四十三	步兵第四十四	步兵第四十五
新發田	小倉	小倉	小倉	小倉
五十第 (橋豐)		四十第 (宮都宇)		三十 (田高)
步兵第十七(豐橋) 步兵第廿九(靜岡) 騎兵第四(豐橋)		步兵第二十七(水戶) 步兵第廿八(宇都宮)		步兵第二十六(高田)
野砲兵第二十一	步兵第六十八	步兵第六十九	步兵第七十	步兵第七十一
豐橋	靜岡	靜岡	宇都宮	水戶
野砲兵第二十四		工兵第十四大隊		山砲兵第三
久留米		宇都宮		久留米

戦時の編制

戦時になると其編制は平時に比してぐつと異つてくる。例へば歩兵聯隊に就て言へば、野戦隊と留守隊に分れて、且つ其の兵員は非常に増加し、野戦隊のみでも平時の歩兵一聯隊の倍數以上になる。それは豫後備役の軍人を召集せられるからである。又後備聯隊が編成せられる。又中隊を分つて三個の小隊とし、小隊長が任命せられる。師團を幾つか合せて軍團が編成せられる。更に戦闘に當つては作戦上の必要に基きて軍隊區分が行はれる。然し戦時編制のことは秘密であり、軍隊區分は戦況に適應して種々に行はれるものであるから、何れも茲に説明は出来ない。

七 陸軍禮式に就て是丈は心得置くべし

敬禮は眞心 凡て敬禮は眞心から出たものでなければ無意義である。偽りである。人間は何人と雖も長上の人に禮儀を正しくするは當然の事であるが、陸軍々人、軍

隊の敬禮、陸軍の儀式を稱して陸軍禮式といふのである。陸軍に於ては、殊に敬禮は服従の心と敬意とを表はす爲に行ふのであるから、苟も不遜の振舞があつてはならぬ。いのは言ふ迄もない事である。諸君を指導教育する上官は、陛下の御信任に依つて官職にある方である、敬禮は其官職に對して行ふものである、此故に服装や、距離が遠く離れてゐる爲めに、又は夜のやうな場合には上下の區別が判然と判らない事があつても、又は同じ階級の者であつても、互に相競ふて敬禮を行つて、人に後れることを耻としなければならぬのである。又單獨(一人)で行ふ敬禮は、定服を着てゐる人ばかりではなく、顔を知つてゐる人であるならば、和服でも、洋服でも、着物には更に拘らずに敬禮すべきものである。

廉ある場合に於ては「君ケ代」の奏樂を聞いたならば、其間姿勢を正しくしてゐるべきである。而して階級の異つた二名以上の上官に對しては、其内の最高級の人に對して行ふべき敬禮を行ふのであるが、上官の答禮は、時によりて單に舉手注目又

は刀禮を、單に注目を以て代へられることがある。海軍の軍人及び英、米、佛、伊など
和親ある國の軍人に對しては同じやうに敬禮を行ふものである。准士官、見習士官に
は、士官に對すると同敬禮を行ふものである。又下士勤務の上等兵に對しては、下士
に對すると同じ敬禮を行ふものである。

軍旗は、天皇陛下に對する時及び拜神の場合を除く外は、敬禮を行はぬものである。
軍人や軍隊が至急の用務を持つてゐる時には、其旨を上官に告げ、駈足の儘で敬
禮を行つても差支えないものである。

儀式の心得 儀式には、儀仗、堵列、伺候式、觀兵式、禮砲式、軍旗送迎式の六つ
がある。

【儀仗兵】 とは、天皇陛下、皇族、將官が衛戍地を發着の折に護衛として備へる兵
隊を云ふのである。

【堵列】 とは天皇陛下、皇族及び將官が衛戍地を發着する時に送迎する軍隊をい

ふのである。

【伺候式】 とは天皇陛下、皇族及び將官が衛戍地着發の時に、行在所又は旅館へ
將校同相當官が伺ふ事を云ふのである。

【觀兵式】 とは閱兵式と分列式の二つである。天長節祝日、陸軍始め、其他特に
命令又は規定のある時に行ふものである。

【禮砲式】 とは敬禮、敬意を表するために、野戰砲兵が駐屯して居る土地に於て、
禮砲を發するのを云ふ。

【軍旗送迎式】 軍旗中隊を以て、軍旗が安置せられある場所を出入する時に送迎す
る式を名けたものである。

最敬禮 之は先づ不動の姿勢を執り、帽子は右手で庇を持ち其を右の股に接して提
げて、帽の内部は右の股に向はせ、身體の上部を約四十度の角に前方に傾け、頭は正
しく上體の方向に保つ姿勢である。之は天皇陛下に拜謁する時に行ふものである。

室内の敬禮 室内と云ふのは、居室、寢室、事務室であつて、面會所、炊事場は室外である。そこで上官が、室内に入つた時には如何にすべきかと云ふと、武器を手に持つて居る時の外は、戶外で帽を脱し、外套を着てゐれば、之を脱ぐのである。室内に於ては敬禮すべき人に對しては、正面に姿勢を正して身體の上部を約十五度に傾けて其人の眼に自分の眼を注いで、敬禮するのである。但し室内に入らんとする時には、室外で脱帽すべきものである。然し銃を有つてゐる時は室外と同様である。

上官から辭令等を受け、又は書類等を呈する場合は、前の如く敬禮を行つた後、適宜に前進して、帽子を左脇下に挟み、右手を以て拜受し、又は之を呈して、元の所に戻り、再び敬禮を行つて其場を去るのである。

上官から命令、諭告を承り又は上官に陳述する時は、前の通りに敬禮を行つた後、適宜に前進して、之を承り、或は陳述して其場を退く時は舊の位置に返つて再び敬禮を行つて退くのである。但し陳述は、簡單にして明瞭なるがよいのである。

上官が下士卒の室内に入つて来た時は、最初に之を認めたる者が、「敬禮」と呼ぶ。で其室に居る者は皆、其場に立つて姿勢を正するのである。そして將校の許可があつた時はじめて、各自の業務に服するのである。

〔室外の敬禮〕 室外の敬禮法は擧手注目である。其は姿勢を正して右手を擧げて指を接して伸し、食指と中指を、帽の前庇の右側に當て、稍外面に向けて、肘を肩の方面にて略々其高さと同じ様にして、頭を敬禮を受くる人に向け、其人の眼に自分の眼を注ぐのである。

上官から書類其他の物を受けたり又は之を呈する時は、上官を距る、事五六歩の處で停止して、敬禮を行つた後に、適宜に前進して、右手を以て之を受取り、或は呈するのである。銃を携ふる時は、左手にて受取り或は呈するのである。若し其の受くる處の物が、其場に披いて見る必要があれば、銃を體に托して右肘を以て支へて、左を副へて見るべきである。返事は受取證を、受くる時は舊の處へ返つて待つてゐるべ

きである。
上官から命令諭告を承り又は陳述する時は、前の通りに敬禮を行つた後、適宜に前進して、姿勢を正し、是を承り又は陳述して、終つたら再び敬禮を爲て退くのである。

停止してゐる時に上官が傍を通られたら、上官の方を向いて敬禮を行ふのである。銃を有つてゐる時は、將校には、棒げ銃をなし、目迎目送を行ひ、下士卒に對しては姿勢を正して立銃の儘、頭を向けて受禮者に注目し、上部を少しく前に傾けるものである。

停止してゐる上官の許に行く時は、上官を去る事七八歩の處で足を停止し、上官に面して敬禮を行ふのである。

途上にて行幸、行啓に遇つた時は、前驅の稍前から道の一側に停止して、(乗車の時は下車する)、御車駕が正面八歩前に近づいた時は敬禮を行つて、八歩過ぎ去るまで

此姿勢を保つのである。

上官の引率する軍隊に行遇ひ又は其傍を通過する時は、其隊長だけに敬禮をすればよいのである。

途上で軍人の葬式に逢ひ又は其傍を通過した時は、官職の如何を問はず其棺に對して敬禮を行ふのである。

乗車にて上官に行遇ふ時は、乗車の儘で姿勢を正して敬禮を行ふのである。然し後方から來て先に行かんとする時には、何々の用事がある故、先に行かして下さいと許可を請ふて後に通過する。又自轉車に乗つてゐる時は、唯だ注目だけをすればよいのである。

上官と俱に途上を行進する時は、左側又は後方又は兩側を行くのが禮である、併し案内をする時には先に立つて差支へないのである。

途上にて軍旗又は上官に行遇ひ、或は其傍を通過する時は、軍旗は勿論自己の屬

してある軍隊の團隊長、師團長、旅團長、聯隊長、大隊長、中隊長に對しては、停止して敬禮を行ふのである、然し軍旗に上覆を附したる時には敬禮は行はなとも差支ないのである、以上の外の上官に對しては停止しないで、頭を上官の方面に

執銃してある場合は、兩陛下に對し奉る時には、前驅の少し前から通路の側に停止して、正面(乗車してゐる時には下車すべし)御車駕の八歩前に近く時、著劍捧げ銃を爲し、目迎目送をして八歩去る迄此姿勢を保つのである。而して軍隊及び凡て上官に對しては行進間であれば、歩調を執り、頭を受禮者に向けて敬禮し、停止間であれば將校に捧げ銃の敬禮を行ひ、又下士卒に對しては、立銃の儘、姿勢を正して敬禮するのである。又軍旗直屬の上官に對しては、行進間であつても停止して、捧げ銃の敬禮を行ひ、軍旗に向つては着劍する。物件(品物)を携へて右手を擧ぐる事の出來ない時は、頭を敬禮を受くる人の方に向けて之に敬禮し、注目して敬意を表するのであ

る。但し行進中である時は直屬上官に對しては、停止して注目の敬禮を行ふのである。窓から外を見て居る時に上官が、其前を通つた時は、自分の居る場所に従つて室内又は室外敬禮を行ふのである。

〔集團して居る時の敬禮法〕 下士卒が集團してゐる時又は多くの者が打連れて行進中に上官に遇へば、最初に認められた者が「敬禮」と呼んで、各々が敬禮をすべきものである。

〔歩哨の敬禮〕 歩哨の敬禮は其定められた位置に立つて(若し哨舎内に居る時なら

出る)敬禮を受くる人が凡そ八歩前に來た時に、敬禮の姿勢を取り、頭を其方向に向けて之に注目し、八歩過ぎ去るまで其姿勢を保つべきである。但し複哨であれば相互に注視して、出來るだけ同時に敬禮を行ふのである、此歩哨は夜であつても、上官である事が判れば、敬禮を行ふのである。

歩哨敬禮の區別は、天皇陛下、皇族、軍旗には著劍し、捧げ銃、目迎目送の敬禮を行

ふのである。將校に對しては著剣なしの棒銃、下士上等兵には執銃の儘姿勢を正し、注目して身體の上部を少しく傾けて敬禮するのである。歩哨が軍隊に對する場合は姿勢を正して、隊にだけ其に相當する敬禮を行ふのである。歩哨が兵卒から敬禮を受くる時は、執銃の儘姿勢を正し、注目をして答禮を行ふ。然し乍ら歩哨は、職務執行の爲め已むを得ない時には、敬禮を行はなくても、差支ないことがある。

八 軍隊内務に就て是丈は心得わくべし

各自の家に家憲とか家風とかいふものがある如くに、兵營には兵營の憲法がある。夫を「軍隊内務書」といふ。軍隊内務書には彼あしてはならぬ、恚うしなければならぬと云ふ規則即ち兵營生活に關するいろ／＼の規則を書いたものである。その第一番に、何が書いてあるかと云ふと、

兵營ハ苦樂ヲ共ニシ、生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ、其起居ノ間ニ於テ、軍紀ニ慣熟セシメ、軍人精神ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ、主要ナル目的トス。と斯様に書いてある。これが兵營生活の根本精神であつて、此の大精神に従ひ、軍人の面目を完うするには、終始如何なる心懸を持たなければならぬかといふに、凡そ左の十項に歸することが出来ようと思ふ。

- 一、一意専心上官の教訓に従ふこと。
- 二、勅諭の御趣旨を遵奉すること。
- 三、命令規則を嚴守すること。
- 四、諸勤務演習に勉勵すること。
- 五、兵器を尊重し、又官物の取扱を丁寧にすること。
- 六、新參者を慈しみ、古參者を敬ふこと。
- 七、陰日向なく内務の規定を守ること。

八、上官に事ふること猶父母に仕ふるが如くすること。

九、衛生を重んじ、筋骨を鍛ふるること。

十、困苦缺乏に耐え百折不撓の心を養ふこと。

猶ほ左に軍隊内務書中より、直接兵卒に關係ある部分の主要なる點を抽出して、その大要を説明して置かう。

〔服従〕 臣は君に對して、子は親に對し、婦は夫に對して服従すべきは人倫の要道であつて、人間は恒に此の服従の美德を心懸けねばならぬが、殊に軍人として軍隊の生活を爲すに當つては服従は第一の條件として重んぜられなければならぬ。故に勅諭にも「上官の命令を承るること、直ちに 朕が命令を承る如き儀と心得よ」と御諭しになつてゐる次第である。規律の嚴は軍人をして戦勝を得せしむるに缺くべからざる原因となるのであり、規律はまた絶對の服従に由つて始めて全きを得るのであるから軍人として命令に服従することは、最も嚴重にしなければならぬのである。此命令を

受けて其を實行する良惡に從つて、戦争の勝敗が岐るゝのであるから、其服従は實行するに當つて、最も明確に、確實に實行しなければならぬ。そして其命令が果して善いか、惡いかは其は問ふを要しないのであつて、命令の善惡は一に命令者の責任に歸するのであるから、命令された者は、忠實に其命令に服従すれば十分であつて、其命令の善惡を評するのは餘計なことであり、許されないのである。讀法に「長上の命令は、其事の如何を問はず、直ちに之に服従し、抗抵干犯の處爲あるべからざる事」と云ふのは此の意味である。一言で云へば命令とは上官の言ひ付けであつて、服従とは上官の命令を受けたならば、誠心誠意を以て其を實行するのを云ふのである。又報告と云ふのは下の者が上の者に告ぐるのを云ふのである。

例へ同級の者であつても故參の者に向つては、云ひ換へると同じ二等卒であつても初年兵は二年兵に向つて服従しなければならぬ。又歩哨や其他勤務中の者に對しては假令上官であつても其職務上の權利に向つては其を尊ばなければならぬのである。そ

して命令は前記の如く其善悪を評する事は許されないが、其命令が分明と判らない時は、何回でも問ひ合はせ明らかに其命令を理解しなければならぬ。又犯罪のために處分を受ける時には、若し自分が不服であると思つても、決して之を辯解する事を許されないのである。各師團が聯合をした時などに當つては、自分の隊の上官と同様に服従しなければならぬ。他の上官であるからと云つて上官に服従する點に區別を置くべからざるものである。て要するに服従は身分や階級に由つて差があつてはならぬのである。

〔上官の尊稱〕 他人の呼び方、軍隊にあつては下なる者が、上の人に對して敬意を表することは、丁度御互が何々さん、何々君と云ふのと同じ意味で、軍隊に於ては此の敬稱に四つの區別があるのである。此敬語は直接と間接とを問はず、正しく使用するのである。

一、陛下。天皇、皇后を申し上げ奉るものである。

二、殿下。皇太子、皇太子妃、皇孫、其他の皇族を申し上げ奉るものである。

三、閣下。將官と同相當官。

四、殿。上等兵以上に對する敬語である。

又直接に其人を呼ぶ時は、皇族に對しては殿下、將官には閣下、上長官以下には大、中、少佐殿、大、中、少尉殿、特務曹長殿、伍長殿等の官を呼ぶか、或は聯隊長殿、中隊長殿、班長殿などと職名を呼ぶものである。新しく入營したものは往々にして、師團長閣下、聯隊長殿と呼ぶべき所を、師團長殿、聯隊長閣下などと間違つた呼び方をするのもあるから氣を付けなくてはならない。他人と某上官の事を話す時には、其上官を呼ぶのに皇族であれば、某親王殿下、例へば「貞愛親王殿下の御臨場がありました。」「將官に對しては某何官閣下、例へば「上原大將閣下が來られました。」「上長官以下は某大佐殿、某軍曹殿と云ふのである。反對に上の人から下級の者を呼ぶ時には敬稱を略するのである。又勤務上にあつては敬稱を略するのが常である。例へば中

隊長が職務上に於て大隊長の命令を達する時には、大隊長殿命令とは云はないで、大隊長命令といふのである。又上級者に對して、自己を呼ぶには多くの場合に、自分、又は私と云はずに、自分の姓を稱するのである、即ち「山本が」、「川上が」云々と云ふのである。

〔兵營内の容儀〕 軍人の行動は凡て時間に由つて正確に且敏速に行はねばならぬ。兵營内に於ては、毎朝起床の號音が、響き互ると同時に速かに起き出でて、先づ服裝を整へて日朝點呼の號音で、定められたる位置に就いて、週番士官が立會の下に内務班長から點呼を受けるのであるが、此場合に病氣の者は届出なければならぬ。そして起床の後では、窓の戸を開け放つて、毛布や敷布を振つて、叮嚀に疊んで、枕を其上に置いて、顔を洗つて、兵器を拭いて、着衣整頓するのである。で起床後には無論顔を洗つて口中の清潔を計るのであつて洗面器などはお互に譲り合はなければならず、洗面後は清潔にして他人に渡すか又は元の場所に置いておく。そして場所は一定して

ゐるのであるから無暗の所へ出て洗面をせぬ事になつてゐる。衣服は正しく著て、勤務演習の外は脚絆は用ひない事になつてゐる。朝起きてから日夕點呼になるまでは寢臺に寝たり、腰を掛けたりする事は出来ないものである。然し其隊で特に規定された休暇とか、病氣とか、夜勤務とかの場合には此限りでないものである。室内に於ては凡て靜肅にして、無暗に塵などを捨てず、清潔にして置かなければならぬ。又飲食物は、一定の場所以外に於てしない事になつてゐる。そして室内に入る時は靴の泥を叮嚀に落さなければならぬ。

此の兵營は、本部、兵舎、厩、倉庫、工場、炊事場等に分かれて、其に浴室、洗面所、洗濯所、風紀衛兵所、營倉、面會所、酒保、集會所、醫務室等を附屬してゐる。本部とは聯隊や大隊の本部員が事務を執る所であつて、週番室、下士室、事務室に區別が出来てゐる。下士や兵卒の居所を兵舎と云つて、中隊毎に分れ、將校室、下士室、兵室及び中隊事務室と物置が附いてゐるのが普通である、で此の兵室や、備附

品を清潔に保存するのは、居室内に居住する全員の負擔となつてゐる、而して此の共同生活をするには各自が十分に公德心を發揮しなくてはならぬのは言ふ迄もない所である。

〔食事の心得〕 軍人は食物を喫するのに速かである事を必要とする場合もあるが、平素は別に速かに食べる必要がないので、餘り急いで食べると、胃の消化を害して身體に害を及ぼすのであるから、十分に嚼み下して食べるべきである。殊更に急がなくてもよい。そして如何なる場合でも先づ飯より食べ始めるのが禮である、又箸をカチャカチャさせるのもよくない、靜かに扱つて高い音を立てないやうにする。勿論一個の器より食物を取る時には互に譲り合つて取るべきで、競争などをすまじきものである。

〔金銭と書籍〕 金銭は聯隊長が制限した以上を持つ事は出来ない、又互に貸借する事を禁じてある。而して新聞や雑誌は聯隊長の許可したものでなくては、讀むことは出来ないし、典令範や、勤務書以外の書物を持つたり、讀んだりするには一應中隊長の

許可を受けるべきである、又他人の依頼に依つて、印刷物などを配布したりしてはならない。

〔便所の清潔〕 一軒の家でも便所を見れば、其家が果して十分に行届いてゐるかどうかが分る位であるが、便所は衛生上は固より、十分に注意しなければならぬ。

〔身體の清潔〕 身體は常に清潔にして置かなくてはならない。其には屢々入浴する事が甚だ必要である。入浴をする時、皮膚の汚れを洗ひ落して、そこに附いてゐる有害物を洗つて了ふから、皮膚の機能(働き)が良くなつて、身體を健康にする効があるのである。

次に頭髮は長くなると不潔となり易いものであるから、一週間に一回は是非とも短く刈らなくてはならない。長いのは軍人の威容にも關するもので、人が見ても厭なものである。爪の長いのも垢が積り易いから、一週間に一回は之も短く刈り截らねばならぬ。

此他私服を持つてゐる事は許されない。若し又貴重品を有つてゐるならば、自ら十分に其始末して其保存を嚴重にし、毀損したりすると處罰をされるから、充分に注意に注意をしなければならぬ。

〔更に注意すべき事は〕 色々政治上や社會上に關する議論の演說會に臨んだり、又は此種類の論說や記事や新聞や雑誌に投稿する事は、禁せられてゐる。然し學術の講演會や、學術に關する論說記事を投書せんとするものは、豫め、隊長の許可を受けべきである。又娛樂のために金錢や、物品を賭けて勝負を争ふ事は固く禁ぜられてある。品物を遺失したり、拾つたときは、直ちに内務班長に届出でなければならぬ、且つ服装は即ち心の反映するものであつて、服装の不取締や、だらしないのは體て精神の不確實を證明するものであるから、服装に就て上官の注意を受ける如きは軍人として、不名譽の事と云はなければならぬ、そこで帽子を被るには、右に傾いたり左に歪んだりしないやうに、又は仰向にならぬやうに注意して、徽章が正しく、鼻の

線に一致するやうしなければならぬ。若し必要があつて、鬚紐を用ゆる時には、適度に締めるのである、釦は脱して置かぬやうにするのである。「ホック」、「ビジャウ」も同じことである。襟布は上着の襟から適度に現はさなくてはならぬので、其他の物を頸に巻き付ける事は出来ない。又襦袢の袖口は、上着の袖口よりも多く出してはいけない。そして上着は釦の線を正しく身體の中央に置いて、ズボンは下へ落ちないやうに着るのである。若し脚絆を用ゆるときには、ズボンの皺は外側に向けて正しく、集めるやうに着るのである。且つ衣服の表面には鎖紐や、布片などを現はさないやうにすべきである。

〔中隊の組織〕 その事務に就ての心得を一言すると、中隊長はその中隊を指揮し統率して、軍隊の風紀を維持して、部下を教育し又訓練する。そして内務、衛生、經理の一切に互つて始末をするのであつて、例へて云へば、軍隊に於ての、慈父とも稱すべき人である。又中隊附の將校は中隊長の分身であ

る。

特務曹長は、中隊に於ける下士兵卒の慈母に當る者であつて、命令や色々の規律の實行を監督して、中隊の編制を司り、下士以下の性質や行状や、その技能、家庭の有様等々を注意して、兵舎内の兵卒の活動を視て、それを正しく矯正するのが任務である。又兵卒の父兄や、村長など、中隊との連絡を圖つて、一日に五六回兵舎の内外を巡視して、諸々の規定の實行を監視し、支給した品物の手入や保存の行届くや否や等をも注意する勤務制もするのである。

曹長は中隊の文書報告、經理の事項を司るのであつて、兵卒に俸給や、諸被服などを支給する。又中隊の倉庫を監視して、金銭や品物の出納を司り、上官から命令を受けて之を下士以下に傳達するのである。且つ下士以下の軍隊手牒を預つて、内務班長の所要があればそれを班長に渡す仕事をする人である。内務班長は何をする人かと云へば、班内の模範となつて班内に於ける親睦一致を圖

り、諸規定を嚴守せしめて、給養や、支給品などの事に就て注意をする人、事の大小を論せず、直接兵卒の世話をする人であつて、最も兵卒がお世話になるべき人である。班附上等兵とは何をやる人かと云ふと、班長の分身とも稱すべき人であつて、兵卒と同室に起居して、萬般の世話をする人である。

〔病氣と診断〕 毎朝點呼の隊に病氣の者は内務班長に申出て、診断時刻になると週番下士は、患者を引率して、醫務室に至り、診断を受けしめるのである。但不時に起つた病氣は何時でも診断を受ける事が出来るのである。患者はその病症に依つて二三に區別するのである、一等症、(公務の爲めに起つたもの)、二等症(自然の病氣)三等症(自己の不養生から起つた病氣)、此中で軽い病人は薬を服するだけであつて、業務は平素の通り行ふのであるが、病氣に由つては練兵休と云つて練兵を休むのがあり、入室といふのは隊内の病室に入つて治療を受くるのであり、入院は衛戍病院に入院するのである。

〔週番勤務〕 之は營舎内の軍紀や風紀を維持して、一般の定まつた規則を正確に履行せしむる爲に、一週間内隊の内に在つて取締りをする者である。そこで此の週番と云ふのは、土曜日から次の土曜日まで、一週間を服務するのである。然し時に依つては一日宛する事もある。此週番を二つに分けて一を聯隊週番勤務、他を中隊週番勤務と稱するのである。そして、聯隊週番勤務にあたるものは、週番大尉が一名、週番特務曹長が一名、中隊週番勤務と云ふのは、週番士官、即ち中隊毎に、中少尉が一名、週番下士即ち中隊毎に、下士又は伍長勤務上等兵が一名及び週番上等兵、即ち週番毎に上等兵が二名附いて、一名は雜務を行ひ、一名は食事を司るのである。

斯くて中隊週番は、中隊の全般を又聯隊週番は聯隊の全般を取締つて、衛兵の事から火災豫防のこと、掃除の事を始め、諸隊長の退營された後の出來事は、皆この週番士官が始末をするのである。そして週番上等兵は掃除の監督、火元の取締、食事の受取、分配をやるのであつて、新しく入營をすると、間もなく食事當番をやるが、其時

の監督は此の週番上等兵がするのである。

〔検査〕 と云ふのは隊内の色々の内務の實行を、皆一様に確實にするために行ふものであつて、それを三つの種類に分けるのである。

〔軍装検査〕 之は隊内の武裝を皆同一に均しくするためであり、且つ兵器や被服が整つてゐるかどうか、又各自の支給品の保存が、良いか、悪いかを検査するのであつて、戦時(演習)に必要な武裝をして、隊長の時々検査するのを云ふのである。

〔細密検査〕 之は舎内に於て、武器や、被服や、支給品一切の保存修理、清潔の善悪を検査するのである。

〔清潔検査〕 舎内に於ける武器、被服、其外の物品が清潔になつてゐるかどうかを調べ、又舎内が清潔になつてゐるかどうかを検査するのであつて、毎週土曜日の午後になると、中隊長又は中隊附の士官が之を行ふのである。又時に依ると、武器又は被服の一部だけを検査することもある。兵營を分解して、其細かい部分の検査をするの

を、兵器分解検査と稱する。

〔外出の心得〕 外出は成るべくしない方がよいのであるが、日曜日、大祭祝日、年末、年始、靖國神社大祭、陸軍始、陸軍記念日など一定の休暇日は勤務に當る者の外は、演習を休んで營内に於て休養するのである。本人の希望があれば朝食後から、夕食前まで外出を許されるのである。又已むを得ない事情があつて臨時の外出を願ひ出づる時には隊長から、四十八時間以内の外出を許される事がある。此場合には届書に事情を精記して出願するのである。外出の服装は定められた服を着け内務班長から軍隊手牒を受取つて外出するのであるが、特に許可を受けて外出する時には、外出證をも所持して行くのである。若し外套を携へる時には、巻いて左の肩から右の腋下にかける。雨が降つて路が悪ければ脚絆を巻くのである。但し旅行や歸省を許されたものは、常に外套を携へ、脚絆を着けるのである。休業日が數日にかゝる時は、聯隊長は勤務に差支がなければ、特に品行の方正で、

平素勤務に勉勵する者には、旅費や家計上差支なき者には外泊歸休を許すのである。又凡て外出する時には兵舎に歸つて食事をするかどうかを、豫言して、炊事に間に合ふやうに班長に届出て置くのである。之は無駄の準備を省くためである。夕食時間まで外出する下士以下の者が、晝食に歸る事が出来ない時には、豫め前日の夕刻迄に班長に届出で、辯當を請求するのである。又公用のために外出するものは脚絆を穿つて、公用證を受取つて内務班長、週番士官に届けてから外出し、歸つたら公用證を貰つた人に返して、班長と週番下士に報告するのである。中隊の一般の休暇でない日に外出をしようと思ふ者、又は夕食の時間後に歸營又は外出しようとするものは、内務班長を経て、中隊長に願出で、軍隊手牒と外泊證とを受取り、週番下士に届出でてから外出するのである。歸つた時には軍隊手牒と外出證(外泊證)を返して、歸つた旨を週番下士に届出るのである。〔外出先の心得〕 外出先に於て心得て置かねばならぬ事は、特に服装を正しくし

て、姿勢、動作を嚴格に、且つ活潑に歩行して、充分の威儀を備へてゐなければならぬ。此際に於ける自分の一舉一動は、聯隊の名譽を代表してゐるものであると心得てゐなければならぬのである。凡て公衆に對しては、穩和謙讓を旨とし、殊に老幼婦女に對しては諸事親切を心懸けねばならぬ。又數人が同行するならば、人の妨げにならぬやうに、街路には高聲で話をする事を注意して、無用の處へ立寄つて公衆の妨げになるやうな事をせぬやうに、行進中は古參者の歩調に習つて歩くが宜い。又雨も降つてゐないのに外套や頭巾を被つたりするのは、懦弱に見えるから決してやつてはならぬ。殊に若し酒氣を帯びた時には、容儀を紊さないやうに注意をしなければならぬ。若し外出先で事故のあつた時には、歸營の後直ちに報告をしなければならぬ。外出中兵營の近所に非常事件其他火災などのあるを知つたら速かに歸營すべきである。そして萬一差支があつて、定められたる日時に歸る事が出来なかつた時は早速所屬の隊に報告して、其理由に従つて市町村長、憲兵、警察官、驛長、船長等の證明が若くは

醫師の診斷書を受けて後に歸營すべきものである。又若し歸る時刻に遅れた時には、直ぐに風紀衛兵司令の許に行つて、其理由を述べて指圖を受けなければならぬ。外出する時には若し時計を有つてゐたならば、風紀衛兵の時計と合はせて出かけるべきであるが、時計は故障の起ることもあるから、時計ばかりに依頼する譯には行かぬのである。又時計を持つてゐなければ、市内の五六軒の時計を比較して、平均の時刻を求めて、成るべく時間に餘裕のあるやうにして置かなければならぬ。市中に下宿を求めて、休暇の時其處に居るやうな習慣を附けるのは、精神を懦弱にする憂があるから避けなければならぬ。

〔火の用心〕 火事を起すとそれだけ無駄な國の寶を費し、延ては人間や動物の生命にも危害を及ぼすこともあつて、軍隊の教育や、衛生、其他凡ての方面に妨げになる事が甚だ多いのであるから、凡ての者が心を協せて、一致して、其の危険を起らない内に充分の注意を以て防がなければならぬ。であるから軍隊では特に此點を注意して

あるのである。今其注意すべき一般を述べると、煙草を喫ふものは營舎外に居る時な
ら火薬庫や、彈藥庫は云ふ迄もなく、凡て危険の虞ある處では、止めなければならぬ、
舎内であれば一定の場所以外で喫ふことは出来ないものである。又マッチの燃え殻を捨
てる時や、裸火は無暗と取扱つては不可なのであつて、火取は蓋のある火取りを使
用するのである。

萬一出火の際には、大事にならぬ前に夫を消止めるのが第一の目的であるから、火
元や其附近に居合せたものは、服装などの如何は問はないで、其儘で大急ぎで其場に
駆付けて、十分に消防に力を盡さなければならぬ。そして出火の場合に對する處置
は、其處に居合はせたるもの、臨機應變の仕方に任せて、巧みに消火するやうに計ふ
べきである。で出火の際は點呼集の喇叭が鳴る。輕便消火器の使ひ方は平素から心得
て置くべきである。

〔酒保の心得〕 酒保と云ふのは營舎内に在つて價を極めて安くして、品質の良い物

を、下士以下に賣るために設けられたもので、日用の必需品を始め、飲食物は凡て此
にある。酒保で品物を購めるには、靜肅を旨として、他人の妨げにならぬやうにし、
且つ武裝したまゝで、飲食をしてはならない。また、罰人と犯行の取調中の者、軍
醫の診斷中の者、衛兵勤務の者、及び上官から禁止された者は、酒保で物を買つた
り、飲食する事は、禁じられてある。此酒保は、毎日晝食後から、日夕の點呼まで開
くのであつて、一般休日には、朝食後から開くこともあるのである。けれども間食は
胃腸を害する憂があるし、且つ浪費の悪い習慣を誘ひ出すこともあるから、此點は大
に注意を要する。

〔當番は名譽〕 傳令や色々の雜務をする兵卒を當番卒と呼ぶのであるが、師團司令
部や、旅團司令部、聯大隊本部、中隊事務室を始め、炊事當番や、厩當番など、様々
であるが、それは皆、特務曹長が、公平に考へて、適當の人を、適當の仕事に割り當て
るのであつて、昔のやうに、不勉強だからさせられるなどと考へるのは大に間違つてゐ

る。如何なる仕事であつても、各々立派な、神聖な仕事である。同じ當番でも師團司令部の當番を好んで、炊事當番を厭がる風があるが、之は大なる間違である。かういふのは、臆て安逸を得やうとする精神で、全く之を斥けなければならぬ。樂な仕事ばかりしたがるのは亡國の民と言はなければならぬのである。況んや軍人に於てをやである。一體此當番といふのは、一見樂なやうで中々骨の折れるもので、要は氣を利かせて、氣軽く働くと云ふことにある。エヘンと云へば灰吹位の考へは必要である。

〔検査は有の儘〕 包み隠さず有の儘で検査を受けるのが當然で、偕て愈々検査だとなつてから、急に騒ぎ出して取繕つたり、片付けたりしては何んにもならない、それでは検査の主旨にも反することになるので、常日頃から、チャンと整へて置くところに始めて値打があるのである。又俄造りで検査を受けて、例へそれが立派にした處が、其は一時を欺くもので、軍人精神に反するものとしなければならぬ。それよりは、多少は不整頓であつたにしても、有の儘で検査に接する方が、遙かに優つてゐる

のである。そこで平素から、銃の手入れでも、室の掃除でも、器物の扱ひでもチャンとして置けば、例へば何時だしぬけに検査をされても一向に差支へない筈であつて、又それに限るのである。一夜作りと不精とは、検査に大禁物である。

〔衛生上の禁物〕 最後に衛生上の禁物に就て一言して置かうならば、無理な我慢は大なる禁物であつて、實際に身體の具合が悪ければ、直に診断を受けるのに限るので非常に病氣が重くなつてから、俄かに騒ぎ出すのは、甚だ不利益である。早く快復するのは手遅れにならぬ中に、診察を受けて治療するのが、賢い路である。けれども病氣になつたとて、決して氣力を落してはならないので、回復したら、大いに勉強すれば直ちにまた、他人より遅れた處も、追ひ付く事が出来るのである。そして前にも言つたやうに、病氣になるまいとするには、日頃から衛生を重んずるのが第一の條件である。殊に三等症は自己の不攝生から來るのであるから、此病氣には決して、罹らぬ覺悟でなければ不可ぬのである。若し傳染病にても罹ると、それは唯だ自分一人のみ

ならず、他人にまで大變な迷惑を掛ける事になるのである故、之に萬一罹つたなら、他人に染らぬやうに、自ら充分に注意を加へるのは、當然の公德である。自分は、陛下の股肱であるといふ事を忘れてはならぬ。

九 陣中要務に就て是丈は心得おくべし

方位の見分け方 先づ陣中に勤務するには何う云ふ事を知つて居なければならぬかと云ふと、第一は方位を識別する事である。これには色々方法がある。磁石、時計、大陽、月、北極星、木理、樹木の枝などで夫々見分ける事が出来るのである。
〔磁石に依る法〕 磁石は之れを水平に持てば、青色の針の端は常に北を示すものである。

〔太陽に依る法〕 日の出るときに太陽に向ふと、右は南で、左は北に當る。又顔の方は東、背の方は西に相當する、が元來、太陽は東から出て南を通り、而して西に入る。

るものであるから、午前十時頃には南と東の間に在つて、正午には頭の上から少しばかり南にある。さうして正午を過ぎると段々と、西の方向に傾いて、遂に西に没するのである。故に太陽と現在の時間とに依つて方位を知ることが出来るのである。

〔北斗星に依る法〕 天氣の好い晩には頭の上へ、星の塊つてゐるのを見るが、之を大熊星と云つて、或る距離を隔つて、小熊星と相對して居る。此小熊星から一定の距離に小さな星があるが、之の星は春夏秋冬を問はず、北にあるので、之れを見出すと北方の位置が夜でも分るのである、が精しい事は何れ入營後に教はることであらう。

〔植物に依る法〕 樹木の根は、通常は北か又は北西に向つてゐる側に、苔が生ずるものである、此の面は日光の直射を受けないからである。又樹木の切れ目に現はれた木理は、南側に疎であつて、北側に密である。それは南側は日光が當るから、發育が旺んであるが、北側の方は反對であるからである。樹木の枝振りも、大抵は南側が葉が多くつて、北側には枝や葉が少ないものである。

〔時計に依る法〕 眞直な木の枝又は針を、時計の中心に直立して、其枝の投げる影が、丁度十二時の文字と、時刻を指す短い針とから成る角を平分(二分)するところに、あるやうにすれば、十二時の文字の方向は北である、但し之れは時刻が正確でなければならぬ。

徴候 ぎざしてあつて、何か敵でも来たかと疑はれるやうな徴しがあるのを云ふので、敵の状況を知ることが出来るのである。そこで萬事これに注意をすることは、斥候や、歩哨には缺くべからざることである。雁が亂れて伏兵を知つたのは、有名な話である。

〔土烟〕 敵の蹴立てる土煙のことで、高くつて淡いのは騎兵である。土烟が高く上つて、濃く、間断のあるのは砲兵である。土煙の濃くつて、低いのは歩兵である。又土煙の方向によつて進行の方向を知ることが出来る。

〔土民〕 土民が憂ひてゐるやうな模様のあるときは、敵は遠いと知るべく、土民が

不遜で、威張つて居るやうな様子が見えるときは、敵は近くにゐるのである。

〔獸禽蟲〕 馬の嘶く聲、犬の吼へる聲、禽の亂れて飛ぶのは、怪しむべき徴候である。又虫や蛙などの、急に鳴き止むのは、人が近づいて来た證據である。

〔銃砲聲〕 小銃は種類が異ふと、銃聲を異にするものである。故に豫め敵と味方の銃聲を聞き分ける事が出来る。又銃聲の多少で、部隊の多いか少ないかを知る事が出来る。又遠近や、位置の概略を判断することも出来るのである。銃砲火の烈しい時は、本隊方面の、戦闘の劇しいか何ふかを知るべきである。

〔燈火〕 露營の火によつて敵の位置を知り、其の兵力部隊の大小も知る事が出来るのである。露營火の余燼によつては敵兵が撤去した時間を推して知ることが出来る。但敵兵が退却の夜などは殊に露營の火を増すことがある。そして野營の跡に依つて、如何なる兵種が、止まつて居たかを察することが出来る。又足跡、馬蹄、車轍で行軍の方向や、兵の種類、及び多いか少ないかを知ることが出来る。

のである。

傳令勤務 傳令と云ふのは命令や方向を傳達する者を云ふのであつて、口上を以て傳令をするのと、筆記したものを携えて行くのと二通りある。口上で傳令する場合に、出發する前と、歸つて來てからと、二回之を復唱する必要がある。而して命令や、報告を發するものは、宛名、何處を通つて何處に至るか、何處に歸るべし、それから速度此の四つを示して置かなければならぬ。若し之を示してなかつたら、十分に聞いてから出發すべきである。而して傳令は途中で上官に逢ふても、歩く速さを變へる必要はないのである。此の傳令使の速度には三種あつて、並、急、至急の別がある。並と云ふのは一時間五千メートル、急と云ふのは駆け足と速歩と半分づゝで、一時間六千メートル、至急と云ふのは出来る限り駆け足で進んで行くのである。

行軍中の心得 行軍中でも差支がない時には、隊長から、談話や、唱歌、喫煙などを許される事はあるが、前後の距離は伸ばすことは許されない。後方部隊との關係が

あるからである。又左右に間隔を廣げてはいけない。それは道路の片側は傳令等に供するために取つて置かなければならぬからである。

「行軍休憩中の心得」 行軍の休憩中に心得て置くべきことは、休憩の命令があつたらば、速かに休止の姿勢に移るのであつて、背囊や銃は速かに脱しなければならぬ。又休憩中には、必ず用便をして置き、靴すれを豫防したり、相當の長い時間を休憩する様なれば、靴を脱いで足を冷やして置くこと疲勞を醫する效がある。又此休憩中は上官に敬禮をするに及ばないのであるが、許可を得ずして、生水を飲む事は出来ない。又寒中であれば、寒い風に當つてゐるから、休憩だと云つて急に室内に入つて、暖を取ることは却つて身體に害があるから、氣を付けなくつてはいけない。而して休憩してゐる場所からは、遠く離れない様にすべきである。水筒に湯を補充しておくことなども忘れてはならぬ。

宿營の心得 宿營と云ふのは軍隊が泊る事を云ふのである。宿營には三種ある、即

ち舎營、露營、村落露營の三つである。此の中で舎營とは家の内に泊ること、露營とは屋外に泊ること、村落露營とは一部が家の中に泊つて、一部が屋外に泊るのを云ふのである。而して行軍と云ふ事は、軍隊に於ては、やらぬ日はあるが、宿營は三百六十五日やらぬことはない。甚だ大切なものである。

〔舎營中の心得〕 舎營に就いたならば、直に武器の手入をして、銃架を作つて整理するのである。被服の手入をして、成るべく入浴し、身體の清潔を計り、用事が済み次第、速かに休憩に移るのである。舎營は靜肅を旨として、舎主に迷惑にならぬやうにして、若し又舎主が不親切であれば、其次第を中隊長に報告する。食事は宿營長の命令に従ひて、翌日の整列時間等を聞いて就眠する。若し警報があつた場合には、速かに集合するのであるが、集合をしてゐる暇がなければ、宿舍又は小隊毎に、敵に向つて抵抗するものとする。

〔露營中の心得〕 先づ第一に露營に、在つては何時でも戦ふことが出来るやうに、

戦備を嚴重にして置かなければならぬ。而して各兵士は、猥りに露營地を離れてはならぬ。出發前には消火をすること。露營中は一々上官に遭ふ度毎に敬禮を行ふ必要はない。警報があれば各自に背囊を負ふて、銃を交叉して置いてある側に集合する。銃は命令があるまで解かないのである。

警戒 軍隊が敵に近く行軍する時、又は敵に近く宿營する時は、敵を警戒するため、特別の部隊を出すものである。そして此の戦備の行軍をする時に、敵方に出す警戒隊は三種あつて、前方へ出すのを前衛、側方へ出すのを側衛、後方へ出すのを後衛と云ふのである。又前衛は区分して、前衛本隊及び前兵、前衛騎兵に區別して、前兵から尖兵、中隊尖兵を出し(尖兵中隊も前方に尖兵を出す)前方と側方に斥候を出すのである。又小なる部隊のときには尖兵中隊、若くは尖兵のみを出すことがある。又尖兵は歩兵の前方に、更に騎兵尖兵を出すこともあり、省くこともある。

〔前哨の任務〕 若し敵とは距離が遠く離れてゐて、夜襲の心配などない時は、別

として、何時敵から不意に攻められるか分らない場合には、前衛から更に一部隊を出して、休んでゐる本隊を警戒させるのである。又俄かに敵が攻めて來たらば、之れを防ぎ止める本隊の戦の準備をさせるので、之を前哨と云ふのである。

〔後衛の任務〕 後衛は退却するときに、本隊を安全に退却せしむるを以て任務とする。又前進や後進の場合に於て、敵に面して、右側にあるのを右側衛、左側にあるのを左側衛と稱するのである。

斥候の任務 敵情を能く知つて戦ふのは、勝利を得るに缺くべからざる所である。斥候は軍の耳目となりて、前方に進み敵情や地形を搜索して、之を報告する重大な任務を有してゐるのである。従つて斥候に出ると、一兵卒にして拔群の功勞を現はす人もあつて、深い考へも必要あり、膽も太くなくてはならないし、機を見て敏速に働くのも必要であらうし、甚だ任が重いだけに骨も折れるが、此斥候に選ばれることは従つて大なる名譽であると云はねばならぬ。

〔斥候の種類と其心得〕 斥候には色々あつて、將校を長として重大な任務に就くの將校斥候と云ひ、下士を長として稍重き所に用ふるのを下士斥候、選拔せる三名内外の兵からなるのを斥候と云ふのである。そして其動作にしても、行軍間の斥候、特種の斥候の區別がある。而して斥候となつて敵に近付くには自分の服装の色を、自分の背後の樹木、土地、草、建物などの色と同じやうにする必要がある、此くすれば敵に發見されることは少なくなる。又敵が自分を見てゐると思つたら、其間は少しも自分の身體を動かさないで、静かにしてゐれば、敵は一度は斥候ではないかと注意しても何か思ひ違ひをしたのだらうと誤るからである。着物と附近の色とを同じにするのは大切である。そして斥候に出たらば、敵が地に這へば自分の姿がよく見えるやうな處に居てはならない。見張のために高い場所へ上る必要があれば、草の上を匍つて登つて行つて、上に達したら初めて、極く静かに頭を上げるのである。而し頭も大して高く上げなくとも、敵を見る事の出来る程度で十分で、敵が見えたなら、能く敵の動作を

見て、又静かに頭を下げるのである。若し敵に見付けられたと思つたら、頭は其儘に暫く動かさずにて、敵の注意を避けてから、徐々に頭を下げる様にするのである。高い所にゐるときは、其高い所の一番上から頭を出すのは、甚だ不利益で、土や木の間から見るやうにするのである。

搜索をする時が、若し夜であれば、溝とか低い地面を選んで徐行するのである。此方法は敵の注意から遠ざかる良い方法である。そして又敵が近付いて来たら、静かに藪か木蔭に隠れて居れば、三四尺の距離に敵が近付いても、知らずに行つて終ふものである。夜の斥候は時々立止まつて、足音を氣を付けて聞かねばならぬ。土地を踏むで行くのは静かな夜などは、可なり遠くの方まで明かに聞えるものである。そして此種の斥候は、晝でも夜でも、必ず敵の風下から、行くべきで、風上から行けば忽にして発見されて了ふ恐れがあるのである。斯う云ふ場合には往々にして一の隠れ場所から他の隠れ場所へと、敵に発見されないやうに、走らなければならぬ。斯う云ふ時には

木の枝や草で自分の行く方向を示して後から来るものに知らせなければならぬ。若し何もなければ白墨か石で土地の上に、印を付けて置かなければならぬ。

連絡兵の任務 連絡兵と云ふのは、前方部隊と後方部隊とを連絡して、其行進の方向や距離を常に相互の部隊に報じ、絶えず前後の連絡を計るのが目的である。又尖兵から出る連絡兵は、常に前兵の運動に注意して後方に連絡をとらなければならぬけれども、其他の連絡兵即ち前兵、前衛本隊、又は本隊が率る連絡兵は、常に前方部隊との連絡を計るべきである。

連絡兵の動作は、道路の分岐点や曲屈点で前後部隊の行進する方向を連絡する、前方部隊は現に駆足をしてゐるか停止してゐるかを注意して報告する。又前方部隊との距離を正確ならしむることに注意する、戦闘が始まれば所屬部隊に還るのである。

宿營中の警戒 軍隊が宿營してゐる時は、前哨を備へて又は直接に外衛兵を設けて置いて警戒に任せしめる事は前にも一寸述べた。前哨は前哨本隊、前哨中隊、小哨、

又は復下士哨、哨(此の複哨は二人から四人まで)あつて、前哨中隊は特別の番號を用ひて呼ぶのである。例へば前哨第何中隊と云ふやうなものである。そして休止の軍隊を警戒して、敵の襲撃に當つて、抵抗するのが任務であつて、兵卒は普通は背囊を下してゐるが、一部分は絶えず戦備を怠つてはならない。又た任務の爲めか、許可なくしては、一人といへども哨所を離れることは出来ないものである。

小哨 云ふのは前哨中隊の前方にあつて複哨及び下士哨を配置して敵に近く警戒するもので、下士哨に勤務する者は、決して銃から手を放してはならない。

〔銃前哨の任務〕 は直接に小哨を警戒して各歩哨の地位を報告し、傳令などに對しては、小哨、前哨、中隊前哨、司令官等の位置を示し教えるのである。

〔巡察〕 之は歩哨の線内を巡視して、各哨所や、歩哨を監視し、又は歩哨の配置してない土地を探して近所の歩哨と連絡を取るのを任務としてゐる。

歩哨 之は普通に番兵と稱してゐるもので、前方の敵を警戒して異状があると夫

を後方の指揮官に報告するのが役目で、一人で立番をする單哨と、二人から四人までで立番するのと二色ある。之は兵卒の勤務で頗る重大なるもので、一般守則と特別守則とを記憶して、之を厳守しなければならぬ。此の一般守則と云ふのは、何時如何なる場合にありても、歩哨が必ず守るべき規則であつて、時と場所とを問はないのである。而して特別守則と云ふのは敵状や、地形などに依つて色々に變するものである、時と場所毎に異り、歩哨毎に其都度授けられるのである。

〔一般守則〕 と云ふのは歩哨の監視する方法、動作、報告と歩哨線の通過を許可すべき人、及び歩哨が夜間取るべき動作、敵が軍使を出したり降参して來た場合の扱ひ方、歩哨の姿勢と銃の保持し方等である。

〔歩哨の監視法〕 動作報告と云ふのは凡て歩哨は絶えず油断なく敵の方向に注意して、疑はしいやうな事には、特に深い注意を拂ひ、若し敵に關して何か見付けたならば、直ちに其一人は小哨に報告するのである。若し猶豫してゐては危険であつて間に合ぬ

やうな事があれば、續けて五六發の發射をして急を本隊に報じ、且つ其一人は小哨に報告をするのであつて、敵の單獨又は數名からなる斥候の如きは夫れを射殺又は捕獲することを圖るべきである。

〔歩哨線の出入を許す者〕晝間であれば我軍の將校、部隊、斥候、傳令使に歩哨線の出入を許すのである、が此以外のものは小哨長の指示を受けなければならぬ。そうして歩哨の命する所に従はざる者は之を射殺しても構はぬのである。

〔夜の勤務〕夜間歩哨に近く者があれば銃を構へて「誰か」と問ふのである。呼ぶ事が三度に及んで猶返事をしなければ射殺してしまふのである。此外は晝間と同じである。

〔軍使、降參人の取扱〕白旗を翻して遠方から軍使たることを現はして來るものがあるときは、之を待遇するに、敵を以てしないで、先づ彼を歩哨線外に止めて、小哨長に報告するのである。又敵の一人が武器を投げ棄て或は遠方から降參人である事を

表はして來た時にも、同様である。但し若し敵が武器を携へて來た時には先づ之を棄てしめる。

〔歩哨の姿勢と銃の保持法〕歩哨は喫煙したり銃を手から放すことを許されない。

又命令のない限りは、座臥することは出来ないのである。そして晝間は立銃か、銃を腕にするかは、何れも其隨意である。けれども夜間は擔ひ銃、提げ銃、又は腕に銃を爲すべきものである。そして上官から質問があれば監視を止めることなくして質問に答へる。

〔特別守則〕之は第一に自分の事、即ち其歩哨の番號。第二前方のこと、即ち敵の状況や監視すべき區域や、前方にある我部隊、斥候の情況及び必要なる道路や村落などの名稱。第三は側方のことで、隣りの歩哨の位置、番號と連絡法である。而して第四には後方のこと即ち、所屬小哨中隊の位置と、之に近路である。

行李と給養 行李には小行李と大行李と二種あつて、小行李と云ふのは、戦闘に

必要な彈藥を主として、此他器具や衛生材料を駄馬に積んで軍隊の直ぐ後から附いて行くものである。大行李と云ふのは宿營間に必要なもの、即ち糧食を始めとして大切な書類、金錢又は事務用の物品などを車に積んで行つて、軍隊が戦をしようとするときから軍隊と離れて後方に控へて居り、愈宿營となると糧食などを分配するのが役目であつて、相方共に甚だ大切なもので、之れがなければ戦は出来ないと云ふ位のものである。戦地に於ける人馬の糧食は一日分の定量は米四合五勺、挽割が一合九勺、罐詰の肉が四十勺、醬油エキス五勺、食鹽が三勺と漬物や野菜などであり、馬一日分は大麥が五升、干草一貫目、藁一貫目である。之等は皆大行李で相當の日に當る分を積んで居るのである。此以外に各兵士は出發の時から携帶口糧と稱して非常の場合に備へる食糧を有してゐる。それは米と干麵麩とを一日、分副食物の二日分を背囊に入れて有つてゐるのである。

陣中衛生 戦場で負傷した場合には行届いた手當を受ける様になつてゐる。衛生部

員には軍醫、看護長、看護卒及び擔架卒がある。此衛生部員は戦場で活動して繃帶所で初めの療治をして、野戦病院へ送つて治療させる。猶重いものは後方の病院を経て其術成地の豫備病院へ送り、軽いのは再び戦場へ出て國家の爲めに活動をするのである。

演習上の心得 演習上に心得て置くべき事の大略を述べる。元來演習と云ふのは大隊部内でやつた練習を實地に應用するのであつて、各幹部や兵卒をして諸動作を習得せしめ、同時に指揮官や、各部の隊長には情況に由つて適當に軍隊を運用せしめる能力を發達せしむるのを目的としてゐる。従つて演習に於ては凡て實戦に於けると同様にかんがへて行動をしなければならぬもので、之を忘れてゐては何にもならぬのである。而して此の演習に在つては、諸兵種が、互に協力一致して各自の本分を出来るかぎり現はすべきであつて、此點は甚だ重大なる事である。要するに演習は一方に於ては、艱難に堪ふる精神を増進せしめると同時に、自己が習練したる處を、實地に應用する

に最良の機會を與ふるものである。

〔演習上の注意と禁制〕 各中隊には、射撃の效力に依つて損害を受けた事を現す損

傷旗と云ふのが一本づゝある。又假設旗と云つて敵又は假の味方を示すものがある。

又砲兵が射撃する目標を示すために、目標旗と稱するものがあり、歩兵を射撃しつゝ、

あることを示すのは赤色のを用ひるのである。而して演習を統裁する司令官の位置を

示すのに、統監旗がある。次に號音は「將校集れ」で、將校が演習講評のため統監の許

に集まるのである。「氣を付け止め」は演習中止の號音で、散兵、一斥候であつても

其位置に止まるのである。「休め氣を附け止め」の後で此の號音があれば、其儘附近

の者と又銃して休憩するのである。更に「氣を着け前へ」の號音は、演習を再び始め

るのであつて、對敵行動に移るのである。「解れ」は演習の終局を示すものであつて敵

對を中止して、各隊は宿營に就くのである。

陪觀將校や之に屬するものは赤色の布を左腕に纏ひ、中立者は黄色の布を纏ふ。

又演習に於て禁じられてゐるのは、服装を變じて敵線内に潜入したり、或は其地方の
吏員や人民に敵の状況を聞く事は出来ない。又空砲發火は、小銃ならば敵を距ること
五十メートル、機關銃は百メートル、火砲は二百米以内に於ては、發火することは出
來ない。又航空機に向つては、小銃は百メートル、機關銃は二百メートル、大砲は三
百メートル以内に於て發火してはならない事になつてゐる。

更に社寺や墓地のある處では之を尊重し、砂防工事や苗圃、植林せる雜樹、果樹園
などに於ては特に其を保護しなければならぬ。又通路や橋梁、建築物、堤防、牆壁等
を破壊すること、貴重な樹木を伐採することも禁じてある。

以上が演習上注意を要する極く大略である。

十 軍 人 の 恩 賞 に 就 て 是 丈 は 心 得 置 く べ し

勳 章

勳章は國家に功績ある人を褒賞せんが爲に制定せられたもので、勳位に叙すべきものを左の三種とせられてある。

(イ)殊勳 (ロ)勳功 (ハ)勳勞

殊勳とは、戰爭中特殊の勳功に依つて全軍又は一部の軍隊に大なる利益を與へたものを云ひ、勳功とは、平時戦時に拘らず國家の爲に功績を擧げたるものを云ひ、勳勞とは、平時戦時に拘らず國家の爲に勳勞の著しきものを稱するのである。

(イ)大勳位菊花章 (ロ)金鷄勳章 (ハ)旭日章 (ニ)瑞寶章 (ホ)寶冠章

大勳位菊花章は、偉勳ある者に賜はるもので、左の二種に分つ。

大勳位菊花章頸飾 (大勳位に叙せられたる者の中特別に賜はるものである)

大勳位菊花大綬章

金鷄勳章 之は武功拔群の者に賜はるもので功一級から功七級までである。

旭日章は、勳功顯著なる者に賜はるもので、勳一等から八等まであつて、其種類は左

の如くである。

勳一等旭日桐花大綬章(旭日章の最上位にして旭日大綬章を賜りたる後更に勳

功ありたる時に賜ふ)勳一等旭日大綬章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬

章、勳四等旭日小綬章、勳五等双光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色

桐葉章、勳八等白色桐葉章である。

瑞寶章は、勳勞又は積年の功勞ある者に賜ふ、勳一等より勳八等に至る。

寶冠章は婦人の勳勞ある者に賜ふ、勳一等より勳八等迄ある。

特に金鷄勳章に就て是丈は心得置くべし

金鷄勳章は明治廿三年二月十一日左の詔勅と共に制定せられたるものである。

朕惟ふに、神武天皇皇業を恢弘し、繼承して朕に及べり。今や寔に登極紀元を算す

れば、二千五百五十年に及べり。朕此期に際して天皇戡定の古事に徴し、金鷄勳章

を設置し、將來武功拔群の者に授與し、永く天皇の威烈を輝かし、其忠勇を獎勵せ

んとす。汝衆庶此旨を體せよ。

乃ち、皇祖神武天皇が、御即位の初に當り、御躬ら軍隊を率ゐさせられて、中國の叛

徒を御平定の砌、金鷄が飛び來つて道を照らし、皇軍の利を計つたのに因ませられた

るものにて、是は軍人の戦功に限つて授與せらるゝもので、勳章の外に年金が附いて

ゐる。其金額は、

- 功一級千五百圓
- 功二級一千圓
- 功三級七百圓
- 功四級五百圓
- 功五級三百圓

功六級二百圓 功七級一百圓

年金は生涯賜はるものである。

然し功に依つて勳章を授與せられても、重罪輕罪の刑に處せられたる者、賭博犯の

處分を受けたり、其他素行修まらず、帶動者たるの面目を汚す者は、勳章も年金も、

褫奪せらるゝのである。

功績賜金 金鷄勳章に年金のつくことは已に前に述べたが、戦時に於て功績ある者

には、勳章に併せて一時金を賜ふ。

感 状

感状といふのは、戦時に於て左に掲げたる功績ありし軍人又は軍隊に對して、軍司令官、獨立師團長等より授與せられ、その名譽を表彰せらるゝものである。

(イ) 敵前にて拔群の勳功を顯し、其行爲軍人の模範とすべきもの。

(ロ) 特別の任務を受け危険を冒して敵前に行動し、其爲に我が軍に勝利を得せし

めたるもの。
(八) 戦闘中自分の長官の危急を救ひ、又は敵の將官を生擒し、又は敵の軍旗を奪ひ取りたるもの。

(三) 前記の三項と同様なる拔群の武功ありたるもの。

戦時に於て最大名譽の褒章は感狀にして、之を授けられたる者は、他日必ず金鵄勳章を賜はる。軍人としては無上の光榮である。

恩 給

軍人は左の場合に於て恩給金を賜はる。

- 一、十一年以上現役に服したる者。
- 二、平時戦時に於て公務の爲に傷痍を受け、又は疾病に罹り、兵役に服すること能はざるに至りたる者。

恩給金額は服役年數及び傷痍の度に由つて差がある。又豫後備の軍人が、戦時若し

くは事變に際し召集せられたる場合に於ても種々規定が設けられてある。扶助料恩給を受ける者、又は受くべき資格ある者が、之を受けずして死歿したるときは、其寡婦に、寡婦なきときは其孤兒又は父母、祖父母の中に給せられるのである。これも其金額は種々差がある。

下士適任證書

下士適任證書とは、上等兵中下士たるの技能を備ふる者に附與せらるるものにて、現役満期又は歸休を命せらるゝ時附與せらるゝのである。但これも禁錮以上の刑に處せられ、若くは賭博犯に由り處刑せられたるときは沒收される。

善行證書、精勳章

〔善行證書〕とは現役下士卒が在役中、其品行方正、勤務勉勵、學術技藝優秀にして、職務に熟達なることを表彰する名譽の褒章にして、満期若しくは退營の際附與せらるゝものである。

〔精勤章〕は營内居住兵卒にして、品行方正、勤務勉勵なる者に附與される名譽の徽章にして、毎年六月及び十二月の二期に、入營後六ヶ月以上経過したる時附與せらるゝもので、幾回でも附與せられる。但し之も刑罰、懲罪に處せられたる時、又は品行勤務の状態に依りて褫奪せらるゝことがある。

射 撃 徽 章

右の外教練射撃の結果最優等なる射手には射撃徽章を附與される。

十一 刑罰に就て是丈は心得おくべし

陸軍には「陸軍刑法」と「陸軍懲罰令」とがある。

陸軍刑法の概要

陸軍刑法とは、陸軍に關する犯罪を處罰する爲に、特に設けられた法律で、左に記載せる者等に適用せられるものである。

- イ、陸軍の現役に在る者。(但し未だ入營せざる者及び歸休兵を除く)
 - ロ、召集中の在郷軍人。
 - ハ、召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服する在郷軍人。
 - ニ、イ、ロの外陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中の在郷軍人。
 - ホ、陸軍所屬の學生、生徒。
 - ヘ、陸軍軍屬。
- 然し軍人軍屬以外でも左の罪を犯した者は、此の陸軍刑法に依りて處罰せられるのである。

- イ、哨兵に對し暴行又は脅迫を爲したる者。
- ロ、哨兵を面前に於て侮辱し、或は之を欺きて哨所を通過し、又は哨兵の制止に背

きたる者。
ハ、軍用物を毀損したる者。
ニ、戦地又は占領地に於て戦死者、傷病者、住民の衣服其他の財物を掠奪したる者。

ホ、俘虜を奪取し、逃走せしめ、或は藏匿、隠避せしめたる者。

ヘ、在郷軍人故なく召集の期限内後れたるとき、或は召集を免るゝ目的を以て疾病

を作為し、身體を傷け其他詐偽の行爲を爲したる者。

ト、戦時又は事變に際し、軍事に關し造言飛語を爲したる者。

チ、兵役を免るゝ目的を以て疾病を作為し、身體を傷け、其他詐偽の行爲を爲したる者。

而して陸軍刑法に依る刑は、

- (イ)死刑
- (ロ)無期懲役
- (ハ)無期禁錮
- (ニ)有期懲役
- (ホ)有期禁錮

の六種に分れ、處罰せられた者は、衛戍監獄に於て刑の執行を受ける。

死刑の方法は銃殺である。

此の陸軍刑法に當る罪に、どんな種類があるかと云ふに、

叛亂の罪。擅權の罪。辱職の罪。抗命の罪。暴行脅迫の罪。侮辱の罪。逃亡の罪。

軍用物損壞の罪。掠奪の罪。俘虜に關する罪。違令の罪。

などであつて、その一部は已に前に掲げてあるが、右の外尙ほ左の如き場合に其の罪

を受けるのである。詳しいことは入營後教えられる。

イ、叛亂を爲したるとき。

ロ、哨兵故なく守地を離れたるとき。

ハ、哨兵睡眠又は酩酊して其の職務を怠りたるるとき。

ニ、斥候傳令等の勤務に服する者故なく勤務の場所を離れ又は到るべき場所に到らざるとき。

- ホ、戦時斥候等にして虚偽の報告を爲したるとき。
- ヘ、従軍を免れ又は危険なる勤務を避くる目的を以て疾病を作為し、身體を毀傷し、其他詐偽の行爲を爲したるとき。
- ト、上官の命に服せざるべき。
- チ、上官に對し暴行又は脅迫を爲したるとき。
- リ、脱營して其の日より六日を過ぎたるべき (即ち七日目より後、戦時に在りては三日を過ぎたるべき (即ち四日目より後))
- 又、戦地に於て住民又は戦死傷病者の財物を奪取したるとき。
- ル、空砲を發すべき場合に彈丸小石其他のものを裝填して發したるとき。
- ヲ、哨兵故なく射撃したるとき。

陸軍懲罰令大要

此の方は陸軍軍人にして其本分に背き、又は軍事の定則に背き、其他軍規を害し、風紀を紊ると雖も、其の程度陸軍刑法に觸るゝに至らざるものを罰する規則である。又軍人にして陸軍刑法以外の刑に處せられし時、軍事上の必要に依り便に此の懲罰令に由りて處罰されるべきことがある。乃ち二重に處罰を受けることになる。懲罰令の適用せられる範圍は、刑法の場合と略ぼ同じである。陸軍懲罰令に依る罰目は左の如くである。

下士にありては免官、重營倉、輕營倉、譴責とす。
 兵卒にありては降等、重營倉、輕營倉、譴責 (在郷兵卒のみに科す) とす。
 免官とは其の官を罷める事、降等とは一階級を下すことである。然らば如何なる犯行に免官降等せらるゝかと云ふに、それは犯行重き者、又は屢々刑行ある者若くは懲罰の處分を受け、到底改悛の狀なき者等に對して科せらるゝのである。
 (重營倉) とは其日數一日以上三十日以内にして、營倉に錮し、寢具を貸與せられ

ず、飯、湯及び鹽のみを給し、演習及び教育の場合を除くの外勤務に服することを禁せられる。但し三日の内一日は寢具を貸與し、通常の糧食を給せられる。此の重營倉は故意に係る犯行に對して科せられるものである。

〔輕營倉〕とは其日數一日以上三十日以内とし、營倉に錮し、演習及び教育を除くの外勤務に服することを禁せらるゝもので、過失に係る犯行に對して科せられる。而して罰期間は左の如く俸給を減せられる。

重營倉にありては、營内居住者は十分の八を、營外居住者は十分の五を。輕營倉にありては、營内居住者は十分の五を、營外居住者は十分の二を。

勤務其他の必要あるときは、重營倉、輕重營を禁足及び苦役に代ふることが出来る。其の場合には次のやうに換算される。

下士及び兵卒の階級にある學生、生徒にありては、重營倉一日を禁足三日に、輕營倉一日を禁足二日に換算す。兵卒にありては、重營倉一日を苦役三日に、輕營倉一日

を禁足二日に換算す。

但し營外居住者にありては、重營倉一日を禁足二日に換算す。

〔禁足〕とは勤務、演習及び教育の場合を除く外、營内居住者は營外に、營外居住者は居室外に出ることを禁せられることである。

〔苦役〕とは勤務、演習及び教育の場合を除くの外、營外に出ることを禁じ、營内の雜役に服せしめらるゝことである。

〔譴責〕とは犯行を糺し將來を戒飭せらるゝものである。然し懲罰令に依り處分された者も、特に功績、勤勞あるとき、若くは改悛の狀顯著であるときは、其の官等、等級を復し、其の懲罰の執行を減免されるゝことがある。

右の外姫路に懲治隊といふものがある。陸海軍兵卒の屢々禁錮の刑に處せられ、又は懲罰の處分を受けても、容易に改悛の狀のない者を收容して懲治する所で、頗る不名譽な所である。

十一 歩兵となる者は特に是丈は心得置くべし

歩兵の本領

歩兵は軍隊の主力。歩兵は軍隊の主力である、敵も最も多く又従つて責任も甚だ重いのであつて、戦の勝敗は主として此歩兵の力に依つて決するのである。騎兵や砲兵は何れも歩兵を補助して、戦を有利ならしめるものである、殊に我國の歩兵は、世界に於て最も勇敢なる歩兵である事は、諸君の知る通りで、最後の手段たる突撃に於ては眞に世界無比で、世界中に於ても、日本の歩兵に勝てる者は先づ無いとされてゐる。忠勇なる大和魂は、此歩兵に於て最も能く發揮されてゐるのである。

心得置くべき五つの事。そこで歩兵となる者が、特に注意して心得て置くべき事は不動の姿勢、行進、擔ひ銃、射撃の姿勢、銃劍突撃の五つであつて、此外は先づ第二位の動作とされてゐるのである。此の第一の不動の姿勢といふのは所謂「氣を附け！」

の姿勢の事で、第二の行進とは「前へ進め」の號令と共にする動作、第三は鐵砲を肩に擔ふ事、第四が鐵砲を撃つ時の三種の姿勢で、第五は俗に謂ふ突貫の事である。此中、不動の姿勢は、假令砲彈が雨霰と降つて来ようが、蜂が刺そうが、何事が起らうが、ビクともしないで、平氣で起立してゐる事を云ふのである。斯くてこそ一人の指導者の一言に由つて、非常の大部隊が、活動する事が出来るので、軍紀の根源は此不動の姿勢に在るのである。

歩兵の教育

不動の姿勢。之は一に精神の鍛練を主眼とし確固たる心を持たせるのが目的で、苟も不動の姿勢を執つたならば、何が来ようが、何があらうが、決して動じてはならない、瞬一つさへ出来ないものである。今日は暑いから眠いとか、咽喉が乾いたから水が飲みたいとか、早く寝たいとか考へてゐたのでは何にもならない、そんな事では到底戦に勝つ事は出来ない、故に此不動の姿勢を習ふのは、陛下のため、國の爲め、上

官の命令があれば、どんな事でも厭はないといふ、鐵の如くに確りした精神を養成せむがためである、之が即ち不動の姿勢の本當の目的で、此精神がなければ、不動の姿勢であつても全然値打のないものである。而して不動の姿勢には肩と頭とを出来るだけ後方に引いて、目は十分に見張るやうにする、従つて、眞に精神が入つてゐないかどうか一見して判然する。

歩調の練習 多數の者が協同で仕事をする時に、足並が揃つてゐなければ、碌な事は出来ないのであつて、殊に歩兵は足で戦をする兵隊であるから、此點は十分に心得てゐなくてはならない。若し號令が一度下つたら、百人でも千人でも、整然と足並を揃へて、一人と雖も足並の亂れた者があつてはならない、一人の亂れるのは、總て全軍の亂れる初めてあつて、それでは戦争に勝てないのである。故に歩兵になる人は入營をすると、直ぐに歩調の練習をやるのは此の爲である。

歩、一步の幅が凡そ二尺三寸に歩くので、此歩幅と、速度とは、多くなつても少くなつても、又は遅すぎても、速すぎても不可である、之は嚴格に守るべきものである。又は駢足は主として戦場で用ゆるもので、疲れぬやう、倒れぬやうに駢足をするのが目的で、一步の幅は凡そ二尺八寸で、一分間の速さは百七十歩である。

射撃の三姿勢 射撃には立射、膝射、伏射の三個の姿勢がある。最も多く用ゆるのは膝射と伏射で、此他に他物利用の射撃がある、樹木とか、塹とかに身體を寄せて射つので、姿勢よりは命中の度命は多い、が之も三姿勢を十分に心得てゐなければ上手に行かぬものである。先づ最初は立射から習ひ始めて順次に伏射、膝射を習ふものである。而して立つて射撃する時の姿勢を立射の構へと呼ぶのである、不動の姿勢を執つてゐる時に、此立射の構へをするには、頭は正面に向けた儘、半右向けをしながら、右足を新しい方向に對して、右の方へ凡そ一步半位開くのである、其と同時に右手で銃を持ち上げ乍ら、前に倒して左手で、銃床部、照尺の邊を握つて臂を身體に著けて、指

は銃床の溝に置き、銃口を目の高さにする、之が立射の構へである。斯くて標的に向つて射つのであるが、それには据銃、即ち銃を構へてから狙ひ移す動作と、狙ひ方即ち照準と、引鐵の引き方即ち撃發の三つの方法がある。

〔膝射の構へ〕 之は戦場に在つては可なり多く用ゆる構へ方で、不動の姿勢から此姿勢を執るには、半を右向けをし乍ら、右の足先を左足先の後の方で、其踵から約一步の半分の幅の處で引いて、左の手で劍の鞘を前に拂つて、右の足を左の足の方向と略直角になるやうにして、地面に附けるのである、そして腎を右足の上へ載せて、左の足を立てる、其と同時に銃を前方に倒して、左の手で立射の時のやうに銃を持つて左の前臂を左の膝の上に置いて、床尾板を右股の内側に當て、右手で銃を握つて、上體は自然の方向に向けて、眞直ぐとなるのである。

〔伏射の構へ〕 伏射は前記の膝射よりも一層多く戦場で用ひる方法である、之は寢乍ら射つのであるから、身體は甚だ樂で、敵からは自分の姿が能く見えない利益があ

る。不動の姿勢から此構へに移るには、右手で彈藥盒を左右に開き乍ら半分右向をして、床尾は新しく向いた方向へ一歩ばかり出す、此方向に兩方の膝を地面に附けて、直ちに左の手を兩膝の前の邊へ出して地面に著け、上體を射撃する方向に向けて約三十度の角を取り、立射と同様に構へるのである。此時に銃把を額の少し前方へ出して兩肘を地面に支へる、而して射方は右手で銃把を少し下の方から握るやうにして床尾板を、あばら骨の上へ當てるのである。

〔立射の据銃〕 立射の構へから狙ひの動作に移るには、銃を身體に近く上げて、右手で肩頭と襟の間へ床尾板を確かりと、押し付けるのである、其と同時に右肘は肩の高さと同じまで上げ、眞直ぐに垂るやうにするのである、殊更に肩を上げたり、前方へ出したり、又は右手を緩めたり、床尾板の位置を移したりするのは宜敷ないのである。〔照準に就ての心得〕 立射で照準するには銃を肩に著けると同時に、右の眼を閉ぢて、精密に照準をするのである、而して照準は如何なる場合でも必ず正確にしなけれ

ばならぬので、若し是が誤つてゐれば、彈丸は決して標的に當らない。で照準するに
 は、例へば四百米突の距離なら、四百米突の照尺を、又千米突なら千米突の照尺を取
 らなければならぬ、而して此時に銃を左右に傾けないやうにすべきである。立射で撃
 發するには銃を肩に著けて、照準を始めると一緒に食指で引鐵の第一段を壓し、次に
 正しく照準點（照準線に達したる點）に照準線（照門から照星を見出した線）に向け
 た刹那に發射すべく引鐵の第二段を押すのである、而して引鐵を引くには、靜かに自
 然に引かなければならぬ。

〔膝射、伏射の据銃〕 膝射の姿勢で据銃をする時には、左前腕を左膝の上に立て立射
 の時と同様にする。又伏射の時は、胸を地面から少し離して頭を上げ、兩肘を地面に支
 へて、右手は立射の時と同様にして、右手で銃把を少し下の方から握つて、床尾板を
 アバラ骨の上の處へ當てないやうにする。此他は立射と同様である。
 而して照準點は、天氣の模様や、空氣の關係で種々に變化するもので、例へば前の

方から風の吹いて來る時は、銃口から目標迄の距離は短くなつて、彈丸は下に落ち、
 後力から風が吹けば彈丸は上へ上る、右から風が吹けば彈丸は左へ、左から吹けば右
 へ傾いて着彈するのである。又各人は自分の使用する銃の性質を十分に心得て居ない
 と正確な命中は出來ない。太陽の光線、寒暑に依つても相違のあるものである。

射撃の種類 射撃には色々種類があるが、〔狹窄射撃〕といふのは、少量の火薬で作
 つた彈丸を以て、十五米突位の近距離に小さな標的を置き、射撃の動作を練習する、
 主に照準と撃發の要領を習ふのである。之をやらずに直に實彈を使用すると射手が怖
 しいといふ考を持つのが癖になつて宜敷ないからである。〔基本射撃〕は戰團射撃の
 基礎となる重要な射撃である、此射撃は實習と豫習とに分れてゐて、二等射手（初年
 兵）一等射手（二年兵）特別射手（二等射手の習會に合格した者）の區別があり、二
 等射手は豫習實習合せて十四習會、一等射手が十一習會で、一習は通常五發であるが
 合格しない場合は猶三發だけを許される、此射撃は大抵八月か九月に終る、之が相當

に進んで應用射撃に移るのである。「應用射撃」は基本射撃で習得した事を、戦場で用うる爲に、歩哨、斥候の獨立射手が應用する射撃である。此標的は人像であつて、射手は自ら目標を發見して、位置の選定や距離の目測をして、短少の時間内に精密に照準して、正確に射撃をしようといふ興味あるものである。「戦闘射撃」は基本射撃に熟達して應用射撃をした後で、指揮官や兵卒の戦闘動作を完成する目的でやるのである。即ち分隊、小隊、中隊で行ふ處の實踐的の射撃である、毎年一回宛、射撃教育の終つた者をして行ふ重要な練習である。之は標的も、實際の敵と同様に設けられて、部隊は其に向つて戦闘するのである、此時は各人は指揮官の號令に依り軍規を守つて射撃するのである、而して此結果は何人を射つたか、直ちに判明する。

〔彈道に就ての心得〕 石を前方へ投げると手形に飛んでゆく、彈丸も之と同様で通過する際に曲つて進行するのである。今三八式(三十八年式)歩兵銃で、例へば、一千米突の照尺で射撃して、其彈丸が千米突の處へ到着したと假定すると、銃口前百米突の處から彈丸の届いた手前の五十米突迄の間即ち八百五十米突の間は、立つて歩いても彈丸は當らないものである、乃ち彈丸には彈道といふものがあるからである。併し銃の改良されるに従つて此弓形は段々と少なくなつて行く。

●小隊の編制 小隊は兵士の身幹の順に従つて前後二列に並ぶ、後列の兵は前列の兵の背から胸まで七十五瓏、即ち一步の幅の距離を取り正しく前列兵に重なる。而して各兵卒間の間隔は、左の手を腰に當て、肘を側方に張つた時に、軽く左隣の兵の右腕に觸れるを適度とする、而して小隊の各伍は、第一列のものだけが、右から左に番號を附けて、其を正面とする。小隊の兩翼には各々其翼の分隊長を置いて、翼分隊長と稱する。其他の分隊長は分隊の中央後に重つて、後列から、二歩後方に控へてゐる、之を押伍と稱する。

解散、集合の演習 入營すると直に、集れ、解れが始まるのである、各個教練は足の關節を柔かにするのが目的で、それは分隊毎に助手(上等兵)が先頭に立つて、助

教(下士又は上等兵)の命令で行はれるのである。而して之も他から見ると可笑しな動作をやるが、其原因は第一、隊形を能く知らない事。第二、號令を能く聞かない事。第三、餘りに狼狽ること。第四、軍服の着方に慣れてゐない事などである。故に此點は注意すべきである。

中隊教練の心得 中隊長は一家で云へば慈父に當るので、戦闘の時は志氣結合の中、心點となる重い責任のある位置に居られるのである。故に中隊全部の者は、中隊長を尊信して中隊全般の名譽となるやうに心懸くべきである。中隊長は如何なる時でも中隊長の號令で動くので、恰も一心一體の如く、自由に活動する事を目的とする、唯だ一人でも此目的に副はないやうな行爲があつてはならない。師團を全體の身體とすれば一本の指の如きもので、戦闘の單位となるものである。師團は何れも中隊の集合である、中隊の名譽は即ち師團の名譽である。

〔中隊の密集教練〕 中隊長は二種に分る、即ち密集と散開に區別して、全體が一

團となつて活動し、射撃し、突撃するのを密集教練と稱し、一に中隊長の號令の儘に動くのである、之に依つて敵に近く迄進んで後、散開の動作に移る。密集隊形は敵前に至るまで永く用ひらるゝもので、重大なものである。

〔正規隊形と應用隊形〕 密集隊形は正規隊形と應用隊形の二種に區別する。正規隊形を中隊縦隊と稱し、三個の小隊が横隊となり、前後八歩の距離を取、重なり合ふ隊形を稱するので、併立縦隊は横隊及び側面縦隊と名付くがある。而して密集教練の基礎となる重要なものは、整頓である、整頓の秘訣は、右整頓の場合左の兄先が開き過ぎぬやうに、左整頓の時は右の足先が開き過ぎぬやうに、及び整頓線を超えて前方へ出過ぎぬ様にする事の三つである。其次は行進である、行進は眞直ぐに正しく、前方へ進んで、速度と歩幅の十分に揃ふのが肝要で、整頓翼の方から押して來たら其に従ひ、反對の方から押して來たら、支へるのである、而して整頓線から進み過ぎたり、間隔が狭過ぎたり、廣過ぎたりしないやうに心得て置く事が肝要である。次は射撃で

あるが、突貫は前述の如く勇氣の如何に依つて勝敗の決するものである。

〔中隊の散開教練〕 散開は散兵と援兵との二稱に分ける。歩兵が戦闘する時に必ず用ゆる隊形である、中隊長の命令に依り各兵は密集隊から、基準兵を照準として左右に駈足をして、二歩の間隔を取つて、恰も一列横隊の如く前進するか又は其場所に停止するのである。而して援隊は直ちに停止して百米突以上二百米突位の距離を取る、此援隊の任務は散兵線の援助にあるのである。散兵線が損害を受けて、銃數の減じた場合は聯隊長の命令で、援兵は始めて散開に移る。

散開教練の訓練は、散兵線の運動、散兵線の射撃、突撃、追撃、退却、集れ、併せ、等であるが、兵卒として困難な動作でない。要するに各個教練で習つた事を、眞面目に實行すればよいのである。

追撃と突撃 我が日本の軍隊は突撃を以て世界に鳴つてゐる。射撃は敵に近接する手段であつて、目的は突撃に在る。又追撃は勇敢に行ふもので、敵兵が退却したら、一休

みなぞと小成に安んぜず、猛烈に突撃をして、戦勝の効果を大ならしめなければならぬのである。

十三 騎兵たる者は特に是丈は心得置くべし

騎兵の本領

騎兵の任務 騎兵は馬の速力を利用して遠く敵方に進入し、敏速且つ正確に敵の状況を偵察し來たつて、戦勝の目的を達するやう、味方に有利なる情報を與ふるの目的である。騎兵は荷も馬の通り得る處ならば、何處へでも行つて活動が出来るので、而も馬の速力を利用するのであるから、其行動が頗る敏捷である。然し敵の方でも同じ目的を有つた騎兵隊があるのであるから、先づ全力を盡して敵の騎兵を破つて、我が軍の行動を自由に出来るやうにし、又戦闘の始まつた際には、他の諸兵種と協同して働き、敵を追撃する場合には、其の敏速なる馬の速力を利用して、猛烈に敵を追撃

して効果を大ならしめなければならぬ。又或時は不意に敵を逆襲して、味方の戦勢を利益あるやうにしなければならぬ。

騎兵の戦闘 かく騎兵は元來馬に乗つて戦をするのであるが、地形其他の關係上、馬を下りて徒歩で戦争に従はねばならぬこともある。その時は歩兵と同様に銃を取つて敵と戦ふのである。

騎兵の性能 斯の如き任務を有する騎兵は、大膽であると同時に敏捷に而して忍耐力に富んでゐなければ、充分に目的を達することは出来ない。殊に馬術に長じてゐる事が、騎兵に取つて最も必要であるのは云ふ迄もない事だ。騎兵と馬とは切つても切れない關係がある。常に馬を善く訓練し、且つ之を可愛がつてやらなくては、愈々戦争と言ふ時になつて、充分の能力を發揮することが六かしい。故に馬は「活兵器」と謂はれてゐる。此點は十分心得て置かなければならない。

騎兵は戦場の花 騎兵の戦闘に於てよく勝利を得、よく目的を達するには、機先を制

することが大切である。「孫子」といふ兵書に「先んずれば人を制す」と説かれてゐるのは、此處の點である。敵の攻撃を受ける前に、此方から敵に向つて攻めて行かなければならぬ。時に數百人、又數千人、一團となつて、憂々の響に馬蹄を大地に印して閃々たる軍刀を揮つて敵軍に突入して、痛快無比に斬りまくるのは、眞に壯觀である。「騎兵は戦場の花」と呼ばれるのは此の意味である。斯の様に騎兵は勇ましく、痛快な仕事をする軍人であるから諸君も其積りて、大に男兒の本領を發揮して、國家に盡さなければならぬ。

報告と通信の任務 騎兵は馬に乗つてゐるから足は頗る早い。そこで砲煙彈雨の戦場にあつて、右述べた任務以外に「傳騎」といふ役目をやる。夫は諸方から來る報告や通信を傳へてあるく任務に従事するのである。此の傳騎といふ仕事は戦争には非常に大切なものであつて、味方が互に色々の事を承知し合ひ、連絡を取つて少しの手落ちもないやうにし、又敵の状況を知つて上官に知らせたりするのは、此の傳騎の役目であ

る。又騎兵は小形の電信や電話の機械を持つてゐるから、其を使用する事が出来るやうな時には、早速利用して、臨時の電信局や郵便局のやうなものを敵方の土地に急造して、後方の味方へ状況を通信する、甚だ便利で洒落れた仕事をもするのである。

騎兵の兵器

騎兵の使用する兵器は、銃と軍刀の二種である。

〔銃〕は四四式騎銃と稱し、三八式歩兵銃に比して小形である。銃各部の名稱等に就ては、歩兵銃と大同小異であるから、茲にはその説明を略する。

〔軍刀〕は三十二年式甲軍刀と稱し、歩兵の持つてゐる短剣とは全然違ふ。これは諸君が平常よく實見する所であるから、特に圖を入れて説明するまでもなからう。刀身、刀柄、鞘から成つてゐて、刀身各部には更に左の如き名稱がついてゐる。

- (一) 刀刃
- (二) 刀尖
- (三) 刀背
- (四) 血溝
- (五) 切羽

刀柄にも刀把、刀柄頭、護拳、指貫革等の名稱がある。鞘には、佩環、鐙、鯉口、鯉口發條、鯉口駐螺等が附いてゐる。又附屬品としては刀帶、吊革、吊鈞、刀緒の四つがある。此の外に馬が「活ける兵器」と謂はるゝことは既に屢々述べた通りである。

騎兵の教育

そこで騎兵は入隊してからどういふ教育を受けるかといふに、騎兵の教育期間は工兵、砲兵、輜重兵等と同じく三年であるが、此の期間は實は短すぎるのであるから、各自勉めて軍務に努力し、此の短い期間に、立派な軍人となるやうに努力しなければならぬ。教育は學科と術科の二つに分たれるが、學科は兵種に依つて無論専門の點は違つてゐるが、大體は皆似てゐるものである、謂ゆる大同小異である。馬のことや、報告や命令を傳達したりすることは、騎兵に特別の科目である。馬の事は別章に其の大略を説明しておく。術科は徒歩教練と、乘馬教練の二つに大別し、更に、徒歩教練

は、各個教練と、部隊教練に、乗馬教練も亦各個教練と、部隊教練の二種に區別するのである。而して此等の術科は、唯だ外觀が手際よくゆけばよいといふのではなく、精神が確かりしてゐなければならぬのは、獨り騎兵に限つたことではなく、軍隊教育の大眼目であるから、常に此心持を忘れないで、習練の功を積まなくてはならぬ。

徒歩教練の心得 徒歩教練といふのは、馬に乗らないで歩いて教練をすること、之を各個教練と部隊教練の二つに分ける、之は大體歩兵の時に述べたものと變りはない。騎兵にあつては乗馬が主眼であるから、徒歩教練の方は、軍紀を嚴にする爲めと、徒歩戰鬥に必要な動作とを習得するのである。即ち此の徒歩各個教練の目的とする處は、活潑に動作をして、軍刀の使ひ方や、銃の扱ひ方等に關して、それらの動作に、規律あり節制あらしむる爲めである。各個教練で大體の教育が終ると、そろそろ此の部隊教練が始まる。大勢が一塊りとなつて、唯だ一人の指揮官の號令に依つて行ふので、先づ最初に分隊、それから小隊、中隊といふ風に段々に人數を増して教練

を行ふ、夫を分隊教練、小隊教練、中隊教練と云ふのである。(歩兵の條を見よ)

乗馬教練の心得 騎兵操典綱領にも「馬は活兵器なり」とある通り、騎兵と馬とは離るべからざるもので、従つて騎兵教育の本來の目的眞髓は乗馬の教練である。

〔乗馬各個教練〕 乗馬各個教練の目的は、堅き團結と嚴格なる秩序とを維持して、自由自在に運動を行ひ、襲撃の際に大なる威力を發揮するのが目的である。それで第一には馬術に熟達せしむることであり、第二には、馬上に於ける武器の取扱ひ方に熟達せしめることである。而して此教練は、色々の地形を利用して練習するのであつて、森林や隘い路、濠、堤などの通過又は出口に相應しい隊形となつて運動することに熟達せしむるので、此の際に特に團結と秩序とを保つて行動するのである。歩度(歩く速さ)は多少の伸縮はあるが、大體に於て常歩が一分間に百米、速歩が二百十米、駈歩三百十米、伸暢駈歩四百二十米の割合である。そして此の號令は、「常歩、進め」「速歩、進め」「駈歩、進め」といふ風にかけるのである。殊に各個教練に在つて必

要なことは、示された方向を迅速に取り、其を確實に保持してゐること、乗馬下馬を迅速に行ふ事等である。障碍物の飛越などもこの各個教練の中に含まれてゐる。西洋人はよく馬を愛し、馬を好み、普通の人も乗馬でよく散歩に出かけたりするが、日本人は餘り馬の趣味を解しない、馬の趣味を解するどころか、馬を恐がつて、近付けば直ぐに蹴飛ばされるやうに考へてゐる者もあるが、馬は決してそんなものではない。馬を用ゆるには、先づ馬を愛することと、それから勇氣とが大切である。大きな動物を自由自在に使用しやうといふのであるから、相當骨の折れることは勿論である。さて乗馬に就ては先づ姿勢を正しくしなければならぬ。それには左右の兩方の髻の骨と畢丸と肛門との三點が基礎となるものであつて、腰を前の方に張つて上體は柔かに、股は十分に開いて之を内側に廻し、膝は臀部の邊が痛まぬ程度に下げて、股と一緒に鞍に附ける。脚は動かないやうに垂れて上の方は馬の體に附ける、膝から下は自然の方向に向はせ、踵だけを少し下げるやうにする、眼は前方を直視して、頸は真直に、

肩は軽く後方に引いて、胸を開き、肘は軽く體に接する、拳は固く握らず、第二の關節を向合はせ小指を體に近付け、肘より稍低くするのである。そして馬を自由に動かすには騎座の扶助、脚の扶助、韁の扶助の三つを用ひて目的を達するのである。乗馬各個教練で行ふ諸運動は「拔刀」「納刀」「揚銃」「負銃」及び彈藥の裝填、射撃などが主なるもので、拔刀、揚銃、負銃は停止と歩度行進間に於て行ひ、納刀は、停止、常歩の時に之を行ふのである。「拔け刀」は、左手で韁を執つて、眼は柄に注いで、左臂の上から右の手を伸ばし、食指を指貫に通して柄を握り、頭は正面にして、活潑に刀を抜いて、右肘を右の前方に高く伸ばし、恰も一節を示すやうにして、肩刀をする、其法は、柄を右手の拇指と食指中指との中間に保つて、食指を指貫に通して、他の二個の指を柄の外に附して、其手を右の腰骨の處へ持つて来る、そして拇指を其下に附けて柄頭を右股の上に押し付けて、刀身を真直ぐに立て、刀は正しく前に向つて、刀背を肩によせて、肘を少し後方に引くのである。

「納め刀」は刀を垂直に上げ乍ら、無名指と小指とを食指と中指とに合せて、柄を握つて刀面を、顔の中央に對せしめて、護拳の上面を口の高さにして、其前の方の凡そ十厘米の所に持て来て、肘は自然に體に附けるのである。又「揚げ銃」は、左手で鞆を執つて、銃を右手に取り、床尾板は右股の上に當て、床嘴を左下にして、右肘を故に張らぬやうにして、少しく曲げて銃を前の方に傾けるのである。

〔乘馬部隊教練〕 團結は騎兵の乘馬戰、即ち敵を襲撃するには、最も大切な要素である。て乘馬部隊教練には、分隊、小隊、中隊教練の外に、聯隊教練、旅團教練といふのがある、更に集團教練といふものもある。斯く部隊は段々大きくなるが、運動の敏速と、撃破力の強大とを以て、敵を粉碎すれば目的は達せられるので、詳しいことは茲に説明する要はないが、部隊教練となると、指揮官の號令が全隊に行届かぬ恐れがあるから、號令の代りに刀の記號で示すことになつてゐる、それだけは心得て置くがよい。乃ち、

行進方向の指示 刀を垂直に舉げて行進方向に水平に出す。

前進及び歩度の増加 前項の記號を數回連續して行ふ。但し下馬しある時は乗馬の記號とす。

停止 刀を垂直に舉げ次で之を下げ刀尖は地に向ふ、停止しある時は下馬の記號とす。

歩度の減却 刀を垂直に舉げ數回之を上下す。

旋回 九十度の旋回にありては刀を水平にし、外翼に向け、次で之を新方向に廻す。

半輪旋回(百八十度)にありては此記號を數回連續す。

方向變換 刀を垂直に舉げ變換せんとする方向へ數回倒す。

排開 刀を高く舉げ頭上にて數回圓形を畫く。

分解 刀を前の方に出し數回の形に左右に廻す。

十四 砲兵となる者は特に是丈は心得わくべし 砲兵の本領と其種類

砲兵には野砲兵、山砲兵、騎砲兵、重砲兵の四種類がある。野砲及び重砲を使用して敵の構築物を破壊し人馬を殺傷するのを目的とし、軍の骨幹となりて戦闘するものである。即ち戦争は先づ騎兵の衝突に依りて開始せられ、次で本隊が火蓋を切る、かくて愈彼我乾坤一擲の大活劇を開くといふ段取になるのであるが、我が主力をして自由に進出せしめ得意の突撃を行はしむるには、何としても砲兵が後方から有力に援助しなければならぬ。寄せ来る大軍を物ともせず、片つ端から追拂つて、見ん事味方の大勝利を得せしむることは砲兵の御得意の舞臺である。

野砲兵 之は諸君が演習や行軍の時によく見る砲兵で、師團司令部の所在地には必

ず一個聯隊づゝ置かれてある。野砲と云つて車の附いた大砲を持つてゐる兵隊で、六頭の馬に三人の馭者が乗つて引いて行く。此野砲兵は何時でも歩兵と一緒に行動するので、砲車を自由に引廻し、速足や駆足の時には皆砲車の上に乗るから、機敏に活動が出来、急な坂でも大抵は登る事が出来る。而して此の野砲兵には一個の砲車に砲車長(下士)一名、馭者三名、砲手五名と馬が七頭で行動するので、馬は一頭づゝに區別して前のを前馬、中の中馬、後の二頭を後馬といふ名前を付けてある、馭者が乗る左側の方のを復馬、右側の馬を驂馬と呼ぶ。砲手には一番から五番まで番號があつて、照準手は二番砲手が勤め多くは上等兵がやるのである、我が國の野砲は三八式野砲と稱して砲口の中徑が曲尺二寸五分ばかり、そして大砲に腰を掛けて砲手が射撃するのである。恚うして二貫にも當る砲弾を二里位の遠方へ撃ち出す。又一門の大砲で一分間に二十發位は撃つことが出来る。

騎砲兵 之は騎兵と共に戦をするのであるから、野砲より軽く拵へた騎砲といふ大

砲を用ゆるのである、そして皆馬に乗つてゐる、日本のは砲口の中徑や組立てが略々野砲と同じく、彈丸と射ら方も同様で、四一式騎砲といふのであるが、砲手は馬に乗つてゐて数が二名だけ多い、此二名は馬（地の砲手の乗る）を牽いて行く役目を持つてゐる。騎砲兵隊は四ツ街道（千葉縣）にある。

山砲兵 昔は山地で戦をする砲兵であつたが、今は平地でもやる、野砲よりも大變に小さい、山陰でも自由に昇降出来る大砲の山砲といふのも有つて（一匹の馬で挽くのである）道路が悪くて挽くことが出来なければ解て馬で搬んだり、自分で擔いて運ぶこともある、御手軽な大砲である。此の大砲は極めて手輕であるから却々奇抜な仕事が出来るのである、敵に知れないやうに不意打をやる事も出来る、口徑や彈丸は野砲と同じ形でたい小さい、道路の險悪と否とに依つて一頭乃至は六頭の馬に分けて載せる、砲手は六人、馬が六頭外に彈藥馬が一頭。即ち一の砲車には、一人の砲車長と六人の砲手と七人の馭者と七頭の馬とがある。

彈丸は一里半位の遠くへ届くのである。山砲隊は、仙臺の第二師團、岡山の第十七師團、久留米の十八師團に置いてある。

野戰重砲兵 重砲兵には諸種あつて昔は要塞砲兵と謂つた。野戰重砲兵、攻守城砲兵、海岸重砲兵の別がある、野砲より大砲は大きい、で此の野戰重砲兵と稱するのは、大砲の口徑が大抵野砲の二倍内外以内で、野砲のやうに六頭から七頭の馬が挽いて、野砲兵と相携へて戦争をするのである。主に野砲や、山砲の彈丸では壊せない障礙物などを破るのに用ゆる。此砲は、何の口でも口徑が凡そ三寸五分（十珊半）約四寸（十二珊）約五寸（十五珊）榴彈砲で、此砲を一種以上を持つてゐる、且つ砲手は騎銃を有つてゐるのが普通である。

攻守城重砲兵 之は要塞を攻めたり守る時に用ゆるのであるから大きな大砲でない間に合はない。その大きさは武器の進歩に連れて、益々大きくなつて行く傾向がある。我が國の現在では進歩した是の派の砲が色々ある。此砲は非常に巨大であるから輕便

鐵道で運搬するのである。

海岸重砲兵 之は敵の軍艦を海岸近く寄せ付けない役目をするもので、海岸の要塞に備へられた大砲を使用するのである。此大砲には遠距離で軍艦と戦ふ三十珊以上のものがあつて、加農、榴弾砲、臼砲、速射砲の諸種がある。何も平常から要塞に据付けであるのである。恚ういふ場合に、重砲兵は戦争の時は色々分れるのであるが、平生は一つの隊となつてゐる。此重砲兵の有してゐる大砲には、大きさが違ふばかりでなく形状にも様々に異つたのがあつて、砲身の非常に長いのを加農と云ひ、一番短いのを臼砲と云ふ。而して臼砲よりは長いのを榴弾砲と呼ぶのである。弾丸が最も早くつて且つ低く飛んで遠方に達するのは加農であつて、弾丸が非常に高く飛んで敵の頭の上から打ち付けるのが、臼砲である、榴弾砲と稱するは此二者の中位の度である。何々珊と稱するのは口径の大きさをいふので、例へば四十二珊と云へば口径が四十二珊ある大砲のことである。

野砲の説明

野砲と砲彈との説明 野砲、山砲並に重砲等の細部の名稱機能等に就ては、頗る複雑であるのと、稍秘密に屬する事もあるから、これは極く大略を示して概念を與へておくに止める。現今野砲兵聯隊に於て使用しつゝあるものは、

三八式野砲

と稱し、その概略は次圖に示す通りである。

(一) 砲身

とは大砲の筒の事で、手前の方より彈丸及び藥筒を入れ、閉鎖機と唱ふる堅固なる金屬製の蓋を挿入して彈丸を發射する砲身の内部(砲腔)には數多い螺旋狀の溝が刻んである、之れを腔線と謂ふ。閉鎖機にある發火裝置が不意に動く

とあぶないから防危桿がある。

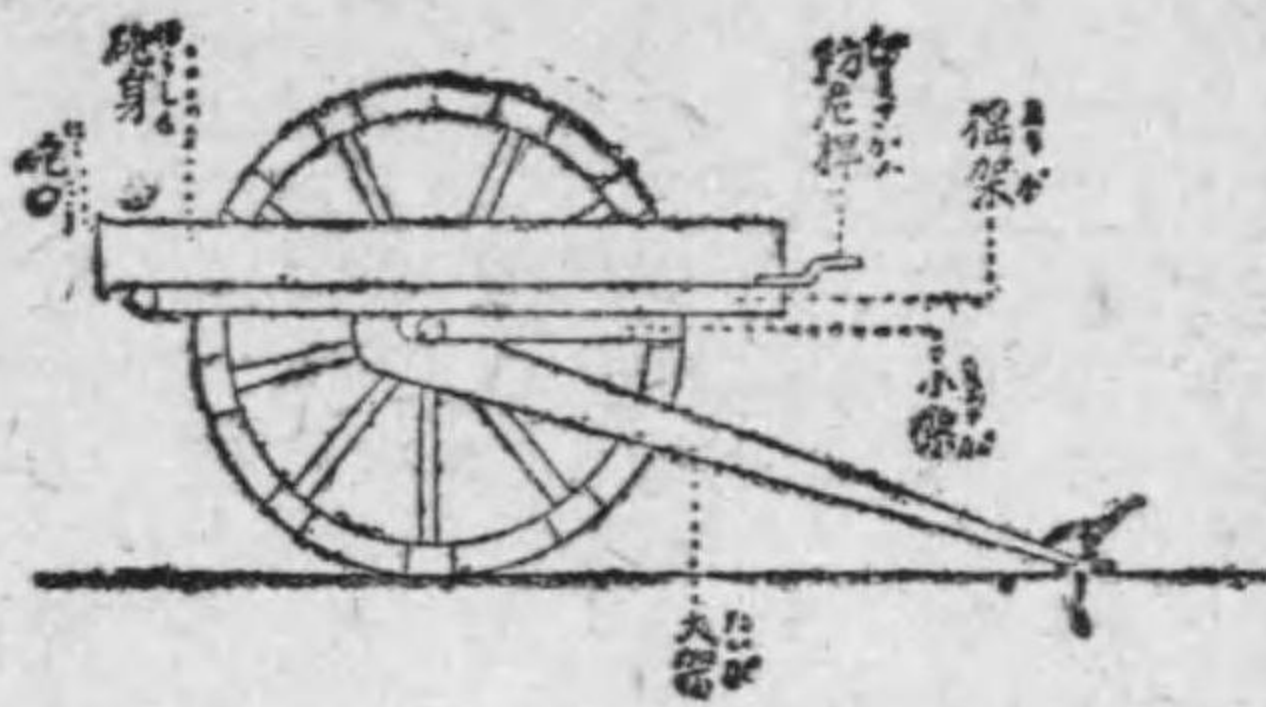
(二) 砲架

は搖架、小架、大架の三つより成る、舊式の砲には此搖架がない、砲身を僅か左右に動かすには小架を動かすので、大架は砲全體を支ふる臺である、之に車輪を附けて砲を運搬し、或は僅に位置を換るに便利である。

(3) 駐退機

は搖架の中に納めて在るもので、發射後砲身の後坐を制し、元の位置に復させる機械である。此元の位置に復する事を復坐と謂ふ。

(4) 車輪 是は砲架、砲身を載せて回轉する車で、堅固に作つてある。



(5) 制轉機 自轉車又は乗合馬車等に附いてゐる制轉機と同理屈のものであるが、砲車にも制轉機が附いて居て、砲車が坂を降る時には此制轉機を使用して砲車が急に降るのを防ぐのである。是は砲兵が砲車に乗つた時に使用する制轉機であるが、徒歩して居る時でも使用する事が出来る様に反對の側にも制轉機を廻すのもある。

(6) 閉鎖機 大砲の筒の手に蓋をする機械である。此閉鎖機の中には火薬に點火する雷管を打つ處の機械の装置があつて綱を引けば發火し

て、火薬は砲腔内で爆發し、強くて且澤山な瓦斯が出来、其力で彈丸は飛び出すのである。此際火薬瓦斯は後ろの方にも非常な強い力で押すのであるが、閉鎖機があつて丈夫に栓をして居てこれを喰止めるのである。此閉鎖機がなかつたならば大砲は全然發射する事は出来ぬ。

(7) 照準具 は目標を狙ふに用ゆる所の器械で、大砲のは極めて綿密に作られてある、此照準具には表尺、照星、象限機と云ふものがある。而して表尺には上部に眼鏡が附いて居つて遠くのものを狙ふにも充分である。

(8) 防楯 は砲架の前に立て、ある厚さ三密(我曲尺約一分)の鋼板であつて敵の小銃彈や砲彈の破片は容易に貫通することが出来ない。砲手は敵に對し此防楯の蔭で發射するのである。

(9) 前車 馬で大砲を牽く時に、馬と大砲との間にある箱車のことで、大砲の彈藥及び種々の品が入れてある。

(10) 彈藥車 大砲の彈藥を入れる箱車で、榴霰彈を入れる箱車と榴彈を入れる箱車との二種ある。

(11) 豫備品車 是は土工具(土を掘る道具) 馬を繋ぐ道具、器械を修理する道具、拳銃其他必要な豫備品(車輪など)を運搬する箱車であつて、前車と後車に分れて居る。

榴霰彈と榴彈 砲彈には榴霰彈と榴彈の二種がある。鉛の小さな彈丸二三百個と火藥とが入れてあつて、敵の頭の上からバット爆發させるのが榴霰彈で、甘く行くと一個の砲彈で四五十人位は一度に片付けて終ふ事が出来る。信管といふ機械が頭の上についてゐる、之で狙つた度で、彈丸に點火して破裂させるのである。榴彈と云ふのは炸藥といふ非常に強い火藥を一杯填めた彈丸である、これは頗る猛烈な奴で、主に堅いものを打ち壊すために用ひるものである。その外詳しいことは入營後實物に就て教へられる。紙上では述べ難い。

砲兵射撃の心得

砲兵の射撃には色々あるが、極めて大體の話をすると、隊長が射撃すべき目標即ち敵を定めて命令すると、命令は順々に廻つて、中隊長が最後に命令するのである。放列と云ふのは大砲を放つ線といふ意味で、都合のよい度へ持つて行つて大砲を据付けることを放列といふので、之には別に彈丸と火藥(裝藥)とが這入つてゐる車が附屬してゐる、之から彈丸を取り出して込めるのである。

併し砲兵が大砲を射つには先第一に打つ的を定めなければならぬ、即ち敵を見定めなければ打てぬ、之は指揮官から示される。で此目標は、野砲兵、山砲兵では、主に敵の歩兵、砲兵、騎兵などの動くもので、時に依れば、大砲の据付けてある砲臺や、壕を掘り堤を築いてある敵の堡壘など、動かないものを打つこともあるのである。又海岸砲は、敵の軍艦、水雷艇など、主として動くものを目標とし、又上陸した敵兵を目標とする事もある。それで射撃をするには放列から目標迄の距離を知らなければな

らない、それは目測と云つて目で見て測るのであるが、此他に測遠器と稱して敵迄の距離を計る器械や、敵と放列の度との位置を定めて圖の上で計つて距離を極めて射つのもある、例へば距離が五千米であれば、砲に五千米の射角を懸けて射つのである。若し此の彈丸が敵よりも手前へ落ちれば距離はモット遠い事が判る。又遠くへ行きますれば、敵の後方へ落ちるから、敵は此の二つの距離の間に居ることが判る。敵に効力のある射撃は大概は、榴霰彈の射撃である。

〔射撃方向〕

距離の遠近は右のやうであるが、敵に向つて右か左かを定めることが又必要である。之は直ぐに敵の見える時は容易であるが、現在敵に見られない度にて放列を敷くのが通例であるから、之は仲々六ヶ敷いのである。之には様々の方法があるが、先づ狙を定める點をきめて、此點と目標との間の角度を測つて砲車に命令するのである、併し之は諸君が入營後に實地に研究するもので、話しだけでは十分に説明が出来ないから、此の位にして置く。

〔照準具の説明〕

敵を射撃するには大砲に射角を與へて高さを定めるが、此射角、方向を定める器具を照準具と云ふのである。速射砲になる前は射角を與へるのは表尺で、方向を定めるのは方向鋸であつたが、今日の速射砲では、方向鋸と表尺とが一になつてゐる甚だ便利なものとなつた。但し海岸砲は今でも之は二つに分れてゐる。次に信管、これは彈丸が空中で破裂をして散彈の雨を降らせたり、目標に中つて破裂させる爲に、信管といふものを付けて射撃をする。此信管には著發信管と、休火信管との二種類がある、彈丸が敵に到着してから破裂するのが著發信管であり、大砲から打ち出された時口火を取つて空中の豫定した度で、破裂するのが、休火信管と云ふのである。けれども此信管の構造は各國共秘密になつてゐて、夫々工夫を凝らしてあるものである。

●●● 馭法に就ての心得

大砲は思ふ度へ自由に運んで行かなくては目的を達する事が出来ない、故に砲を運ぶには馬を馭することが上手でなくてはならぬ。之に就ては上手

に馬を使用すると同時に馬を可愛がつてやれといふ事を馬の話の項で説いた。で第一に知つて置くべきは、馬の数が殖えて六頭になり七頭になつても、一匹の馬の六倍なり七倍なりの力が出さないとである、馬の数が多くなれば、それだけ馬の力は減つて來るのである、馭法の上手、下手で大變に馬の力に相違が出てくるのである、馭法は一人が二頭づつを受持つて三人で一致するやうにするのであるから、仲々難しいものである、そこで六頭なり八頭なりの馬に都合よく挽かせるには各自が自分の馬を上手に取扱はなければ甘く行かぬ、馭者は馬に油断なく注意して、絶えず馬を勵ましたり、徴らしたりして、馬に眞面目に挽かせる習慣を付けることが肝要である。そして自分の馬が挽いてゐるかどうかは、手綱や拳に感ずる力でわかる、乃ち自分の乗つてゐる馬が挽く時には腹に力が入るから腹が固くなつて、馭者の足を押すやうに感じられる。處で六頭の馬をして同じやうに力を出さしめるには、先づ馬の歩み方を一樣にしなければならぬ、馬が同じ速さで歩めば、平均して挽けるやうになる、殊に前馬

の馭者は其砲車を嚮導して行くのだから、歩度を同じくするためには最も氣を付けて命せられた方向に進まなければならぬ、後ろの方は、決して心配するに當らないのである。又中間の馭者も仲々六つかしい、前馬の馭者に習つて其方へ付いて行けばよろしい、後馬の馭者は矢張前の馭者に付いて行けばよろしいのであるが、峻しい坂を上るには大に伎倆を發揮しなければならぬ、而して此三人の馭者は重なり合つて進んで行かなければならぬ。

〔山砲の馭法〕 一人で一頭を扱ふのだから一見甚だ譯はないやうだが、實は相當に六つかしい。之は馬の氣質をよく呑込んで、馬の運動の邪魔にならぬ様にするのが必要である、殊に夜などは、馬を崖から落したり倒したりしないやうに氣を付けなくてはいけない。一體馬には馬毎に色々の、氣質があつて夫々異つてゐるから、之は十分心得て巧みに馬を使ひ分けるべきで、又射撃でも、馭法でも土地が變つたり人數が増えたりすると、一人でやれば上手に行くものでも大に個子が變つてくるものであ

るから、氣を奪はれぬやうにするのが肝腎である。要するに自分の仕事を一生懸命でやればそれでよいのである。

射撃の隊形 射つ時の隊形を放列といふのであるが、中隊の幾門かの砲が、ズラリと並んで、一齊に打ち出す時の光景は、甚だ壯觀である。今の放列は前記の如くに敵からは更に見えないやうにするのであるから、敵方に見え敵と接近した時はドシ／＼見える度に打つのである、で要するに、砲兵は彈藥と馬を大切に、砲兵の特色を發揮しなければならぬ。

十五 工兵となる者は特に是丈は心得置くべし

工兵の本領

工兵の目的とするところは、戦争の全部に互り、其の特有の技術的能力を發揮して

全軍が戦勝を得るやうにするのである。然し時には工兵も歩兵などと同じやうに、小銃を執つて戦はねばならぬこともある。そこで工兵は他の兵種と協同して目的を達すべきもので、道路を造つたり、橋を架けたりして、他兵種の活動に便宜を與へ、又砲壘の如き容易く接近し難きものに對しては、鐵條網其の他の副防禦物を破壊して歩兵のために突撃の路を開くことなどを主眼としてゐる。

そこで器具や材料は工兵に取つては最も重要な兵器であつて、工兵の任務は之に依つて遂行すべきものであるから、銃器と同じやうに之を尊重し大切にしなければならぬ。殊に軍規を嚴肅にし、攻撃精神を旺にして、旺盛の志氣を養つて置くべきは勿論であつて、作業に熟練してゐるのは、工兵には缺くべからざる條件とされてゐる。

工兵の器具

工兵の器具には色々あるが、土工に主に用ふるものは圓匙と十字鍬とである。圓匙は